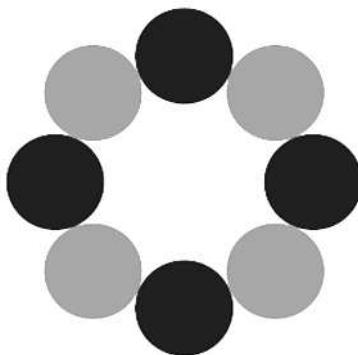


令和7年南砺市議会定例会  
令和7年12月会議  
議案書



南砺市

## 令和7年12月会議提出案件

### 目 次

#### 予算関係

議案第	98号	令和7年度南砺市一般会計補正予算（第5号）	4
議案第	99号	令和7年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	58
議案第	100号	令和7年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 (第2号)	75
議案第	101号	令和7年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）	92
議案第	102号	令和7年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）	106
議案第	103号	令和7年度南砺市病院事業会計補正予算（第3号）	120
議案第	104号	令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）	142
議案第	105号	令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）	152

#### 条例関係

議案第	106号	南砺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める 条例の制定について	163
議案第	107号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	174
議案第	108号	南砺市病院事業使用料及び手数料条例の全部改正について	176
議案第	109号	南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	195
議案第	110号	南砺市財産条例の一部改正について	227
議案第	111号	南砺市桜ヶ池クアガーデン条例の一部改正について	229
議案第	112号	南砺市五箇山合掌の里条例の一部改正について	231
議案第	113号	南砺市福野文化創造センター条例等の一部改正等について	234
議案第	114号	南砺市福光里山レクリエーション農園条例の廃止について	248

## その他の議案

議案第 115 号	高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について	250
議案第 116 号	射水市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について	255
議案第 117 号	氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について	260
議案第 118 号	砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について	265
議案第 119 号	小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に関する協議について	270
議案第 120 号	字の区域の変更及び廃止について	275
議案第 121 号	財産の減額貸付について	278
議案第 122 号	財産の減額貸付について	280
議案第 123 号	財産の減額貸付について	281
議案第 124 号	財産の無償貸付について	283
議案第 125 号	財産の無償貸付について	284
議案第 126 号	財産の無償貸付について	285
議案第 127 号	財産の無償貸付について	286
報告第 12 号	専決処分の報告について	287

議案第98号

令和7年度南砺市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度南砺市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ344,059千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38,721,873千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213号第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		3,365,885	138,204	3,504,089
	1 国庫負担金	1,552,265	119,783	1,672,048
	2 国庫補助金	1,804,467	18,421	1,822,888
17 県支出金		2,242,049	70,352	2,312,401
	1 県負担金	696,124	51,003	747,127
	2 県補助金	1,385,721	19,349	1,405,070
20 繰入金		5,075,405	△700	5,074,705
	1 繰入金	5,075,405	△700	5,074,705
21 繰越金		413,339	126,703	540,042
	1 繰越金	413,339	126,703	540,042
23 市債		2,698,200	9,500	2,707,700
	1 市債	2,698,200	9,500	2,707,700
歳入合計		38,377,814	344,059	38,721,873

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		222, 118	3, 099	225, 217
	1 議会費	222, 118	3, 099	225, 217
2 総務費		4, 648, 972	14, 903	4, 663, 875
	1 総務管理費	3, 828, 328	18, 693	3, 847, 021
	2 徴税費	576, 988	△7, 899	569, 089
	3 戸籍住民基本台帳費	154, 374	2, 932	157, 306
	6 監査委員費	21, 686	1, 177	22, 863
3 民生費		9, 833, 961	279, 420	10, 113, 381
	1 社会福祉費	5, 652, 646	193, 243	5, 845, 889
	2 児童福祉費	4, 181, 315	86, 177	4, 267, 492
4 衛生費		3, 398, 562	△26, 993	3, 371, 569
	1 保健衛生費	2, 372, 403	△26, 993	2, 345, 410
6 農林水産業費		1, 776, 823	22, 730	1, 799, 553
	1 農業費	962, 341	14, 038	976, 379
	2 農地費	253, 391	1, 907	255, 298
	3 林業費	560, 304	6, 785	567, 089
7 商工費		2, 475, 511	26, 133	2, 501, 644
	1 商工費	2, 475, 511	26, 133	2, 501, 644
8 土木費		4, 947, 367	9, 967	4, 957, 334
	1 土木管理費	176, 812	567	177, 379

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	4 都市計画費	1,728,182	6,186	1,734,368
	5 住宅費	198,363	3,214	201,577
10 教育費		3,974,972	11,300	3,986,272
	1 教育総務費	562,654	△3,767	558,887
	2 小学校費	1,074,675	394	1,075,069
	3 中学校費	660,469	14,512	674,981
	4 社会教育費	1,158,161	134	1,158,295
	5 保健体育費	519,013	27	519,040
12 公債費		5,150,143	3,500	5,153,643
	1 公債費	5,150,143	3,500	5,153,643
歳 出 合	計	38,377,814	344,059	38,721,873

第2表

## 縹 越 明 許 費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路新設改良費（補助）	488,461
		道路新設改良費（単独）	256,798
	5 住宅費	住宅施設管理費	38,206
11 災害復旧費	1 農林水産業施設災害復旧費	林道災害復旧費（補助）	20,000
合 計			803,465

第3表  
債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限度額
令和7年度 市営バス運行業務委託	令和8年度	105,977 千円
令和7年度 広報なんと印刷製本業務	令和8年度	11,001
令和7年度 子育て支援アプリ「なんとHug」運用保守業務委託	令和8年度	1,083
令和7年度 子育て短期支援事業業務委託	令和8年度	216
令和7年度 子育て世帯訪問支援事業業務委託	令和8年度	1,400
令和7年度 労働者派遣業務委託	令和8年度	38,725
令和7年度 南砺市役所庁舎警備及び時間外受付業務委託	令和8年度	12,000
令和7年度 I P電話システム保守管理業務委託	令和8年度	2,400
令和7年度 定期異動に伴う庁舎等電話機器・配線改修業務委託	令和8年度	2,000
令和7年度 南砺市役所環境衛生管理業務委託	令和8年度	1,900
令和7年度 マイクロバス運行業務委託	令和8年度	3,573
令和7年度 標準準拠システム移行に伴う戸籍附票システム改修業務委託	令和8年度	1,518
令和7年度 戸籍クラウドネットワーク利用料	令和8年度から 令和10年度まで	2,956

事 項	期 間	限度額
令和 7 年度 福光斎場運営業務委託	令和8年度	19, 061
令和 7 年度 福野斎場運営業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	29, 819
令和 7 年度 市内一般廃棄物収集及び運搬業務委託	令和8年度	280, 600
令和 7 年度 ごみ袋作成業務委託	令和8年度	22, 600
令和 7 年度 散居景観保全事業補助金	令和8年度	7, 136
令和 7 年度 南砺市文化芸術アーティズムH P管理業務	令和8年度	407
令和 7 年度 福光美術館定期清掃業務委託	令和8年度	2, 113
令和 7 年度 土地改良区施行事業補助金	令和8年度	8, 060
令和 7 年度 福光地域市道舗装打換工事	令和8年度	6, 000
令和 7 年度 井波地地域市道舗装打換工事	令和8年度	6, 000
令和 7 年度 福野地地域市道舗装打換工事	令和8年度	6, 000
令和 7 年度 城端地地域市道舗装打換工事	令和8年度	6, 000
令和 7 年度 準用河川荒田町川暗渠改修工事	令和8年度	9, 500
令和 7 年度 河川公園施設管理業務委託	令和8年度	1, 000
令和 7 年度 井波交通広場管理業務委託	令和8年度	4, 800

事 項	期 間	限度額
令和 7 年度 井波交通広場発券機設備保守業務委託	令和8年度	200
令和 7 年度 安居寺公園清掃管理業務委託	令和8年度	700
令和 7 年度 吉江緑地トイレ清掃業務委託	令和8年度	300
令和 7 年度 なんと議会だより印刷製本業務	令和8年度	2, 437
令和 7 年度 外国語指導助手業務委託	令和8年度	22, 282
令和 7 年度 スクールバス運行業務委託	令和8年度	55, 344
令和 7 年度 福野小学校スティールパン購入	令和8年度	1, 474
令和 7 年度 市立図書館システム等運用保守業務委託	令和8年度から 令和9年度まで	14, 848
令和 7 年度 弁護士顧問料	令和8年度	3, 168
令和 7 年度 企業会計システムクラウドサービス利用料	令和8年度	160
令和 7 年度 高齢者総合相談窓口業務委託	令和8年度	6, 880
令和 7 年度 シルバーハウジング住宅緊急通報装置機械監視業務委託	令和8年度	528
令和 7 年度 認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険	令和8年度	177
令和 7 年度 認知症高齢者徘徊S O S緊急ダイヤル設置事業	令和8年度	1, 320
令和 7 年度 緊急通報装置体制整備事業	令和8年度	2, 271

事 項	期 間	限度額
令和 7 年度 徘徊高齢者家族支援 サービス業務委託	令和8年度	39
令和 7 年度 第 10 期南砺市高齢者 保健福祉計画策定業務委託	令和8年度	4,180
令和 7 年度 地域包括支援センター システム運用保守業務委託	令和8年度	2,180
令和 7 年度 地域包括支援センター 業務システムセキュリティソフト使 用料	令和8年度	268
令和 7 年度 地域包括支援センター システム法改正対応改修業務委託	令和8年度	880
令和 7 年度 公用車リース契約	令和8年度から 令和15年度まで	2,893
令和 7 年度 地域住民グループ支援 事業業務委託	令和8年度	6,818
令和 7 年度 生活支援コーディネー ター・協議体運営業務委託	令和8年度	3,660
令和 7 年度 第 4 期南砺市地域福祉 計画策定業務委託	令和8年度	5,280
令和 7 年度 在宅医療・介護連携推 進事業業務委託	令和8年度	1,570
令和 7 年度 クラウド版生活保護シ ステム利用料	令和8年度	3,591
令和 7 年度 生活保護レセプト管理 システムクラウド版利用料	令和8年度	1,122
令和 7 年度 南砺市生活困窮者家計 改善支援事業業務委託	令和8年度	865
令和 7 年度 南砺市生活困窮者就労 準備支援事業業務委託	令和8年度	600
令和 7 年度 砺波圏域障害者基幹相 談支援センター業務委託	令和8年度	9,600

事 項	期 間	限度額
令和 7 年度 障害者相談支援事業業務委託	令和8年度	3, 400
令和 7 年度 地域活動支援センター事業業務委託	令和8年度	28, 375
令和 7 年度 南砺市精神障害者退院支援事業業務委託	令和8年度	1, 100
令和 7 年度 南砺市障害者移動支援事業業務委託	令和8年度	450
令和 7 年度 南砺市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業業務委託	令和8年度	1, 206
令和 7 年度 南砺市手話奉仕員養成事業業務委託	令和8年度	600
令和 7 年度 南砺市障害者社会参加支援事業業務委託	令和8年度	680
令和 7 年度 南砺市障害者等理解促進研修・啓発事業業務委託	令和8年度	200
令和 7 年度 南砺市日中一時支援事業業務委託	令和8年度	1, 000
令和 7 年度 第4期南砺市障がい者計画策定業務委託	令和8年度	3, 520
令和 7 年度 障害支援区分認定調査業務委託	令和8年度	300
令和 7 年度 障害福祉サービス支給管理台帳作成システム賃貸借	令和8年度	2, 706
令和 7 年度 国保連合会伝送用端末賃貸借	令和8年度	574
令和 7 年度 自治体クラウドカスタマイズ（医療費助成システム）保守業務委託	令和8年度	300
令和 7 年度 地域包括ケアセンター定期清掃業務委託	令和8年度	2, 491

事 項	期 間	限度額
令和 7 年度 予防接種業務委託	令和8年度	302, 832
令和 7 年度 胸部レントゲン撮影・ 読影業務委託	令和8年度	13, 068
令和 7 年度 集団がん検診等業務委 託	令和8年度	23, 961
令和 7 年度 人間ドック業務委託	令和8年度	10, 011
令和 7 年度 妊婦歯科健診業務委託	令和8年度	297
令和 7 年度 妊娠出産包括支援業務 委託	令和8年度	2, 007
令和 7 年度 母子健康診査委託業務 委託	令和8年度	29, 266

## 第4表 地 方 債 補 正

(追加)

(単位 : 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
デジタル活用 推進事業債	9,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従い償還するものと する。ただし、市財政の都合により、据置期間 及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償 還し、又は低利に借換えすることができる。

(変更)

(単位 : 千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正額	補正後			
辺地対策事業債	210,600	△ 200	210,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の 利率)	借入先の融資条件に従い償還するものとする。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償 還し、又は低利に借換えすることができる。
過疎対策事業債	1,954,700	700	1,955,400			

## 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

### 1. 総 括

#### 歳 入

(単位 : 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 国庫支出金	3,365,885	138,204	3,504,089
17 県支出金	2,242,049	70,352	2,312,401
20 繰入金	5,075,405	△700	5,074,705
21 繰越金	413,339	126,703	540,042
23 市債	2,698,200	9,500	2,707,700
歳 入 合 計	38,377,814	344,059	38,721,873

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 議会費	222, 118	3, 099	225, 217				3, 099
2 総務費	4, 648, 972	14, 903	4, 663, 875		9, 000		5, 903
3 民生費	9, 833, 961	279, 420	10, 113, 381	191, 377			88, 043
4 衛生費	3, 398, 562	△26, 993	3, 371, 569	3, 650			△30, 643
6 農林水産業費	1, 776, 823	22, 730	1, 799, 553	5, 058			17, 672
7 商工費	2, 475, 511	26, 133	2, 501, 644				26, 133
8 土木費	4, 947, 367	9, 967	4, 957, 334		500	△700	10, 167
10 教育費	3, 974, 972	11, 300	3, 986, 272	8, 471			2, 829
12 公債費	5, 150, 143	3, 500	5, 153, 643				3, 500
歳 出 合 計	38, 377, 814	344, 059	38, 721, 873	208, 556	9, 500	△700	126, 703

## 2. 歳入

### 第 16 款 国庫支出金

#### 第 1 項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 民生費負担金	1,503,135	116,133	1,619,268	1 社会福祉費負担金	79,012	自立支援給付費負担金 79,012
				2 児童福祉費負担金	37,121	児童手当交付金 15,549 子どものための教育・保育給付費国庫負担金 21,572
2 衛生費国庫負担金	15,780	3,650	19,430	1 保健衛生費負担金	3,650	妊婦支援給付金 3,650
計	1,552,265	119,783	1,672,048			

### 第 16 款 国庫支出金

#### 第 2 項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	531,608	8,633	540,241	1 総務管理費補助金	8,633	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 8,633
2 民生費国庫補助金	134,469	9,201	143,670	1 社会福祉費補助金	82	地域生活支援事業補助金 82
				2 児童福祉費補助金	9,119	子ども・子育て支援事業費補助金 9,119
3 農林水産業費国庫補助金	0	587	587	1 農地費国庫補助金	587	水利施設管理強化事業補助金 587
計	1,804,467	18,421	1,822,888			

## 第 17 款 県支出金

## 第 1 項 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 民生費県負担金	677,513	51,003	728,516	1 社会福祉費負担金	39,506	自立支援給付費負担金 39,506
				2 児童福祉費負担金	11,497	児童手当負担金 2,946 子どものための教育・保育給付費県費負担金 8,551
計	696,124	51,003	747,127			

## 第 17 款 県支出金

## 第 2 項 県補助金

2 民生費県補助金	259,681	14,878	274,559	1 社会福祉費補助金	12,500	重度心身障害者医療費補助金 12,500
				2 児童福祉費補助金	2,378	施設型給付費等補助金 2,378
4 農林水産業費県補助金	634,318	4,471	638,789	1 農業費補助金	4,178	経営所得安定対策推進指導費補助金 3,078 担い手応援！農地管理効率化事業補助金 600 ワンチームとやま海外販路拡大支援事業 500
				2 農地費補助金	293	水利施設管理強化事業補助金 293
計	1,385,721	19,349	1,405,070			

## 第 20 款 繰入金

## 第 1 項 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 基金繰入金	4,861,405	△700	4,860,705	10 施設等整備基金繰入金	△700	施設等整備基金繰入金 △700
計	5,075,405	△700	5,074,705			

## 第 21 款 繰越金

## 第 1 項 繰越金

1 繰越金	413,339	126,703	540,042	1 前年度繰越金	126,703	前年度繰越金 126,703
計	413,339	126,703	540,042			

## 第 23 款 市債

## 第 1 項 市債

6 土木債	962,500	500	963,000	1 道路橋梁債	500	市道整備（辺地債） △200
						市道整備（過疎債） 600
						市道整備・補助（過疎債） 100
23 デジタル活用推進事業債	0	9,000	9,000	1 デジタル活用推進事業債	9,000	デジタル活用推進事業債 9,000
計	2,698,200	9,500	2,707,700			

### 3. 歳出

#### 第 1 款 議会費

#### 第 1 項 議会費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	222,118	3,099	225,217	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料 18 負担金補助及び 交付金	796 988 292 904 119	1 議員報酬	460				460	補正前額／補正額／補正後額 131,648／460／132,108 議員期末手当 460		
						2 給与費（議会 費）	1,735				1,735	補正前額／補正額／補正後額 51,387／1,735／53,122		
						5 事務局費	904				904	補正前額／補正額／補正後額 15,417／904／16,321 議長車運転業務委託料 904		
						計	3,099				3,099			
計	222,118	3,099	225,217				3,099				3,099			

#### 第 2 款 総務費

#### 第 1 項 総務管理費

1 一般管理費	1,024,476	8,243	1,032,719	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4 共済費	204 △129 5,114 3,990	1 給与費（一般 管理費）	7,944				7,944	補正前額／補正額／補正後額 979,962／7,944／987,906
						2 一般管理費	299				299	補正前額／補正額／補正後額 32,208／299／32,507 会計年度任用職員 ・報酬 204
												・職員手当 77

## 第 2 款 総務費

## 第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 1 一般管理費)				18 負担金補助及び交付金	△936						・社会保険料 18			
								計 8,243		8,243				
2 人事管理費	120,296	4,643	124,939	4 共済費	4,643	1 人事管理費	4,643				補正前額／補正額／補正後額 120,296／4,643／124,939 会計年度任用職員雇用保険料 4,643			
7 企画費	198,165	20,000	218,165	18 負担金補助及び交付金	20,000	11 旧福光高校活用費	20,000				補正前額／補正額／補正後額 18,916／20,000／38,916 人材共創施設教育活動支援事業補助金 20,000			
11 電算管理費	508,113	0	508,113	12 委託料 13 使用料及び賃借料	1,755 △1,755	1 電算管理費	0	(地) 9,000		△9,000	補正前額／補正額／補正後額 433,751／0／433,751 節組替 財源振替			
12 生活安全対策費	20,321	488	20,809	1 報酬 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金	120 56 12 300	3 消費者保護行政費	488				補正前額／補正額／補正後額 4,766／488／5,254 会計年度任用職員 ・報酬 120 ・職員手当 56 ・社会保険料 12 迷惑電話防止機能付電話機等購入補助金 300			

## 第 2 款 総務費

## 第 1 項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
13 公共交通費	299,191	763	299,954	10 需用費	763	4 市営バス運行 管理費	763				補正前額／補正額／補正後額 124,027／763／124,790 時刻表印刷 763			
28 地域振興費	354,934	△15,444	339,490	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び 交付金	△8,921 △1,926 △2,774 △1,823	5 給与費（市民 センター費）	△15,444				補正前額／補正額／補正後額 263,232／△15,444／247,788			
計	3,828,328	18,693	3,847,021				18,693		9,000	9,693				

## 第 2 款 総務費

## 第 2 項 徴稅費

1 税務総務費	402,114	△9,137	392,977	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び 交付金	△5,542 △3,057 △31 △507	2 給与費（税務 総務費）	△9,137				補正前額／補正額／補正後額 139,082／△9,137／129,945
------------	---------	--------	---------	---	---------------------------------	---------------------	--------	--	--	--	---

## 第 2 款 総務費

## 第 2 項 徴稅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
2 賦課徵收費	174,874	1,238	176,112	12 委託料	1,238	賦課事務費	1,238				補正前額／補正額／補正後額 87,282／1,238／88,520 税制改正対応業務委託料 1,238			
計	576,988	△7,899	569,089				△7,899			△7,899				

## 第 2 款 総務費

## 第 3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	154,374	2,932	157,306	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金	846 1,399 554 133	1 給与費（戸籍住民基本台帳費）	2,932				補正前額／補正額／補正後額 54,746／2,932／57,678
計	154,374	2,932	157,306				2,932			2,932	

## 第 2 款 総務費

## 第 6 項 監査委員費

1 監査委員費	21,686	1,177	22,863	2 給料 3 職員手当等	254 684	1 給与費（監査委員費）	1,177				補正前額／補正額／補正後額 19,935／1,177／21,112
------------	--------	-------	--------	-----------------------	------------	-----------------	-------	--	--	--	--------------------------------------

## 第 2 款 総務費

## 第 6 項 監査委員費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 1 監査委員費)				4 共済費	201									
				18 負担金補助及び交付金	38									
計	21,686	1,177	22,863				1,177			1,177				

## 第 3 款 民生費

## 第 1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	1,114,853	△22,596	1,092,257	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金 22 償還金利子及び割引料 27 繰出金	△466 △4,488 △485 △52 736 △17,841	1 給与費（社会福祉総務費）	△5,491				補正前額／補正額／補正後額 272,374／△5,491／266,883
						5 国民健康保険	△8,502	(国) 事業特別会計	8,239	△16,741	補正前額／補正額／補正後額 301,956／△8,502／293,454 繰出金 △8,502
						6 国民健康保険 診療所事業特 別会計繰出金	△9,339			△9,339	補正前額／補正額／補正後額 175,887／△9,339／166,548 繰出金 △9,339
						11 生活困窮者自立支援費	736			736	補正前額／補正額／補正後額 12,604／736／13,340 令和6年度生活困窮者自立相談支援事業国庫負担金返還金 198 令和6年度生活困窮者就労準備支援事

## 第3款 民生費

## 第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
(1)社会福祉 総務費)											業等国庫補助金返還金 538			
3 生活保護費	67,445	21,553	88,998	扶助費 22 償還金利子及び 割引料	19 18,679 2,874	生活保護更生 指導費	29				補正前額／補正額／補正後額 8,515／29／8,544 令和6年度被保護者就労準備支援事業 補助金返還金 29			
4 老人福祉費	1,730,860	△4,287	1,726,573	償還金利子及び 割引料 27 繰出金	22 200 △4,487	包括的支援事 業費 16 介護事業特別 会計繰出金	200 △4,487				補正前額／補正額／補正後額 65,796／200／65,996 令和6年度地域支援事業交付金返還金 200 補正前額／補正額／補正後額 149,330／△4,487／144,843 繰出金 △4,487			

## 第3款 民生費

## 第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
(4)老人福祉費)						17 後期高齢者医療事業特別会計繰出金	0	(国) 880			△880 1,037,235 / 0 / 1,037,235 財源振替			
						計	△4,287	880		△5,167				
6 心身障害者福祉費	1,600,529	198,573	1,799,102	12 委託料 19 扶助費 22 償還金利子及び割引料	165 184,845 13,563	3 自立支援給付事業費	(国) 173,573 (県) 39,506	79,094 39,506		54,973 1,259,555 / 173,573 / 1,433,128 障害者管理システム改修業務委託料 165 介護給付費 36,850 訓練等給付費 54,850 相談支援給付費 7,600 特定障害者特別給付費 4,450 補装具費 4,000 障害児通所給付費 44,845 自立支援医療費（更生） 9,250 療養介護医療費 △2,000 令和6年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還金 6,296 令和6年度障害児入所給付費等国庫負担金返還金 875 令和6年度障害者医療費国庫負担金返還金 2,043 令和6年度障害者自立支援給付費県費負担金返還金 3,121	補正前額／補正額／補正後額 1,037,235 / 0 / 1,037,235 財源振替			

## 第3款 民生費

## 第1項 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 6 心身障害者福祉費)											令和6年度障害児入所給付費等県費負担金返還金 206 令和6年度障害者医療費（療養介護） 県費負担金返還金 757 令和6年度障害者医療費（更生）県費負担金返還金 75 令和6年度障害者医療費（育成）県費負担金返還金 190			
								4 心身障害者医療費	25,000	(県) 12,500				
								計	198,573	131,100	12,500 162,507 / 25,000 / 187,507 重度障害者等医療費一部負担金還付金 25,000			
計	5,652,646	193,243	5,845,889				193,243	140,219		67,473				
										53,024				

## 第3款 民生費

## 第2項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	434,914	1,177	436,091	1 報酬 2 給料 3 職員手当等 4	557 508 △805	1 給与費（児童 福祉総務費） 5 こども妊娠婦 医療費給付費	△76 268				補正前額／補正額／補正後額 △76 134,530 / △76 / 134,454 補正前額／補正額／補正後額 268 151,394 / 268 / 151,662 令和6年度養育医療給付事業費国庫負 担金返還金 268

## 第 3 款 民生費

## 第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 1 児童福祉 総務費)				共済費	474	8 児童発達支援 費	189				補正前額／補正額／補正後額 5,305／189／5,494			
				負担金補助及び 交付金	76						会計年度任用職員 ・報酬 117 ・職員手当 58 ・社会保険料 14			
				償還金利子及び 割引料	22									
					367	12 こども家庭セ ンター費	796				補正前額／補正額／補正後額 19,729／796／20,525			
											会計年度任用職員 ・報酬 440 ・職員手当 212 ・社会保険料 45 令和6年度困難な問題を抱える女性支 援推進等事業費国庫補助金返還金 99			
						計	1,177				1,177			
2 児童措置費	842,682	21,440	864,122	扶助費	19	6 児童手当給付 費	21,440	(国) 15,549 (県) 2,946			補正前額／補正額／補正後額 757,792／21,440／779,232 児童手当給付費 21,440			
4 子育て支援セン ター費	50,565	1,028	51,593	給料	2	1 給与費（子育 て支援センタ ー費）	1,028				補正前額／補正額／補正後額 27,292／1,028／28,320			
				職員手当等	3									
				共済費	4									
					334									

## 第 3 款 民生費

## 第 2 項 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 4 子育て支援センター費)				18 負担金補助及び交付金	77									
5 保育実施費	2,308,667	62,532	2,371,199	2 給料	26,655	1 給与費（保育実施費）	34,650			34,650	補正前額／補正額／補正後額 852,207／34,650／886,857			
				3 職員手当等	△309	7 私立保育園育成費	(国) 162	162			補正前額／補正額／補正後額 15,584／162／15,746 民間保育施設等光熱費高騰対策支援事業補助金 162			
				4 共済費	4,863									
				12 委託料	4,944	9 施設型給付等支援費	(国) 27,720	21,572 (県) 10,929		△4,781	補正前額／補正額／補正後額 338,522／27,720／366,242 市内私立保育園保育業務委託料 4,944 市内私立認定こども園施設型給付費 22,776			
				18 負担金補助及び交付金	3,603									
				19 扶助費	22,776									
						計	62,532	32,663		29,869				
計	4,181,315	86,177	4,267,492				86,177	51,158		35,019				

## 第 4 款 衛生費

## 第 1 項 保健衛生費

1 保健衛生総務費	1,421,632	△28,153	1,393,479	2 給料	△15,755	1 給与費（保健衛生総務費）	△28,153			△28,153	補正前額／補正額／補正後額 241,597／△28,153／213,444
				3 職員手当等	△6,703						

## 第 4 款 衛生費

## 第 1 項 保健衛生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 1 保健衛生 総務費)				4 共済費	△4,142									
18 負担金補助及び 交付金				△1,553										
5 健康増進対策費	93,737	△2,490	91,247	1 報酬	1,650	1 疾病予防対策 費	△2,490			△2,490	補正前額／補正額／補正後額 86,184／△2,490／83,694 会計年度任用職員 ・報酬 1,650 ・給料 △2,800 ・職員手当 △795 ・社会保険料 △545			
2 給料				△2,800										
3 職員手当等				△795										
4 共済費				△545										
6 母子保健費	75,903	3,650	79,553	19 扶助費	3,650	5 妊婦支援給付 ・包括相談支 援事業費	(国) 3,650	3,650			補正前額／補正額／補正後額 16,133／3,650／19,783 妊婦のための支援給付金 3,650			
計	2,372,403	△26,993	2,345,410				△26,993	3,650		△30,643				

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 1 項 農業費

1 農業総務費	81,676	6,986	88,662	2 給料	4,076	1 給与費（農業 総務費）	6,986			6,986	補正前額／補正額／補正後額 81,426／6,986／88,412
3 職員手当等				1,126							

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 1 農業総務費)				4 共済費	1,135									
2 農業委員会費	42,349	338	42,687	1 報酬	121	3 給与費（農業委員会費）	149			149	補正前額／補正額／補正後額 32,459／149／32,608			
				2 給料	△64	5 機構集積支援	189			189	補正前額／補正額／補正後額 3,536／189／3,725			
				3 職員手当等	125	事業費					会計年度任用職員 ・報酬 121 ・職員手当 56 ・社会保険料 12			
				4 共済費	165									
				18 負担金補助及び交付金	△9									
				計	338					338				
3 農業振興費	694,502	6,714	701,216	12 委託料	512	5 (県) 米総合対策推進費	3,078	3,078			補正前額／補正額／補正後額 23,646／3,078／26,724 経営所得安定対策推進指導費補助金 3,078			
				18 負担金補助及び交付金	6,202	6 (県) 水田農業経営体活性化対策費	900	600		300	補正前額／補正額／補正後額 54,174／900／55,074 担い手応援！農地管理効率化事業補助金 900			

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 1 項 農業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 3 農業振興費)						8 担い手育成対策費	1,474				1,474 補正前額／補正額／補正後額 22,867／1,474／24,341 農業人材活躍促進重点事業補助金 550 プラスシュアップ農業導入促進重点事業補助金 924			
						16 特産物振興対策費	750 (県) 500				250 補正前額／補正額／補正後額 23,669／750／24,419 ワンチームとやま海外販路拡大支援事業補助金 750			
						24 有機農業産地づくり推進事業費	512				512 補正前額／補正額／補正後額 2,535／512／3,047 なんと自然給食ものがたり業務委託料 512			
						計	6,714	4,178			2,536			
計	962,341	14,038	976,379				14,038	4,178			9,860			

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 2 項 農地費

1 農地総務費	252,543	1,907	254,450	2 給料	512 309	1 給与費（農地総務費）	910 (国) 997				補正前額／補正額／補正後額 28,904／910／29,814
				3 職員手当等							補正前額／補正額／補正後額 11,066／997／12,063
				4 共済費							団体営土地改良事業補助金 997
				13 費							

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 2 項 農地費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 1 農地総務費)				18 負担金補助及び 交付金	1,073			293						
				計	1,907	880			1,027					
計	253,391	1,907	255,298			1,907	880		1,027					

## 第 6 款 農林水産業費

## 第 3 項 林業費

1 林業総務費	54,232	3,298	57,530	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び 交付金	2,461 960 △213 90	1 給与費（林業 総務費）	3,298				補正前額／補正額／補正後額 54,232／3,298／57,530
6 林業施設維持費	28,102	3,487	31,589	14 工事請負費	3,487	3 緑地広場等管 理費	3,487				補正前額／補正額／補正後額 3,215／3,487／6,702 安居緑地広場法面復旧工事 3,487
計	560,304	6,785	567,089				6,785			6,785	

## 第 7 款 商工費

## 第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
1 商工総務費	141,044	6,001	147,045	2 給料	4,323	1 給与費（商工 総務費）	6,001				補正前額／補正額／補正後額 141,044／6,001／147,045			
				3 職員手当等	654									
				4 共済費	535									
				18 負担金補助及び 交付金	489									
2 商工振興費	487,095	9,440	496,535	18 負担金補助及び 交付金	9,440	3 商工振興費	6,440				補正前額／補正額／補正後額 99,252／6,440／105,692 空き家・空き店舗利用促進事業補助金 6,440			
						4 中小企業金融 対策費	3,000				補正前額／補正額／補正後額 241,047／3,000／244,047 中小企業振興保証料助成金 3,000			
						計	9,440				9,440			
4 企業立地推進費	751,969	5,610	757,579	12 委託料	5,610	1 企業立地推進 費	5,610				補正前額／補正額／補正後額 400,028／5,610／405,638 農村産業法実施計画書策定支援業務委 託料 5,610			
5 商工観光施設維 持費	520,468	5,082	525,550	10 需用費	807	1 商工施設維持 費	5,082				補正前額／補正額／補正後額 88,142／5,082／93,224 クリエイタープラザ ・監視カメラ設備修繕 413			
				14 工事請負費	4,275									

## 第 7 款 商工費

## 第 1 項 商工費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 5 商工観光施設維持費)											・ステージ床ロールカーペット修繕 394 ・電子鍵制御盤修繕工事 3,025 ・ペレットボイラーアイボン修繕工事 583 ・風除室自動ドア修繕工事 667			
計	2,475,511	26,133	2,501,644				26,133			26,133				

## 第 8 款 土木費

## 第 1 項 土木管理費

1 土木総務費	176,812	567	177,379	2 給料	△620	1 給与費（土木 総務費）	567				補正前額／補正額／補正後額 157,260／567／157,827
3 職員手当等				3	854						
4 共済費				4	410						
18 負担金補助及び 交付金				18	△77						
計	176,812	567	177,379				567			567	

## 第 8 款 土木費

## 第 2 項 道路橋梁費

2 道路改良費	1,071,680	0	1,071,680	12 委託料	△46,014	1 道路新設改良	0		(繰入) △500	500	補正前額／補正額／補正後額 744,434／0／744,434
------------	-----------	---	-----------	-----------	---------	-------------	---	--	--------------	-----	------------------------------------

## 第8款 土木費

## 第2項 道路橋梁費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
(2 道路改良費)				14 工事請負費	166,733	費（補助）					節組替			
				16 公有財産購入費	△24,097	2 道路新設改良費（単独）	0	(地)	(繰入)	△200	補正前額／補正額／補正後額 304,389／0／304,389			
				21 補償補てん及び賠償金	△96,622					△300	節組替			
						計	0	500	△700	200				
							0	500	△700	200				
計	2,655,387	0	2,655,387											

## 第8款 土木費

## 第4項 都市計画費

1 都市計画総務費	68,204	6,186	74,390	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金	3,363 1,980 461 382	1 給与費（都市計画総務費）	6,186				補正前額／補正額／補正後額 55,899／6,186／62,085
計	1,728,182	6,186	1,734,368				6,186			6,186	

## 第8款 土木費

## 第5項 住宅費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
1 住宅管理費	159,110	3,214	162,324	18 負担金補助及び交付金	3,214	2 住宅支援事業費	3,214				補正前額／補正額／補正後額 30,925／3,214／34,139 民間賃貸住宅建設補助金 3,214			
計	198,363	3,214	201,577				3,214				3,214			

## 第10款 教育費

## 第1項 教育総務費

2 事務局費	288,242	△3,767	284,475	2 給料	△1,860 △3,067 △429 1,868 △279	1 給与費（事務局費）	△5,635 1,868 △3,767			△5,635 1,868 △3,767	補正前額／補正額／補正後額 136,920／△5,635／131,285
				3 職員手当等		8 山村留学事業費					補正前額／補正額／補正後額 89,024／1,868／90,892 スタッフオレスト利賀維持管理費 1,868
				4 共済費							
				10 需用費							
				18 負担金補助及び交付金							
				計							
計	562,654	△3,767	558,887				△3,767			△3,767	

## 第10款 教育費

## 第2項 小学校費

1 小学校管理費	400,455	11,581	412,036	10 需用費	11,581	2 小学校管理費	11,581				補正前額／補正額／補正後額 235,303／11,581／246,884
-------------	---------	--------	---------	-----------	--------	-------------	--------	--	--	--	---

## 第 10 款 教育費

## 第 2 項 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源		一般財源				
								国県支出金	地方債	その他				
( 1 小学校管理費)											維持管理費 11,581			
2 小学校給食費	198,183	△11,187	186,996	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金	△10,463 △3,665 △2,927 5,868	1 給与費（小学校給食費） 2 小学校給食費 計	△18,624 (国) 7,437 △11,187	6,694		△18,624 743 △17,881	補正前額／補正額／補正後額 37,269 / △18,624 / 18,645 補正前額／補正額／補正後額 160,914 / 7,437 / 168,351 学校給食費軽減対策事業負担金 7,437			
計	1,074,675	394	1,075,069				394	6,694		△6,300				

## 第 10 款 教育費

## 第 3 項 中学校費

1 中学校管理費	300,561	4,503	305,064	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 10 需用費	106 57 37 4,287	1 給与費（中学校管理費） 2 中学校管理費	216 4,287				補正前額／補正額／補正後額 6,559 / 216 / 6,775 補正前額／補正額／補正後額 172,441 / 4,287 / 176,728 維持管理費 4,287

## 第 10 款 教育費

## 第 3 項 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 1 中学校管理費)				18 負担金補助及び交付金	16									
				計	4,503					4,503				
2 中学校給食費	135,603	10,009	145,612	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び交付金	4,113 1,828 1,230 2,838	1 給与費（中学校給食費） 2 中学校給食費	7,788 (国) 2,221	7,788 1,777			補正前額／補正額／補正後額 7,788 20,608／7,788／28,396 444 114,995／2,221／117,216 学校給食費軽減対策事業負担金 2,221			
計	660,469	14,512	674,981			計	10,009 1,777			8,232				
							14,512 1,777			12,735				

## 第 10 款 教育費

## 第 4 項 社会教育費

1 社会教育総務費	182,923	△6,397	176,526	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	△4,322 △471 △1,054	1 給与費（社会教育総務費）	△6,397				補正前額／補正額／補正後額 △6,397 168,664／△6,397／162,267
--------------	---------	--------	---------	-----------------------------------	--------------------------	-------------------	--------	--	--	--	---

## 第 10 款 教育費

## 第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
( 1 社会教育 総務費)				18 負担金補助及び 交付金	△550									
4 図書館費	176,508	3,802	180,310	2 給料	2,535	1 図書館管理運 営費	3,802			3,802	補正前額／補正額／補正後額 151,182／3,802／154,984 会計年度任用職員 ・給料 2,535 ・職員手当 1,267			
7 博物館費	28,184	379	28,563	1 報酬	265	1 埋蔵文化財セ ンター費	379			379	補正前額／補正額／補正後額 10,849／379／11,228 会計年度任用職員 ・報酬 265 ・職員手当 95 ・社会保険料 19			
8 美術館費	179,959	2,350	182,309	1 報酬	1,387	2 美術館自主事 業費	1,563			1,563	補正前額／補正額／補正後額 57,218／1,563／58,781 会計年度任用職員 ・報酬 774 ・給料 288 ・職員手当 411 ・社会保険料 90			
				2 給料	288									
				3 職員手当等	569									
				4 共済費	106	3 棟方志功記念 館費	787			787	補正前額／補正額／補正後額 13,057／787／13,844 会計年度任用職員 ・報酬 613			

## 第 10 款 教育費

## 第 4 項 社会教育費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源		一般財源				
								国県支出金	地方債	その他				
( 8 美術館費)											・職員手当 158 ・社会保険料 16			
				計	2,350					2,350				
計	1,158,161	134	1,158,295			134				134				

## 第 10 款 教育費

## 第 5 項 保健体育費

1 体育総務費	86,285	27	86,312	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 18 負担金補助及び 交付金	△388	1 給与費（体育 総務費）	27				補正前額／補正額／補正後額 22,752／27／22,779
計	519,013	27	519,040				27			27	

## 第 12 款 公債費

## 第 1 項 公債費

2 利子	116,256	3,500	119,756	22 償還金利子及び 割引料	3,500	1 利子	3,500				補正前額／補正額／補正後額 116,256／3,500／119,756 地方債償還利子 3,300 一時借入金利子 200
計	5,150,143	3,500	5,153,643				3,500			3,500	

## 給与費明細書

1. 特別職

(単位:千円)

区分		職員数 (人)	給与費					共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
			報酬	給料	期末手当 (年間 支給率)	寒冷地手当	その他の手当				
補正後	長等	3		26,760	(3.50月分) 10,927		291	37,978	7,002	9,099	54,079
	議員	17	78,840		(3.50月分) 32,194			111,034	21,074		132,108
	その他の特別職	2,124	94,272					94,272			94,272
	計	2,144	173,112	26,760	43,121		291	243,284	28,076	9,099	280,459
補正前	長等	3		26,760	(3.45月分) 10,772		291	37,823	6,808	9,099	53,730
	議員	17	78,840		(3.45月分) 31,734			110,574	21,074		131,648
	その他の特別職	2,124	94,272					94,272			94,272
	計	2,144	173,112	26,760	42,506		291	242,669	27,882	9,099	279,650
比較	長等				155			155	194		349
	議員				460			460			460
	その他の特別職										
	計				615			615	194		809

## 2. 一般職

## (1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(450) 607	728,000	2,229,527	1,443,561	4,401,088	826,334	364,759	5,592,181	
補正前	(452) 616	723,696	2,229,678	1,450,903	4,404,277	819,542	365,828	5,589,647	
比較	(△ 2) △ 9	4,304	△ 151	△ 7,342	△ 3,189	6,792	△ 1,069	2,534	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	51,588	41,094	14,423	46,146	17,854	80,785		
	補正前	52,237	40,590	14,354	47,201	17,854	77,450		
	比較	△ 649	504	69	△ 1,055		3,335		
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,140	2,741	636,897	517,398	33,495		
	補正前		1,140	2,897	641,863	523,082	32,235		
	比較			△ 156	△ 4,966	△ 5,684	1,260		

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(25) 488		1,915,787	1,065,964	2,981,751	588,348	341,480	3,911,579	
補正前	(28) 496		1,915,961	1,074,901	2,990,862	585,880	340,052	3,916,794	
比較	(△ 3) △ 8		△ 174	△ 8,937	△ 9,111	2,468	1,428	△ 5,215	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	51,588	41,094	14,423	38,877	11,974	80,785		
	補正前	52,237	40,590	14,354	39,836	11,974	77,450		
	比較	△ 649	504	69	△ 959		3,335		
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後		1,140	2,741	438,920	351,167	33,255		
	補正前		1,140	2,897	444,786	357,642	31,995		
	比較			△ 156	△ 5,866	△ 6,475	1,260		

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(425) 119	728,000	313,740	377,597	1,419,337	237,986	23,279	1,680,602	
補正前	(424) 120	723,696	313,717	376,002	1,413,415	233,662	25,776	1,672,853	
比較	(1) △ 1	4,304	23	1,595	5,922	4,324	△ 2,497	7,749	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				7,269	5,880			
	補正前				7,365	5,880			
	比較				△ 96				
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				197,977	166,231	240		
	補正前				197,077	165,440	240		
	比較				900	791			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△ 151	給与改定に伴う増減分		64,553 給与改定に伴う増加	
		昇給に伴う増加分		5,606 昇給・昇格に伴う増加	
		その他の増減分		△ 70,310 人事異動等に伴う増減分 会計年度任用職員に係る増減	△ 70,333 23
職員手当	△ 7,342	制度改正に伴う増減分		8,236 期末勤勉手当率の引上げ0.05ヶ月	
		その他の増減分		△ 15,578 人事異動等に伴う増減分 時間外手当の増減分	△ 18,913 3,335

(3) 給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たりの給与

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	平均給料月額	316,872		330,600		296,196
	平均給与月額	363,509		456,132		313,233
	平均年齢	42歳6月		46歳2月		53歳11月
令和7年1月1日現在	平均給料月額	322,055		320,400		282,558
	平均給与月額	358,995		356,050		297,478
	平均年齢	42歳10月		45歳3月		56歳4月

イ 初 任 給

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	高校卒	188,000				185,700
	短大卒	204,400		204,500	240,600	
	大学卒	220,000	291,400	227,400	253,100	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職（1）			医療職（2）			医療職（3）			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 10月1日現在	7級	8	1.76	4級			6級			5級			5級		
	6級	32	7.03	3級			5級	1	50.00	4級			4級	22	88.00
	5級	65	14.29	2級			4級			3級			3級	3	12.00
	4級	90	19.78	1級			3級	1	50.00	2級			2級	"	
	3級	112	24.62				2級			1級			1級		
	"	(11)	(73.33)												
	2級	72	15.82												
	"	(1)	(6.67)												
	1級	76	16.70												
	"	(3)	(20.00)												
	計	(15)	(100.00)					2	100.00					(10)	(100.00)
		455	100.00											25	100.00
令和7年 1月1日現在	7級	8	1.72	4級			6級			5級			5級		
	6級	30	6.47	3級			5級	1	50.00	4級			4級	31	100.00
	5級	68	14.66	2級			4級			3級			3級	(3)	(100.00)
	4級	99	21.34	1級			3級	1	50.00	2級			2級		
	3級	105	22.62				2級			1級			1級		
	"	(10)	(71.43)												
	2級	88	18.97												
	"	(1)	(7.14)												
	1級	66	14.22											(3)	(100.00)
	"	(3)	(21.43)											31	100.00
	計	(14)	(100.00)					2	100.00					(1)	(100.00)
		464	100.00												

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

工 昇給

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正後	職員数 (A) (人)	461		2		25
	昇給に係る職員数 (B) (人)	410		2		18
	1号給 (人)	4				
	2号給 (人)	5				
	3号給 (人)	23				3
	4号給 (人)	349				15
	5号給 (人)	1				
	6号給 (人)	20		2		
	8号給 (人)	5				
	10号給 (人)	1				
	12号給 (人)	2				
比率 (B) / (A) (%)		88.94		100.00		72.00
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正前	職員数 (A) (人)	463		2		31
	昇給に係る職員数 (B) (人)	413		2		15
	1号給 (人)					
	2号給 (人)	1				
	3号給 (人)	20				
	4号給 (人)	392		2		15
	5号給 (人)					
	6号給 (人)					
	7号給 (人)					
	8号給 (人)					
	10号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)		89.20		100.00		48.39

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	

( ) 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	無	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種
		行政職
給料総額に対する比率 (%)	0.80	0.68
支給対象職員の比率 (%)	32.37	34.29
代表的な特殊勤務手当の名称	市税の徴収、用地交渉、保育士等処遇改善	

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	自動車等利用者 本市：使用距離区分（片道）2,600円～35,000円 国：使用距離区分（片道）2,000円～31,600円

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

(単位：千円)

事項	限度額	令和 6 年度末までの支出額		令和 7 年度以降の支出見込額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県支金	地方債	その他
令和 7 年度 市営バス運行業務委託	105,977			令和 8 年度	105,977			105,977
令和 7 年度 広報なんと印刷製本業務	11,001			令和 8 年度	11,001			553 10,448
令和 7 年度 子育て支援アプリ「なんと Hug」運用保守業務委託	1,083			令和 8 年度	1,083	541		542
令和 7 年度 子育て短期支援事業業務委託	216			令和 8 年度	216	64		23 129
令和 7 年度 子育て世帯訪問支援事業業務委託	1,400			令和 8 年度	1,400	296		172 932
令和 7 年度 労働者派遣業務委託	38,725			令和 8 年度	38,725			38,725
令和 7 年度 南砺市役所庁舎警備及び時間外受付業務委託	12,000			令和 8 年度	12,000			12,000
令和 7 年度 I P 電話システム保守管理業務委託	2,400			令和 8 年度	2,400			2,400
令和 7 年度 定期異動に伴う庁舎等電話機器・配線改修業務委託	2,000			令和 8 年度	2,000			2,000
令和 7 年度 南砺市役所環境衛生管理業務委託	1,900			令和 8 年度	1,900			1,900
令和 7 年度 マイクロバス運行業務委託	3,573			令和 8 年度	3,573			3,573
令和 7 年度 標準準拠システム移行に伴う戸籍附票システム改修業務委託	1,518			令和 8 年度	1,518	1,518		
令和 7 年度 戸籍クラウドネットワーク利用料	2,956			令和 8 年度 ～ 令和 10 年度	2,956			2,956
令和 7 年度 福光斎場運営業務委託	19,061			令和 8 年度	19,061			19,061

(単位：千円)

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出見込額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
令和7年度 福野斎場運営業務委託	29,819			令和 8 年度 ～ 令和 9 年度	29,819			29,819
令和7年度 市内一般廃棄物収集及び運搬業務委託	280,600			令和 8 年度	280,600			280,600
令和7年度 ごみ袋作成業務委託	22,600			令和 8 年度	22,600			22,600
令和7年度 散居景観保全事業補助金	7,136			令和 8 年度	7,136	3,563		3,573
令和7年度 南砺市文化芸術アーカイブズH P管理業務	407			令和 8 年度	407			407
令和7年度 福光美術館定期清掃業務委託	2,113			令和 8 年度	2,113			2,113
令和7年度 土地改良区施行事業補助金	8,060			令和 8 年度	8,060			8,060
令和7年度 福光地城市道舗装打換工事	6,000			令和 8 年度	6,000		5,700	200 100
令和7年度 井波地城市道舗装打換工事	6,000			令和 8 年度	6,000		5,700	200 100
令和7年度 福野地城市道舗装打換工事	6,000			令和 8 年度	6,000		5,700	200 100
令和7年度 城端地城市道舗装打換工事	6,000			令和 8 年度	6,000		5,700	200 100
令和7年度 準用河川荒田町川暗渠改修工事	9,500			令和 8 年度	9,500			9,500
令和7年度 河川公園施設管理業務委託	1,000			令和 8 年度	1,000			1,000
令和7年度 井波交通広場管理業務委託	4,800			令和 8 年度	4,800			4,800
令和7年度 井波交通広場発券機設備保守業務委託	200			令和 8 年度	200			200

(単位：千円)

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出見込額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県支出台	地方債	その他
令和7年度 安居寺公園清掃管理業務委託	700			令和 8 年度	700			700
令和7年度 吉江緑地トイレ清掃業務委託	300			令和 8 年度	300			300
令和7年度 なんと議会だより印刷製本業務	2,437			令和 8 年度	2,437			2,437
令和7年度 外国語指導助手業務委託	22,282			令和 8 年度	22,282			22,282
令和7年度 スクールバス運行業務委託	55,344			令和 8 年度	55,344			55,344
令和7年度 福野小学校スティールパン購入	1,474			令和 8 年度	1,474			1,474
令和7年度 市立図書館システム等運用保守業務委託	14,848			令和 8 年度 ～ 令和 9 年度	14,848			14,848
令和7年度 弁護士顧問料	3,168			令和 8 年度	3,168			3,168
令和7年度 企業会計システムクラウドサービス利用料	160			令和 8 年度	160			160
令和7年度 高齢者総合相談窓口業務委託	6,880			令和 8 年度	6,880			6,880
令和7年度 シルバーハウジング住宅緊急通報装置機械監視業務委託	528			令和 8 年度	528			528
令和7年度 認知症高齢者等おでかけあんしん損害保険	177			令和 8 年度	177			177
令和7年度 認知症高齢者徘徊SOS緊急ダイヤル設置事業	1,320			令和 8 年度	1,320			1,320
令和7年度 緊急通報装置体制整備事業	2,271			令和 8 年度	2,271			2,271
令和7年度 徘徊高齢者家族支援サービス業務委託	39			令和 8 年度	39			39

(単位：千円)

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出見込額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県支払金	地方債	その他
令和7年度 第10期南砺市高齢者保健福祉計画策定業務委託	4,180			令和 8 年度	4,180			4,180
令和7年度 地域包括支援センターシステム運用保守業務委託	2,180			令和 8 年度	2,180			2,180
令和7年度 地域包括支援センター業務システムセキュリティソフト使用料	268			令和 8 年度	268			268
令和7年度 地域包括支援センターシステム法改正対応改修業務委託	880			令和 8 年度	880			880
令和7年度 公用車リース契約	2,893			令和 8 年度 ～ 令和 15 年度	2,893			2,893
令和7年度 地域住民グループ支援事業業務委託	6,818			令和 8 年度	6,818			6,818
令和7年度 生活支援コーディネーター・協議体運営業務委託	3,660			令和 8 年度	3,660			3,660
令和7年度 在宅医療・介護連携推進事業業務委託	1,570			令和 8 年度	1,570			1,570
令和7年度 第4期南砺市地域福祉計画策定業務委託	5,280			令和 8 年度	5,280			5,280
令和7年度 クラウド版生活保護システム利用料	3,591			令和 8 年度	3,591			3,591
令和7年度 生活保護レセプト管理システムクラウド版利用料	1,122			令和 8 年度	1,122			1,122
令和7年度 南砺市生活困窮者家計改善支援事業業務委託	865			令和 8 年度	865	576		289
令和7年度 南砺市生活困窮者就労準備支援事業業務委託	600			令和 8 年度	600	400		200
令和7年度 砺波圏域障害者基幹相談支援センター業務委託	9,600			令和 8 年度	9,600			9,600
令和7年度 障害者相談支援事業業務委託	3,400			令和 8 年度	3,400			3,400

(単位：千円)

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出見込額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県支払金	地方債	その他
令和7年度 地域活動支援センター事業業務委託	28,375			令和 8 年度	28,375			28,375
令和7年度 南砺市精神障害者退院支援事業業務委託	1,100			令和 8 年度	1,100			1,100
令和7年度 南砺市障害者移動支援事業業務委託	450			令和 8 年度	450			450
令和7年度 南砺市手話通訳者及び要約筆記者派遣事業業務委託	1,206			令和 8 年度	1,206			1,206
令和7年度 南砺市手話奉仕員養成事業業務委託	600			令和 8 年度	600			600
令和7年度 南砺市障害者社会参加支援事業業務委託	680			令和 8 年度	680			680
令和7年度 南砺市障害者等理解促進研修・啓発事業業務委託	200			令和 8 年度	200			200
令和7年度 南砺市日中一時支援事業業務委託	1,000			令和 8 年度	1,000			1,000
令和7年度 第4期南砺市障がい者計画策定業務委託	3,520			令和 8 年度	3,520			3,520
令和7年度 障害支援区分認定調査業務委託	300			令和 8 年度	300			300
令和7年度 障害福祉サービス支給管理台帳作成システム賃貸借	2,706			令和 8 年度	2,706			2,706
令和7年度 国保連合会伝送用端末賃貸借	574			令和 8 年度	574			574
令和7年度 自治体クラウドカスタマイズ（医療費助成システム）保守業務委託	300			令和 8 年度	300			300
令和7年度 地域包括ケアセンター定期清掃業務委託	2,491			令和 8 年度	2,491			2,491
令和7年度 予防接種業務委託	302,832			令和 8 年度	302,832			68,951 233,881

(単位：千円)

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出見込額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県支出身	地方債	その他
令和7年度 胸部レントゲン撮影・読影業務委託	13,068			令和 8 年度	13,068			13,068
令和7年度 集団がん検診等業務委託	23,961			令和 8 年度	23,961	1,220		5,040 17,701
令和7年度 人間ドック業務委託	10,011			令和 8 年度	10,011			10,011
令和7年度 妊婦歯科健診業務委託	297			令和 8 年度	297	99		198
令和7年度 妊娠出産包括支援業務委託	2,007			令和 8 年度	2,007	1,306		219 482
令和7年度 母子健康診査委託業務委託	29,266			令和 8 年度	29,266	1,440		27,826
134件（既設定分）	7,576,541	2,256,059			5,320,482	145,198	22,800	99,159 5,053,325
合計	8,754,365	2,256,059			6,498,306	156,221	45,600	204,401 6,092,084

地方債の令和6年度末における現在高及び令和7年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区分	令和6年度末 現在高	令和6年度 繰越事業 起債見込額	令和7年度中 増減見込額						令和7年度末 現在高見込額	
			起債見込額			元金償還見込額				
			補正前	補正額	計	補正前	補正額	計		
1. 普通債	3,668,998	164,100	216,800		216,800	342,260		342,260	3,707,638	
(1) 総務債	38,613					3,963		3,963	34,650	
(2) 民生債	1,088					363		363	725	
(3) 衛生債	399,073	10,600	27,700		27,700	33,313		33,313	404,060	
(4) 農林水産業債	974,340	124,300	136,300		136,300	74,112		74,112	1,160,828	
(5) 商工債	20,311					3,377		3,377	16,934	
(6) 土木債	1,010,388	29,200	52,800		52,800	118,885		118,885	973,503	
(7) 消防債	15,831					2,173		2,173	13,658	
(8) 教育債	1,209,354					106,074		106,074	1,103,280	
2. 災害復旧債	254,468	87,700	31,900		31,900	20,032		20,032	354,036	
(1) 補助災害復旧債	254,468	87,700	31,900		31,900	20,032		20,032	354,036	
3. その他	29,619,154	463,800	2,449,500	9,500	2,459,000	4,671,595		4,671,595	27,870,359	
(1) 辺地対策事業債	1,806,479	31,800	210,600	△ 200	210,400	274,631		274,631	1,774,048	
(2) 過疎対策事業債	10,825,649	235,300	1,954,700	700	1,955,400	1,430,916		1,430,916	11,585,433	
(3) 合併特例債	4,738,204					1,523,701		1,523,701	3,214,503	
(4) 全国防災事業債	172,686					11,103		11,103	161,583	
(5) 緊急防災・減災事業債	1,332,763	19,900	167,500		167,500	242,202		242,202	1,277,961	
(6) 公共施設等適正管理推進事業債	22,502					4,500		4,500	18,002	
(7) 防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債	413,441	139,000	31,100		31,100	29,866		29,866	553,675	
(8) 緊急自然災害防止対策事業債	162,237	37,800	64,700		64,700	10,134		10,134	254,603	
(9) 緊急浚渫推進事業債	10,300					1,525		1,525	8,775	
(10) 脱炭素化推進事業債	31,300		12,900		12,900	7,300		7,300	36,900	
(11) こども・子育て支援事業債			8,000		8,000				8,000	
(12) デジタル活用推進事業債				9,000	9,000				9,000	
(13) 減税補填債	12,074					8,572		8,572	3,502	
(14) 臨時財政対策債	10,056,794					1,121,360		1,121,360	8,935,434	
(15) 減収補てん債	34,725					5,785		5,785	28,940	
合計	33,542,620	715,600	2,698,200	9,500	2,707,700	5,033,887		5,033,887	31,932,033	

議案第99号

令和7年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和7年度南砺市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めると  
ころによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,350千円を追加し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ4,755,550千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入  
歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担  
する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」  
による。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		0	89	89
	2 国庫補助金	0	89	89
10 繰入金		357,616	△8,502	349,114
	1 繰入金	357,616	△8,502	349,114
11 繰越金		30,000	10,763	40,763
	1 繰越金	30,000	10,763	40,763
歳入合計		4,753,200	2,350	4,755,550

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		112,016	△8,413	103,603
	1 総務管理費	89,152	200	89,352
	2 徴稅費	22,734	△8,613	14,121
11 諸支出金		40,654	10,763	51,417
	1 償還金及び還付加算金	7,734	10,763	18,497
歳 出 合 計		4,753,200	2,350	4,755,550

第2表  
債務負担行為

事 項	期 間	限度額
令和7年度 人間ドック業務委託	令和8年度	7,650 千円
令和7年度 特定健康診査集団健診業務委託	令和8年度	3,740

## 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

### 1. 総 括

#### 歳 入

(単位: 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 国庫支出金	0	89	89
10 繰入金	357,616	△8,502	349,114
11 繰越金	30,000	10,763	40,763
歳 入 合 計	4,753,200	2,350	4,755,550

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	地方債	その他			
1 総務費	112,016	△8,413	103,603	89		△8,502			
11 諸支出金	40,654	10,763	51,417				10,763		
歳 出 合 計	4,753,200	2,350	4,755,550	89		△8,502	10,763		

## 2. 歳入

### 第 3 款 国庫支出金

### 第 2 項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
8 社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	0	89	89	1 社会保障・税番号制度 システム整備費補助金	89	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 89
計	0	89	89			

### 第 10 款 繰入金

### 第 1 項 繰入金

1 他会計繰入金	301,956	△8,502	293,454	1 一般会計繰入金	△8,502	事務費繰入金 △8,502
計	357,616	△8,502	349,114			

### 第 11 款 繰越金

### 第 1 項 繰越金

1 繰越金	30,000	10,763	40,763	1 前年度繰越金	10,763	前年度繰越金 10,763
計	30,000	10,763	40,763			

### 3. 歳出

#### 第1款 総務費

#### 第1項 総務管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	89,152	200	89,352	2 給料	△192	1 給与費（国民健康保険事業費）	574	(繰入)	574		補正前額／補正額／補正後額 61,888／574／62,462			
				3 職員手当等	△352	2 共済費	764	(国)	89	(繰入)	補正前額／補正額／補正後額 26,694／△374／26,320			
				4 委託料	△374	12 委託料	△374			△463	消費税確定申告業務委託料 △374			
				18 負担金補助及び交付金	354	計	200	89	111					
計	89,152	200	89,352				200	89	111					

#### 第1款 総務費

#### 第2項 徴稅費

1 賦課徵収費	22,734	△8,613	14,121	12 委託料	△8,613	1 賦課徵収費	△8,613	(繰入)	△8,613		補正前額／補正額／補正後額 22,734／△8,613／14,121 子ども・子育て支援金制度対応業務委託料 △8,613
計	22,734	△8,613	14,121				△8,613		△8,613		

## 第 11 款 諸支出金

## 第 1 項 償還金及び還付加算金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
3 償還金	0	10,763	10,763	22 償還金利子及び 割引料	10,763	償還金	10,763				補正前額／補正額／補正後額 0／10,763／10,763 令和6年度富山県国民健康保険保険給 付費等交付金（普通交付金）返還金 10,312 令和6年度特別調整交付金返還金 451			
計	7,734	10,763	18,497				10,763			10,763				

# 給与費明細書

## 1. 一般職

### (1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(3) 9	4,384	31,534	16,794	52,712	10,424	5,113	68,249	
補正前	(3) 9	4,384	31,726	17,146	53,256	9,660	4,759	67,675	
比較			△ 192	△ 352	△ 544	764	354	574	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	0	336		542		2,200		
	補正前	429	0		770		2,000		
	比較	△ 429	336		△ 228		200		
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			0	7,619	6,097			
	補正前			41	7,653	6,253			
	比較			△ 41	△ 34	△ 156			

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	9		31,534	15,894	47,428	9,921	5,113	62,462	
補正前	9		31,726	16,246	47,972	9,157	4,759	61,888	
比較			△ 192	△ 352	△ 544	764	354	574	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	0	336		542		2,200		
	補正前	429	0		770		2,000		
	比較	△ 429	336		△ 228		200		
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			0	7,130	5,686			
	補正前			41	7,164	5,842			
	比較			△ 41	△ 34	△ 156			

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(3)	4,384		900	5,284	503		5,787	
補正前	(3)	4,384		900	5,284	503		5,787	
比較									

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				489	411			
	補正前				489	411			
	比較								

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△ 192	給与改定に伴う増減分		1,189	給与改定に伴う増加
		昇給に伴う増加分		87	昇給・昇格に伴う増加
		その他の増減分		△ 1,468	人事異動等に伴う増減分
職員手当	△ 352	制度改正に伴う増減分		135	期末勤勉手当率の引上げ0.05ヶ月
		その他の増減分		△ 487	人事異動等に伴う増減分

(3) 給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たりの給与

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	平均給料月額	292,625				
	平均給与月額	315,622				
	平均年齢	40歳11月				
令和7年1月1日現在	平均給料月額	294,850				
	平均給与月額	319,151				
	平均年齢	38歳7月				

イ 初 任 給

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	高校卒	188,000				185,700
	短大卒	204,400		204,500	240,600	
	大学卒	220,000	291,400	227,400	253,100	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職（1）			医療職（2）			医療職（3）			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 10月1日現在	7級	3	33.33	4級	2	22.22	6級	1	11.11	5級	1	33.33	5級	1	11.11
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級			1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	2級														
	1級														
計		9	100.00	計			計			計			計		
令和7年 1月1日現在	7級	1	11.11	4級	1	11.11	6級	4	44.44	5級	1	22.22	5級	1	22.22
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級			1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	2級														
	1級														
計		9	100.00	計			計			計			計		

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

工 昇給

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正後	職員数 (A) (人)	9				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	7				
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	6			
		5号給 (人)				
		6号給 (人)	1			
		7号給 (人)				
	8号給 (人)					
	比率 (B) / (A) (%)	77.78				
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正前	職員数 (A) (人)	9				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8				
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	8			
		5号給 (人)				
		6号給 (人)				
		7号給 (人)				
	8号給 (人)					
	比率 (B) / (A) (%)	88.89				

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.200) 2,300	(1.250) 2,350	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.200) 2,300	(1.200) 2,300	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.200) 2,300	(1.250) 2,350	(2.45) 4.65	有	

( ) 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	無	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分（片道）2,600円～35,000円 国：使用距離区分（片道）2,000円～31,600円

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

(単位：千円)

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出見込額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他
令和7年度 人間ドック業務委託	7,650			令和 8 年度	7,650	906		6,744
令和7年度 特定健康診査集団健診業務委託	3,740			令和 8 年度	3,740	1,270		2,470
2件（既設定分）	11,689				11,689	2,692		8,997
合計	23,079				23,079	4,868		18,211

議案第100号

令和7年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度南砺市国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,339千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ366,821千円とする。

2　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条　債務負担行為の追加は、「第2表　債務負担行為補正」による。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		203,142	△9,339	193,803
	1 繰入金	203,142	△9,339	193,803
歳入合計		376,160	△9,339	366,821

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		268,290	△9,339	258,951
	1 施設管理費	268,290	△9,339	258,951
歳 出 合 計		376,160	△9,339	366,821

第2表  
債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限度額
令和7年度 臨床検査業務委託	令和8年度	120 千円
令和7年度 コンピュータ断層診断業務委託	令和8年度	1,248
令和7年度 上平診療所及び南砺家庭・地域医療センター自動車運転業務委託	令和8年度	4,028
令和7年度 医療従事者派遣業務委託	令和8年度	2,700
令和7年度 南砺市診療所労働者派遣業務委託	令和8年度	4,672
令和7年度 電子カルテソフトウェア保守業務委託	令和8年度	3,425
令和7年度 電子カルテサーバーネットワーク保守業務委託	令和8年度	95
令和7年度 電子カルテハードウェア保守業務委託	令和8年度	468
令和7年度 画像情報統合管理システム保守業務委託	令和8年度	683
令和7年度 生理機能検査システム保守業務委託	令和8年度	66
令和7年度 施設間ネットワーク保守業務委託	令和8年度	132
令和7年度 医療情報システム安全管理セキュリティアセスメント保守業務委託	令和8年度	682

## 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

### 1. 総 括

#### 歳 入

(単位: 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 繼入金	203,142	△9,339	193,803
歳 入 合 計	376,160	△9,339	366,821

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 総務費	268,290	△9,339	258,951			△9,339		
歳 出 合 計	376,160	△9,339	366,821			△9,339		

## 2. 歳入

第 4 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	203,142	△9,339	193,803	1 一般会計繰入金	△9,339	一般会計繰入金 △9,339
計	203,142	△9,339	193,803			

### 3. 歳出

第 1 款 総務費

第 1 項 施設管理費

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	268,290	△9,339	258,951	2 給料	△4,982	1 給与費 (国保 診療所事業費	△9,339		(繰入) △9,339		補正前額／補正額／補正後額 144,707／△9,339／135,368			
				3 職員手当等	△2,457	)								
				4 共済費	△1,049									
				18 負担金補助及び 交付金	△851									
計	268,290	△9,339	258,951				△9,339		△9,339					

# 給 与 費 明 細 書

## 1. 一般職

### (1) 総 括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(19) 14	62,559	58,322	55,714	176,595	21,288	5,822	203,705	
補 正 前	(19) 16	62,559	63,304	58,171	184,034	22,337	6,673	213,044	
比 較	△ 2		△ 4,982	△ 2,457	△ 7,439	△ 1,049	△ 851	△ 9,339	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	2,307	690	168	1,540	9,000	1,000		
	補正前	1,829	828	672	1,476	9,000	1,000		
	比 較	478	△ 138	△ 504	64				
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後		200	98	14,342	10,499	990	14,880	
	補正前		200	180	15,500	11,444	1,200	14,842	
	比 較			△ 82	△ 1,158	△ 945	△ 210	38	

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	14		58,322	51,564	109,886	19,660	5,822	135,368	
補正前	16		63,304	54,021	117,325	20,709	6,673	144,707	
比較	△ 2		△ 4,982	△ 2,457	△ 7,439	△ 1,049	△ 851	△ 9,339	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	2,307	690	168	1,540	9,000	1,000		
	補正前	1,829	828	672	1,476	9,000	1,000		
	比較	478	△ 138	△ 504	64				
	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後		200	98	11,630	9,061	990	14,880	
	補正前		200	180	12,788	10,006	1,200	14,842	
	比較			△ 82	△ 1,158	△ 945	△ 210	38	

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(19)	62,559		4,150	66,709	1,628		68,337	
補正前	(19)	62,559		4,150	66,709	1,628		68,337	
比較									

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	初任給調整 手当	
	補正後				2,712	1,438			
	補正前				2,712	1,438			
	比較								

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△ 4,982	給与改定に伴う増減分	1,926	給与改定に伴う増加	
		昇給に伴う増加分	163	昇給・昇格に伴う増加	
		その他の増減分	△ 7,071	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 2,457	制度改正に伴う増減分	242	期末勤勉手当率の引上げ0.05ヶ月	
		その他の増減分	△ 2,699	人事異動等に伴う増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たりの給与

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	平均給料月額	342,400	419,550		289,925	
	平均給与月額	362,850	1,099,362		302,350	
	平均年齢	46歳11月	33歳5月		62歳2月	
令和7年1月1日現在	平均給料月額	322,600	407,075	333,500	329,833	
	平均給与月額	326,550	1,011,830	338,800	355,067	
	平均年齢	44歳4月	35歳9月	60歳7月	58歳6月	

イ 初任給

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	高校卒	188,000				185,700
	短大卒	204,400		204,500	240,600	
	大学卒	220,000	291,400	227,400	253,100	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職（1）			医療職（2）			医療職（3）			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 10月1日現在	7級	1	50.00	4級	1	25.00	6級			5級	1	12.50	5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級			1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級					
	2級	1	50.00		1	25.00					5	62.50			
	1級														
計		2	100.00	計	4	100.00	計			計	8	100.00	計		
令和7年 1月1日現在	7級	1	33.33	4級	1	25.00	6級			5級	1	11.11	5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			3級			3級			3級		
	4級			1級			2級			2級			2級		
	3級						1級								
	2級	1	33.33		1	25.00					5	55.56			
	1級														
計		3	100.00	計	4	100.00	計	1	100.00	計	9	100.00	計		

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

### 工 昇給

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正後	職員数 (A) (人)	2	4		8	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	4			
	1号給 (人)					
	2号給 (人)	1				
	3号給 (人)		2			
	4号給 (人)	1	2			
	5号給 (人)					
	6号給 (人)					
	7号給 (人)					
	8号給 (人)					
	9号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)		100.00	100.00			
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正前	職員数 (A) (人)	2	4	1	9	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	2	4			
	1号給 (人)					
	2号給 (人)					
	3号給 (人)					
	4号給 (人)	2	4			
	5号給 (人)					
	6号給 (人)					
	7号給 (人)					
	8号給 (人)					
	9号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)		100.00	100.00			

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	

( ) 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	無	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種
		医療職(1)
給料総額に対する比率(%)	15.43	15.43
支給対象職員の比率(%)	28.57	28.57
代表的な特殊勤務手当の名称	医師業務、医師研究業務	

ク その他の手当

区分	国との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道) 2,600円～35,000円 国：使用距離区分(片道) 2,000円～31,600円

**債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書**

(単位：千円)

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出見込額		左の財源内訳			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他	
令和7年度 臨床検査業務委託	120			令和 8 年度	120				120
令和7年度 コンピュータ断層診断業務委託	1,248			令和 8 年度	1,248				1,248
令和7年度 上平診療所及び南砺家庭・地域医療センター自動車運転業務委託	4,028			令和 8 年度	4,028				4,028
令和7年度 医療従事者派遣業務委託	2,700			令和 8 年度	2,700				2,700
令和7年度 南砺市診療所労働者派遣業務委託	4,672			令和 8 年度	4,672				4,672
令和7年度 電子カルテソフトウェア保守業務委託	3,425			令和 8 年度	3,425				3,425
令和7年度 電子カルテサーバーネットワーク保守業務委託	95			令和 8 年度	95				95
令和7年度 電子カルテハードウェア保守業務委託	468			令和 8 年度	468				468
令和7年度 画像情報統合管理システム保守業務委託	683			令和 8 年度	683				683
令和7年度 生理機能検査システム保守業務委託	66			令和 8 年度	66				66
令和7年度 施設間ネットワーク保守業務委託	132			令和 8 年度	132				132

(単位：千円)

事項	限度額	令和6年度末までの支出額		令和7年度以降の支出見込額		左の財源内訳		
		期間	金額	期間	金額	国県支出金	地方債	その他
令和7年度 医療情報システム安全管理セキュリティアセスメント保守業務委託	682			令和 8 年度	682			682
22件（既設定分）	82,239		5,179		77,060		9,400	67,660
合計	100,558		5,179		95,379		9,400	85,979

議案第101号

令和7年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）

令和7年度南砺市介護事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,487千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222,539千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		149,330	△4,487	144,843
	1 繰入金	149,330	△4,487	144,843
歳入合計		227,026	△4,487	222,539

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護福祉支援事業費		219,712	△4,487	215,225
	1 介護福祉支援事業費	208,633	△4,487	204,146
歳 出 合 計		227,026	△4,487	222,539

## 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

### 1. 総 括

#### 歳 入

(単位: 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繼入金	149,330	△4,487	144,843
歳 入 合 計	227,026	△4,487	222,539

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 介護福祉支援事業費	219,712	△4,487	215,225			△4,487		
歳 出 合 計	227,026	△4,487	222,539			△4,487		

## 2. 歳入

第 3 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 他会計繰入金	149,330	△4,487	144,843	1 一般会計繰入金	△4,487	在宅介護支援センター運営繰入金 △4,972 ホームヘルプステーション運営繰入金 485
計	149,330	△4,487	144,843			

### 3. 歳出

#### 第 1 款 介護福祉支援事業費

#### 第 1 項 介護福祉支援事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
1 在宅介護支援セ ンター事業費	83,753	△4,972	78,781	2 給料	△2,513	1 給与費（在宅 介護支援セン ター事業費）	△4,972		(繰入) △4,972		補正前額／補正額／補正後額 65,021／△4,972／60,049			
3 ホームヘルプス テーション運営 費	39,383	485	39,868	2 給料	247	1 給与費（ホー ムヘルプステ ーション運営 費）	485		(繰入) 485		補正前額／補正額／補正後額 16,550／485／17,035			
計	208,633	△4,487	204,146				△4,487		△4,487					

# 給与費明細書

## 1. 一般職

### (1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(4) 17	8,854	50,379	26,689	85,922	16,160	5,470	107,552	
補正前	(4) 18	8,854	52,645	27,978	89,477	16,737	5,825	112,039	
比較	△ 1		△ 2,266	△ 1,289	△ 3,555	△ 577	△ 355	△ 4,487	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		750	282	1,055	360	2,000		
	補正前		750	306	1,185	360	2,000		
	比較			△ 24	△ 130				
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				11,917	9,545	780		
	補正前				12,420	10,037	920		
	比較				△ 503	△ 492	△ 140		

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	10		39,189	20,417	59,606	12,008	5,470	77,084	
補正前	11		41,455	21,706	63,161	12,585	5,825	81,571	
比較	△ 1		△ 2,266	△ 1,289	△ 3,555	△ 577	△ 355	△ 4,487	

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後		750	282	799	144	2,000		
	補正前		750	306	929	144	2,000		
	比較			△ 24	△ 130				
	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				8,765	6,897	780		
	補正前				9,268	7,389	920		
	比較				△ 503	△ 492	△ 140		

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(4) 7	8,854	11,190	6,272	26,316	4,152		30,468	
補正前	(4) 7	8,854	11,190	6,272	26,316	4,152		30,468	
比較									

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後				256	216			
	補正前				256	216			
	比較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				3,152	2,648			
	補正前				3,152	2,648			
	比較								

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△ 2,266	給与改定に伴う増減分		1,234 給与改定に伴う増加	
		昇給に伴う増加分		105 昇給・昇格に伴う増加	
		その他の増減分		△ 3,605 人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 1,289	制度改正に伴う増減分		163 期末勤勉手当率の引上げ0.05ヶ月	
		その他の増減分		△ 1,452 人事異動等に伴う増減分	

(3) 給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たりの給与

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	平均給料月額	314,367			325,000	
	平均給与月額	363,437			333,000	
	平均年齢	46歳12月			59歳8月	
令和7年1月1日現在	平均給料月額	327,375			325,000	
	平均給与月額	363,262			333,000	
	平均年齢	45歳10月			58歳11月	

イ 初 任 給

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	高校卒	188,000				185,700
	短大卒	204,400		204,500	240,600	
	大学卒	220,000	291,400	227,400	253,100	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職（1）			医療職（2）			医療職（3）			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 10月1日現在	7級	4	44.44	4級	3	33.33	6級	1	100.00	5級	1	100.00	5級	1	100.00
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級			1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	2級														
	1級														
計		9	100.00	計			計			計	1	100.00	計		
令和7年 1月1日現在	7級	2	20.00	4級	6	60.00	6級	1	100.00	5級	1	100.00	5級	1	100.00
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級			2級			4級			3級			3級		
	4級			1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	2級														
	1級														
計		10	100.00	計			計			計	1	100.00	計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

工 昇給

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正後	職員数 (A) (人)	9			1	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8				
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	6			
		5号給 (人)				
		6号給 (人)	2			
		7号給 (人)				
		8号給 (人)				
比率 (B) / (A) (%)		88.89				
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
職員数 (A) (人)	10			1		
昇給に係る職員数 (B) (人)	9					
号給数別内訳	1号給 (人)					
	2号給 (人)					
	3号給 (人)					
	4号給 (人)	9				
	5号給 (人)					
	6号給 (人)					
	7号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)		90.00				

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	

( ) 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	無	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区 分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	0.71
支給対象職員の比率 (%)	20.00
代表的な特殊勤務手当の名称	介護職員処遇改善

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	同 じ	
住 居 手 当	同 じ	
通 勤 手 当	異 な る	自動車等利用者 本市：使用距離区分（片道）2,600円～35,000円 国：使用距離区分（片道）2,000円～31,600円

議案第102号

令和7年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度南砺市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 嶸入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,670千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ209,650千円とする。

2 嶸入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		27,320	△8,670	18,650
	1 繰入金	27,320	△8,670	18,650
歳入合計		218,320	△8,670	209,650

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		213, 775	△8, 670	205, 105
	1 事業費	213, 775	△8, 670	205, 105
歳 出 合 計		218, 320	△8, 670	209, 650

## 歳 入 歳 出 予 算 事 項 別 明 細 書

### 1. 総 括

#### 歳 入

(単位: 千円)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
8 繰入金	27,320	△8,670	18,650
歳 入 合 計	218,320	△8,670	209,650

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	
				特定財源				
				国県支出金	地方債	その他		
1 事業費	213,775	△8,670	205,105				△8,670	
歳 出 合 計	218,320	△8,670	209,650				△8,670	

## 2. 歳入

第 8 款 繰入金

第 1 項 繰入金

(単位:千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金額	
1 基金繰入金	27,320	△8,670	18,650	1 財政調整基金繰入金	△8,670	財政調整基金繰入金 △8,670
計	27,320	△8,670	18,650			

### 3. 歳出

第 1 款 事業費

第 1 項 事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		事業名	金額	補正額の財源内訳			説明			
				区分	金額			特定財源						
								国県支出金	地方債	その他				
1 事業費	213,775	△8,670	205,105	1 報酬	259	1 給与費（訪問 看護事業費）	△9,070			△9,070	補正前額／補正額／補正後額 186,841／△9,070／177,771			
				2 給料	△4,856	2 訪問看護事業 費	400			400	補正前額／補正額／補正後額 26,934／400／27,334 会計年度任用職員 ・報酬 259 ・職員手当 113 ・社会保険料 28			
				3 職員手当等	△2,136									
				4 共済費	△1,343									
				18 負担金補助及び 交付金	△594									
						計	△8,670			△8,670				
計	213,775	△8,670	205,105				△8,670			△8,670				

## 給 与 費 明 細 書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」と「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給 与 費				共済費	退職手当 事務負担金	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当	計				
補 正 後	(4) 22	6,252	89,847	49,403	145,502	28,043	13,237	186,782	
補 正 前	(4) 23	5,993	94,703	51,539	152,235	29,386	13,831	195,452	
比 較	△ 1	259	△ 4,856	△ 2,136	△ 6,733	△ 1,343	△ 594	△ 8,670	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	387	612	331	1,364	3,750	3,500		
	補正前	387	888	324	1,432	3,750	3,500		
	比 較		△ 276	7	△ 68				
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				21,311	17,288	860		
	補正前				22,180	17,918	1,160		
	比 較				△ 869	△ 630	△ 300		

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(1) 22		89,847	47,704	137,551	26,983	13,237	177,771	
補正前	(1) 23		94,703	49,953	144,656	28,354	13,831	186,841	
比較	△ 1		△ 4,856	△ 2,249	△ 7,105	△ 1,371	△ 594	△ 9,070	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	387	612	331	1,364	3,750	3,500		
	補正前	387	888	324	1,432	3,750	3,500		
	比較		△ 276	7	△ 68				
	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				20,388	16,512	860		
	補正前				21,318	17,194	1,160		
	比較				△ 930	△ 682	△ 300		

## イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	退職手当 事務負担金	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計				
補正後	(3)	6,252		1,699	7,951	1,060		9,011	
補正前	(3)	5,993		1,586	7,579	1,032		8,611	
比較		259		113	372	28		400	

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後								
	補正前								
	比較								
	区分	宿日直手当	管 理 職 員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後				923	776			
	補正前				862	724			
	比較				61	52			

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	△ 4,856	給与改定に伴う増減分	2,524	給与改定に伴う増加	
		昇給に伴う増加分	162	昇給・昇格に伴う増加	
		その他の増減分	△ 7,542	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 2,136	制度改正に伴う増減分	363	期末勤勉手当率の引き上げ0.05ヶ月	
		その他の増減分	△ 2,499	人事異動等に伴う増減分 △ 2,612 会計年度任用職員に係る増減分 113	

(3) 給料及び職員手当の状況  
ア 職員1人当たりの給与

※以下は会計年度任用職員以外の職員分について記載

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	平均給料月額	276,400		326,414	351,008	
	平均給与月額	286,140		355,826	378,170	
	平均年齢	35歳2月		46歳3月	53歳9月	
令和7年1月1日現在	平均給料月額	266,300		318,888	349,285	
	平均給与月額	293,992		334,013	383,477	
	平均年齢	34歳5月		43歳1月	53歳6月	

イ 初任給

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	高校卒	188,000				185,700
	短大卒	204,400		204,500	240,600	
	大学卒	220,000	291,400	227,400	253,100	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職（1）			医療職（2）			医療職（3）			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 10月1日現在	7級	2	100.00	4級			6級	1	12.50	5級	1	8.33	5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
令和7年 1月1日現在	5級	1	50.00	2級			4級	7	87.50	3級	11	91.67	3級		
	4級			3級			3級			2級			2級		
令和7年 1月1日現在	3級	1	50.00	2級			2級	(1)	(100.00)	1級			1級		
	2級			1級			1級			1級			1級		
計		2	100.00	計			計	8	100.00	計	(1)	(100.00)	計	12	100.00
計		2	100.00	計			計	8	100.00	計	(1)	(100.00)	計	13	100.00

( ) 内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

二 升給

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正後	職員数 (A) (人)	2		8	12	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	1		8	8	
	1号給 (人)					
	2号給 (人)					
	3号給 (人)					
	4号給 (人)	1		8	8	
	5号給 (人)					
	6号給 (人)					
	7号給 (人)					
	8号給 (人)					
比率 (B) / (A) (%)		50.00		100.00	66.67	
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
職員数 (A) (人)	2		8	13		
昇給に係る職員数 (B) (人)	2		8	8		
1号給 (人)						
2号給 (人)						
3号給 (人)						
4号給 (人)	2		8	8		
5号給 (人)						
6号給 (人)						
7号給 (人)						
8号給 (人)						
比率 (B) / (A) (%)		100.00		100.00	61.54	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	

( ) 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	無	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種	代表的な職種	
		医療職(2)	医療職(3)
給料総額に対する比率(%)	4.17	1.67	2.50
支給対象職員の比率(%)	90.91	36.36	54.55
代表的な特殊勤務手当の名称	緊急呼出業務		

ク その他の手当

区分	国との制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分(片道) 2,600円～35,000円 国：使用距離区分(片道) 2,000円～31,600円

令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出の補正)

第2条 令和7年度南砺市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業費用	4,459,799 千円	92,007 千円	4,551,806 千円
第1項 医業費用	4,424,550 千円	92,007 千円	4,516,557 千円
第2款 公立南砺中央病院事業費用	3,090,427 千円	△ 55,379 千円	3,035,048 千円
第1項 医業費用	3,048,958 千円	△ 55,379 千円	2,993,579 千円
支出合計	7,550,226 千円	36,628 千円	7,586,854 千円

(資本的収入の補正)

第3条 予算第4条ただし書中「409,221千円」を「362,669千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 南砺市民病院事業資本的収入	367,366 千円	42,392 千円	409,758 千円
第5項 補助金	0 千円	42,392 千円	42,392 千円
第2款 公立南砺中央病院事業資本的収入	414,377 千円	4,160 千円	418,537 千円
第5項 補助金	0 千円	4,160 千円	4,160 千円
収入合計	781,743 千円	46,552 千円	828,295 千円

(債務負担行為の補正)

第4条 令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第2号)第2条に定めた債務負担行為をすることができる限度額は、「別表 債務負担行為補正」による。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条第1号中「4,343,038千円」を「4,364,981千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第10条中「1,004,258千円」を「1,009,558千円」に改める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

別表 債務負担行為補正

1. 南砺市民病院  
(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
令和7年度 医療用ガス設備保守点検業務委託	令和8年度	2,420
令和7年度 防災カーテン保守業務委託	令和8年度	1,162
令和7年度 一般廃棄物収集運搬業務委託	令和8年度	3,252
令和7年度 産業廃棄物(事業系不燃物等) 収集、運搬および処分業務委託	令和8年度	472
令和7年度 産業廃棄物(蛍光管等) 収集、運搬および処分業務委託	令和8年度	127
令和7年度 透析室排水水質検査業務委託	令和8年度	208
令和7年度 冷温水発生器煤煙測定業務委託	令和8年度	300
令和7年度 そ族昆虫防除業務委託	令和8年度	278
令和7年度 非常用発電設備負荷試験業務委託	令和8年度	678
令和7年度 送迎バス運行業務委託	令和8年度	4,602
令和7年度 臨床検査業務委託	令和8年度	149,952
令和7年度 遺伝子解析装置保守業務委託	令和8年度	363
令和7年度 乳房用デジタルX線撮影装置保守業務委託	令和8年度	1,496
令和7年度 Cアーム型X線テレビ保守業務委託	令和8年度	3,410
令和7年度 磁気共鳴断層撮影装置保守業務委託	令和8年度	9,240
令和7年度 造影剤注入装置(C T用)保守業務委託	令和8年度	693
令和7年度 胸部X線病変検出システム保守業務委託	令和8年度～令和13年度	1,584
令和7年度 薬剤業務支援システム保守業務委託	令和8年度	923
令和7年度 消化器内視鏡保守業務委託	令和8年度	1,300
令和7年度 泌尿器・外科手術関連内視鏡保守業務委託	令和8年度	974
令和7年度 内視鏡洗浄消毒装置(内視鏡室用)保守業務委託	令和8年度	1,073
令和7年度 内視鏡洗浄消毒装置(耳鼻咽喉科用)保守業務委託	令和8年度	513
令和7年度 内視鏡洗浄消毒装置(泌尿器科用)保守業務委託	令和8年度	262
令和7年度 人工透析管理システム保守業務委託	令和8年度	660

令和7年度	夜間看護助手派遣業務委託	令和8年度	16,950
令和7年度	病院ホームページ運用保守業務委託	令和8年度	528
令和7年度	人材紹介サービス（エムスリーキャリア）	令和8年度～令和10年度	7,920
令和7年度	医事医務業務委託	令和8年度	78,695
令和7年度	D P C分析ソフト（EVE、EVE-ASP）保守業務委託	令和8年度	924
令和7年度	デイケアセンター事務業務委託	令和8年度	4,389
令和7年度	収納窓口業務委託	令和8年度	1,650
令和7年度	院内ネットワーク保守業務委託	令和8年度	1,234
令和7年度	診断書作成管理システム保守業務委託	令和8年度～令和12年度	2,894
令和7年度	温湿度管理システム保守業務委託	令和8年度	570
令和7年度	施設基準システム使用料	令和8年度	3,388
令和7年度	職員用無線LANルータ保守更新	令和8年度	44
令和7年度	U T M機器ライセンス更新、平日先出セットバック	令和8年度	327
令和7年度	Joinゲートウェイ版利用料	令和8年度	1,056
令和7年度	iPad管理用MDM	令和8年度	288
令和7年度	病院私物（防寒着、抗菌予防エプロン、宿泊ドック用寝具含む。）、外来用寝具および入院者用寝具等洗濯業務委託	令和8年度	7,233
令和7年度	滅菌・消毒業務委託（手術室器具）	令和8年度	533
令和7年度	医療機器等立会い業務委託	令和8年度	944
令和7年度	歯科技巧業務委託	令和8年度	770
令和7年度	病理組織診断（富山大学）	令和8年度	1,650
令和7年度	病理解剖（富山大学）	令和8年度	825
令和7年度	診療医師派遣業務（北陸病院）	令和8年度	2,000
令和7年度	特定健診に伴う検査料及び事務代行料（南砺市医師会）	令和8年度	1,502
令和7年度	機密文書回収、運搬処理及びリサイクルに関する業務委託	令和8年度	286
令和7年度	薬剤保管庫賃借料	令和8年度	528
令和7年度	L E Dレンタル料	令和8年度	1,675
令和7年度	病院機能評価受審料	令和8年度	1,848
令和7年度	医師募集業務委託（マイナビ）	令和8年度	809
令和7年度	看護師募集業務委託（マイナビ）	令和8年度	264

令和7年度	薬剤師募集業務委託（マイナビ）	令和8年度	495
令和7年度	看護師シフト調整システム使用料	令和8年度	1,700
令和7年度	診療材料（医療用ガス）購入	令和8年度	7,066
令和7年度	自動給水型サーバー賃貸借	令和8年度	555
令和7年度	電子カルテシステムデータセンター利用料	令和8年度	968
令和7年度	医療情報システム電子カルテソフトウェア保守業務委託	令和8年度	13,775
令和7年度	医療情報システム電子カルテシステムサーバ（ネットワーク）保守業務委託	令和8年度	340
令和7年度	医療情報システム電子カルテシステムサーバ（ハードウェア）保守業務委託	令和8年度	1,796
令和7年度	医療情報システム画像情報統合管理システム保守業務委託	令和8年度	1,364
令和7年度	医療情報システム生理機能検査システム保守業務委託	令和8年度	132
令和7年度	医療情報システム施設間ネットワーク保守業務委託	令和8年度	264
令和7年度	医療情報システム認証サーバー保守業務委託	令和8年度	497
令和7年度	医療情報システム安全管理セキュリティアセスメント保守業務委託	令和8年度	1,419
令和7年度	公営企業会計システムクラウドサービス利用料	令和8年度	614
令和7年度	DPC検証支援システム保守運用業務委託	令和8年度	660
令和7年度	AI問診ライセンス更新	令和8年度	1,631

2. 公立南砺中央病院  
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
令和7年度 磁気共鳴断層撮影装置保守業務委託	令和8年度	9,130
令和7年度 全身用X線CT撮影装置保守業務委託	令和8年度	24,695
令和7年度 デジタルカセット型X線撮影装置システム保守業務委託	令和8年度	5,280
令和7年度 透析装置保守業務委託	令和8年度	1,077
令和7年度 逆浸透水処理装置保守業務委託	令和8年度	990
令和7年度 電子カルテリモート接続システム保守業務委託	令和8年度	660
令和7年度 医療ガス設備保守点検業務委託	令和8年度	2,272
令和7年度 一般廃棄物収集運搬処理業務委託	令和8年度	2,667
令和7年度 薬剤業務支援システム保守業務委託	令和8年度	483
令和7年度 医療事務業務委託	令和8年度	81,349

令和7年度	地域連携室事務派遣業務委託	令和8年度	9,552
令和7年度	カーテンクリーニング業務委託	令和8年度	2,351
令和7年度	空調設備保守業務委託	令和8年度	3,520
令和7年度	中央監視機器・自動制御機器保守点検業務委託	令和8年度	1,540
令和7年度	電話交換機保守業務委託	令和8年度	330
令和7年度	ホームページ運用保守業務委託	令和8年度	396
令和7年度	院内ネットワーク保守業務委託	令和8年度	1,253
令和7年度	全身麻酔器保守業務委託	令和8年度	973
令和7年度	医療情報システム電子カルテソフトウェ保守業務委託	令和8年度	11,395
令和7年度	医療情報システム電子カルテシステムサーバ(ネットワーク)保守業務委託	令和8年度	290
令和7年度	医療情報システム電子カルテシステムサーバ(ハードウェア)保守業務委託	令和8年度	1,505
令和7年度	医療情報システム画像情報統合管理システム保守業務委託	令和8年度	1,364
令和7年度	医療情報システム生理機能検査システム保守業務委託	令和8年度	132
令和7年度	医療情報システム施設間ネットワーク保守業務委託	令和8年度	264
令和7年度	医療情報システム認証サーバー保守業務委託	令和8年度	425
令和7年度	医療情報システム安全管理セキュリティアセスメント保守業務委託	令和8年度	1,419
令和7年度	公営企業会計システムクラウドサービス利用料	令和8年度	455

## 令和7年度 南砺市病院事業会計補正予算(第3号)実施計画

## 収益的支出の補正

## 支 出

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業費用			4,459,799	92,007	4,551,806	
	1 医業費用		4,424,550	92,007	4,516,557	
		1 給与費	2,572,465	82,107	2,654,572	(給料 28,301 ) 医師給 6,539 千円 看護師給 17,599 千円 医療技術員給 131 千円 事務職員給 6,594 千円 介護福祉職員給 1,537 千円 その他職員給 △ 4,099 千円 (手当 24,208 ) 医師手当 10,247 千円 看護師手当 7,361 千円 医療技術員手当 3,285 千円 事務職員手当 3,180 千円 介護福祉職員手当 1,195 千円 その他職員手当 △ 1,060 千円 (報酬 8,523 ) 医師報酬 8,523 千円 (法定福利費 15,947 ) 退職手当組合特別負担金 15,947 千円 (賞与引当金繰入額 5,058 ) 賞与引当金繰入金 5,058 千円 (法定福利費引当金繰入額 70 ) 法定福利費引当金繰入金 70 千円
		2 材料費	628,718	5,300	634,018	薬品費 5,300 千円
		3 経費	888,345	4,600	892,945	光熱水費 4,600 千円
2 公立南砺中央病院事業費用			3,090,427	△ 55,379	3,035,048	
	1 医業費用		3,048,958	△ 55,379	2,993,579	
		1 給与費	1,770,573	△ 60,164	1,710,409	(給料 △ 8,999 ) 医師給 △ 9,776 千円 看護師給 △ 5,020 千円 医療技術員給 △ 3,389 千円 事務職員給 6,520 千円 介護福祉職員給 △ 3,457 千円 その他職員給 6,123 千円

					(手当	7,351 )
				医師手当	△ 14,878 千円	
				看護師手当	9,866 千円	
				医療技術員手当	3,930 千円	
				事務職員手当	2,888 千円	
				介護福祉職員手当	3,847 千円	
				その他職員手当	1,698 千円	
				(報酬	△ 19,948 )	
				医師報酬	△ 3,149 千円	
				その他職員報酬	△ 16,799 千円	
				(法定福利費	△ 37,855 )	
				共済組合負担金	5,097 千円	
				退職手当組合負担金	△ 43,143 千円	
				退職手当組合特別負担金	200 千円	
				その他法定福利費	△ 9 千円	
				(賞与引当金繰入額	△ 1,542 )	
				賞与引当金繰入金	△ 1,542 千円	
				(法定福利費引当金繰入額	829 )	
				法定福利費引当金繰入金	829 千円	
3 経費	658,799	4,785	663,584	光熱水費	4,785 千円	

令和7年度 南砺市病院事業会計補正予算(第3号)実施計画

資本的収入の補正

取 入

款	項	目	既決予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円	備 考
1 南砺市民病院事業 資本的収入	5 拠助金		367,366	42,392	409,758	
			0	42,392	42,392	
		1 拠助金	0	42,392	42,392	富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費 7,000 千円 援助金 医療施設等設備整備費補助金 35,392 千円
2 公立南砺中央病院 事業資本的収入	5 拠助金		414,377	4,160	418,537	
			0	4,160	4,160	
		1 拠助金	0	4,160	4,160	富山県医療施設等経営強化緊急支援事業費 4,160 千円 援助金

令和7年度南砺市病院事業会計補正予算(第3号)予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位:千円)

1. 南砺市民病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 378,685
減価償却費	296,920
固定資産除却費	3,000
長期前受金戻入	△ 27,990
引当金の増減(△は減少)	14,095
貸倒引当金の増減(△は減少)	6,973
たな卸資産の増減(△は増加)	500
受取利息	△ 100
支払利息	27,000
小計	△ 58,287
利息の受取額	100
利息の支払額	△ 27,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 85,187

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 230,155
国庫補助金等による収入	46,242
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 183,913

財務活動によるキャッシュ・フロー

企業債による収入	220,800
企業債の償還による支出	△ 280,691
一般会計からの出資による収入	142,716
財務活動によるキャッシュ・フロー	82,825

資金増減額

病院統括事業統合に伴う資金増加額	△ 186,275
資金期首残高	3,732
資金期末残高	982,546
	800,003

2. 公立南砺中央病院事業

業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益(△は純損失)	△ 137,292
減価償却費	231,928
固定資産除却費	3,918
長期前受金戻入	△ 24,436
引当金の増減(△は減少)	8,105
貸倒引当金の増減(△は減少)	△ 31
たな卸資産の増減(△は増加)	720
受取利息	△ 2
支払利息	35,459
小計	118,369
利息の受取額	2
利息の支払額	△ 35,459
業務活動によるキャッシュ・フロー	82,912

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 135,253
無形固定資産の取得による支出	△ 7,785
国庫補助金等による収入	11,310
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 131,728

財務活動によるキャッシュ・フロー	
企業債による収入	124,500
企業債の償還による支出	△ 444,151
その他の他会計借入金の返済による支出	△ 60,000
一般会計からの出資による収入	282,727
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 96,924
資金増減額	△ 145,740
資金期首残高	526,097
資金期末残高	380,357

## 給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

※「ア 会計年度任用職員以外」及び「イ 会計年度任用職員」の合計

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費				法定福利費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	(141) 477	430,007	1,800,738	1,393,922	3,624,667	740,314	4,364,981	
補正前	(139) 475	441,432	1,781,436	1,358,847	3,581,715	761,323	4,343,038	
比較	(2) 2	△ 11,425	19,302	35,075	42,952	△ 21,009	21,943	

かつて内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	初任給調整手当	夜間勤務手当
	補正後	37,549	32,962	18,236	35,274	293,029	75,959	59,713	27,378
	補正前	38,074	29,914	18,295	34,293	293,465	68,919	60,826	25,560
	比較	△ 525	3,048	△ 59	981	△ 436	7,040	△ 1,113	1,818
	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	27,506		271	412,812	340,283	32,950		
	補正前	26,644		271	400,757	331,089	30,740		
	比較	862		0	12,055	9,194	2,210		

## ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

区分	職員数(人)	給与費				法定福利費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正後	409		1,599,969	1,276,021	2,875,990	647,901	3,523,891	
補正前	407		1,584,903	1,243,019	2,827,922	670,739	3,498,661	
比較	2		15,066	33,002	48,068	△ 22,838	25,230	

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	初任給調整手当	夜間勤務手当
	補正後	37,549	32,962	18,236	31,338	269,770	72,100	58,783	27,058
	補正前	38,074	29,914	18,295	30,175	271,608	64,898	58,043	25,240
	比較	△ 525	3,048	△ 59	1,163	△ 1,838	7,202	740	1,818
	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	24,301		271	368,255	303,833	31,565		
	補正前	24,018		271	357,974	295,149	29,360		
	比較	283		0	10,281	8,684	2,205		

## イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				法定福利費	合 計	備 考
		報 酉	給 料	職員手当	計			
補正後	(141) 68	430,007	200,769	117,901	748,677	92,413	841,090	
補正前	(139) 68	441,432	196,533	115,828	753,793	90,584	844,377	
比 較	(2) 0	△ 11,425	4,236	2,073	△ 5,116	1,829	△ 3,287	

( )内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区 分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	初任給調整手当	夜間勤務手当
	補正後				3,936	23,259	3,859	930	320
	補正前				4,118	21,857	4,021	2,783	320
	比 較				△ 182	1,402	△ 162	△ 1,853	0
	区 分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後	3,205			44,557	36,450	1,385		
	補正前	2,626			42,783	35,940	1,380		
	比 較	579			1,774	510	5		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明	備考
給料	19,302	給与改定に伴う増減分	12,658	
		昇給等に伴う増加分	4,755	
		その他の増減分	1,889	人事異動等に伴う増減分 △ 2,347 会計年度任用職員に係る増減分 4,236
職員手当	35,075	制度改正に伴う増減分	1,062	期末勤勉手当率の引上げ0.05か月 1,062
		その他増減分	34,013	人事異動等に伴う増減分 1,617 時間外手当の増減分 7,040 特殊勤務手当の増減分 △ 436 その他手当の増減分 25,792

(3) 給料及び職員手当の状況

※以下は、会計年度任用職員以外の職員分について記載

ア 職員1人当たりの給与

(単位:円)

区分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職	特定任期付職員
令和7年10月1日現在	平均給料月額	314,784	514,119	305,159	305,675	287,200
	平均給与月額	379,981	1,212,876	364,264	395,606	306,200
	平均年齢	43歳8月	47歳9月	40歳7月	42歳1月	58歳5月
令和7年1月1日現在	平均給料月額	324,908	508,997	301,783	305,827	287,200
	平均給与月額	368,740	1,178,995	356,262	398,990	310,200
	平均年齢	44歳10月	48歳8月	40歳9月	42歳5月	58歳0月

イ 初任給

(単位:円)

区分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
令和7年10月1日現在	高校卒	188,000			211,000
	短大卒	204,400		204,500	240,600
	大学卒	220,000		227,400	253,100
	大学卒(6年)		291,400	244,400	

## ウ 級別職員数

	行政職			医療職(1)			医療職(2)			医療職(3)			技能労務職			特定任期付職員		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令 和 7 年 10月1日現在	7級			4級	22	66.67	6級	2	2.02	5級	5	2.53	5級					
	6級	6	7.89	3級	2	6.06	5級	14	14.14	4級	14	7.07	4級					
	5級	3	3.95	2級	7	21.21	4級	10	10.10	3級	103	52.02	3級	1	50.00			
	4級	7	9.21	1級	2	6.06	3級	47	47.48	2級	76	38.38	2級	1	50.00			
	3級	49	64.48				2級	26	26.26	1級								
	2級	5	6.58															
	1級	6	7.89															
	計	76	100.00	計	33	100.00	計	99	100.00	計	198	100.00	計	2	100.00	計	1	100.00
令 和 7 年 1月1日現在	7級			4級	23	71.87	6級	2	2.04	5級	5	2.62	5級					
	6級	7	9.46	3級	2	6.25	5級	15	15.31	4級	13	6.81	4級					
	5級	4	5.41	2級	5	15.63	4級	10	10.20	3級	106	55.49	3級	1	50.00			
	4級	7	9.46	1級	2	6.25	3級	44	44.90	2級	67	35.08	2級	1	50.00			
	3級	49	66.21				2級	27	27.55	1級								
	2級	3	4.05															
	1級	4	5.41															
	計	74	100.00	計	32	100.00	計	98	100.00	計	191	100.00	計	2	100.00	計	2	100.00

( )内は、短時間勤務職員(外書き)

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長
医療職(1)	医員	医長	副部長	院長 副院長 部長			
医療職(2)	技師	技師 薬剤師	主査 主任	係長 主査	副部長 科長	部長	
医療職(3)	准看護師	看護師	師長代理	看護師長	看護部長		
技能労務職	労務職員	相当の 技能	高度の 機能	多数の 監督	極めて多 数の監督		

## 工 異給

区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
補正後	職員数 (A) (人)	76	33	100	198	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	65	22	90	175	1
	号給數別内訳	2号給 (人)	1		1	
		3号給 (人)	4	4	1	4
		4号給 (人)	56	18	78	163
		5号給 (人)			1	
		6号給 (人)	3		6	7
		7号給 (人)			4	
		8号給 (人)	1			
比率 (B)/(A) (%)		85.53	66.67	90.00	88.38	50.00
区分		行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
補正前	職員数 (A) (人)	73	32	105	195	2
	昇給に係る職員数 (B) (人)	68	26	93	176	1
	号給數別内訳	2号給 (人)				
		3号給 (人)	3	3	2	6
		4号給 (人)	65	23	91	170
		5号給 (人)				
		6号給 (人)				
比率 (B)/(A) (%)		93.15	81.25	88.57	90.26	50.00

才 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
国の制度	(1.225) 2.325	(1.225) 2.325	(2.450) 4.650	有	

( )内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勵奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続者 (月分)	25年勤続者 (月分)	35年勤続者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	無	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	行政職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	技能労務職
給料総額に対する比率(%)	4.57	68.35	3.80	14.30	3.72
支給対象職員の比率(%)	99.51				
代表的な特殊勤務手当の名称	夜間看護手当、呼出手当、夜間及び休日等に行う救急医療業務、看護職員等処遇改善手当				

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	自動車等利用者 本市:使用距離区分(片道)2,600円~35,000円 国:使用距離区分(片道)2,000円~38,700円

## 債務負担行為に関する調書

1. 南砺市民病院

(単位 : 千円)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金	事業収益
令和7年度 医療用ガス設備保守点検業務委託	2,420			令和8年度	2,420				2,420
令和7年度 防災カーテン保守業務委託	1,162			令和8年度	1,162				1,162
令和7年度 一般廃棄物収集運搬業務委託	3,252			令和8年度	3,252				3,252
令和7年度 産業廃棄物（事業系不燃物等） 収集、運搬および 処分業務委託	472			令和8年度	472				472
令和7年度 産業廃棄物（廃蛍光管等） 収集、運搬および処分 業務委託	127			令和8年度	127				127
令和7年度 透析室排水水質検査業務委託	208			令和8年度	208				208
令和7年度 冷温水発生器煤煙測定業務委託	300			令和8年度	300				300
令和7年度 そ族昆虫防除業務委託	278			令和8年度	278				278
令和7年度 非常用発電設備負荷試験業務委託	678			令和8年度	678				678
令和7年度 送迎バス運行業務委託	4,602			令和8年度	4,602				4,602
令和7年度 臨床検査業務委託	149,952			令和8年度	149,952				149,952
令和7年度 遺伝子解析装置保守業務委託	363			令和8年度	363				363
令和7年度 乳房用デジタルX線撮影装置保守業務委託	1,496			令和8年度	1,496				1,496
令和7年度 Cアーム型X線テレビ保守業務委託	3,410			令和8年度	3,410				3,410
令和7年度 磁気共鳴断層撮影装置保守業務委託	9,240			令和8年度	9,240				9,240
令和7年度 造影剤注入装置（CT用）保守業務委託	693			令和8年度	693				693
令和7年度 胸部X線病変検出システム保守業務委託	1,584			令和8年度～令和13年度	1,584				1,584
令和7年度 薬剤業務支援システム保守業務委託	923			令和8年度	923				923
令和7年度 消化器内視鏡保守業務委託	1,300			令和8年度	1,300				1,300
令和7年度 泌尿器・外科手術関連内視鏡保守業務委託	974			令和8年度	974				974
令和7年度 内視鏡洗浄消毒装置（内視鏡室用）保守業務委託	1,073			令和8年度	1,073				1,073

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金	事業収益
令和7年度 内視鏡洗浄消毒装置（耳鼻咽喉科用）保守業務委託	513			令和8年度	513				513
令和7年度 内視鏡洗浄消毒装置（泌尿器科用）保守業務委託	262			令和8年度	262				262
令和7年度 人工透析管理システム保守業務委託	660			令和8年度	660				660
令和7年度 夜間看護助手派遣業務委託	16,950			令和8年度	16,950				16,950
令和7年度 病院ホームページ運用保守業務委託	528			令和8年度	528				528
令和7年度 人材紹介サービス（エムスリーキャリア）	7,920			令和8年度～令和10年度	7,920				7,920
令和7年度 医事医務業務委託	78,695			令和8年度	78,695				78,695
令和7年度 D P C分析ソフト（EVE、EVE-ASP）保守業務委託	924			令和8年度	924				924
令和7年度 デイケアセンター事務業務委託	4,389			令和8年度	4,389				4,389
令和7年度 収納窓口業務委託	1,650			令和8年度	1,650				1,650
令和7年度 院内ネットワーク保守業務委託	1,234			令和8年度	1,234				1,234
令和7年度 診断書作成管理システム保守業務委託	2,894			令和8年度～令和12年度	2,894				2,894
令和7年度 温湿度管理システム保守業務委託	570			令和8年度	570				570
令和7年度 施設基準システム使用料	3,388			令和8年度	3,388				3,388
令和7年度 職員用無線LANルータ保守更新	44			令和8年度	44				44
令和7年度 U T M機器ライセンス更新、平日先出セットパック	327			令和8年度	327				327
令和7年度 Joinゲートウェイ版利用料	1,056			令和8年度	1,056				1,056
令和7年度 iPad管理用MDM	288			令和8年度	288				288
令和7年度 病院私物（防寒着、抗菌予防エプロン、宿泊ドック用寝具含む。）、外来用寝具および入院者用寝具等洗濯業務委託	7,233			令和8年度	7,233				7,233
令和7年度 滅菌・消毒業務委託（手術室器具）	533			令和8年度	533				533
令和7年度 医療機器等立会い業務委託	944			令和8年度	944				944
令和7年度 歯科技巧業務委託	770			令和8年度	770				770

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金	事業収益
令和7年度 病理組織診断（富山大学）	1,650			令和8年度	1,650				1,650
令和7年度 病理解剖（富山大学）	825			令和8年度	825				825
令和7年度 診療医師派遣業務（北陸病院）	2,000			令和8年度	2,000				2,000
令和7年度 特定健診に伴う検査料及び事務代行料（南砺市医師会）	1,502			令和8年度	1,502				1,502
令和7年度 機密文書回収、運搬処理及びリサイクルに関する業務委託	286			令和8年度	286				286
令和7年度 薬剤保管庫賃借料	528			令和8年度	528				528
令和7年度 L E D レンタル料	1,675			令和8年度	1,675				1,675
令和7年度 病院機能評価受審料	1,848			令和8年度	1,848				1,848
令和7年度 医師募集業務委託（マイナビ）	809			令和8年度	809				809
令和7年度 看護師募集業務委託（マイナビ）	264			令和8年度	264				264
令和7年度 薬剤師募集業務委託（マイナビ）	495			令和8年度	495				495
令和7年度 看護師シフト調整システム使用料	1,700			令和8年度	1,700				1,700
令和7年度 診療材料（医療用ガス）購入	7,066			令和8年度	7,066				7,066
令和7年度 自動給水型サーバー賃貸借	555			令和8年度	555				555
令和7年度 電子カルテシステムデータセンター利用料	968			令和8年度	968				968
令和7年度 医療情報システム電子カルテソフトウェア保守業務委託	13,775			令和8年度	13,775				13,775
令和7年度 医療情報システム電子カルテシステムサーバ（ネットワーク）保守業務委託	340			令和8年度	340				340
令和7年度 医療情報システム電子カルテシステムサーバ（ハードウェア）保守業務委託	1,796			令和8年度	1,796				1,796
令和7年度 医療情報システム画像情報統合管理システム保守業務委託	1,364			令和8年度	1,364				1,364
令和7年度 医療情報システム生理機能検査システム保守業務委託	132			令和8年度	132				132
令和7年度 医療情報システム施設間ネットワーク保守業務委託	264			令和8年度	264				264
令和7年度 医療情報システム認証サーバー保守業務委託	497			令和8年度	497				497
令和7年度 医療情報システム安全管理セキュリティアセスメント保守業務委託	1,419			令和8年度	1,419				1,419

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	損益勘定留保資金	事業収益
令和7年度 公営企業会計システムクラウドサービス利用料	614			令和8年度	614				614
令和7年度 DPC検証支援システム保守運用業務委託	660			令和8年度	660				660
令和7年度 AI問診ライセンス更新	1,631			令和8年度	1,631				1,631
43件(既設定分)	1,397,988		633,265		764,723	0	38,100	0	726,623
南砺市民病院 合計	1,758,930		633,265		1,125,665	0	38,100	0	1,087,565

## 2. 公立南砺中央病院

(単位:千円)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	損益勘定留保資金	事業収益
令和7年度 磁気共鳴断層撮影装置保守業務委託	9,130			令和8年度	9,130				9,130
令和7年度 全身用X線CT撮影装置保守業務委託	24,695			令和8年度	24,695				24,695
令和7年度 デジタルカセッテ型X線撮影装置システム保守業務委託	5,280			令和8年度	5,280				5,280
令和7年度 透析装置保守業務委託	1,077			令和8年度	1,077				1,077
令和7年度 逆浸透水処理装置保守業務委託	990			令和8年度	990				990
令和7年度 電子カルテリモート接続システム保守業務委託	660			令和8年度	660				660
令和7年度 医療ガス設備保守点検業務委託	2,272			令和8年度	2,272				2,272
令和7年度 一般廃棄物収集運搬処理業務委託	2,667			令和8年度	2,667				2,667
令和7年度 薬剤業務支援システム保守業務委託	483			令和8年度	483				483
令和7年度 医療事務業務委託	81,349			令和8年度	81,349				81,349
令和7年度 地域連携室事務派遣業務委託	9,552			令和8年度	9,552				9,552
令和7年度 カーテンクリーニング業務委託	2,351			令和8年度	2,351				2,351
令和7年度 空調設備保守業務委託	3,520			令和8年度	3,520				3,520
令和7年度 中央監視機器・自動制御機器保守点検業務委託	1,540			令和8年度	1,540				1,540

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額		当該年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金	事業収益
令和7年度 電話交換機保守業務委託	330			令和8年度	330				330
令和7年度 ホームページ運用保守業務委託	396			令和8年度	396				396
令和7年度 院内ネットワーク保守業務委託	1,253			令和8年度	1,253				1,253
令和7年度 全身麻酔器保守業務委託	973			令和8年度	973				973
令和7年度 医療情報システム電子カルテソフトウェ保守業務委託	11,395			令和8年度	11,395				11,395
令和7年度 医療情報システム電子カルテシステムサーバ(ネットワーク)保守業務委託	290			令和8年度	290				290
令和7年度 医療情報システム電子カルテシステムサーバ(ハードウェア)保守業務委託	1,505			令和8年度	1,505				1,505
令和7年度 医療情報システム画像情報統合管理システム保守業務委託	1,364			令和8年度	1,364				1,364
令和7年度 医療情報システム生理機能検査システム保守業務委託	132			令和8年度	132				132
令和7年度 医療情報システム施設間ネットワーク保守業務委託	264			令和8年度	264				264
令和7年度 医療情報システム認証サーバー保守業務委託	425			令和8年度	425				425
令和7年度 医療情報システム安全管理セキュリティアセムント保守業務委託	1,419			令和8年度	1,419				1,419
令和7年度 公営企業会計システムクラウドサービス利用料	455			令和8年度	455				455
32件(既設定分)	1,293,801		386,822		906,979	0	38,100	0	868,879
公立南砺中央病院 合計	1,459,568		386,822		1,072,746	0	38,100	0	1,034,646

## 議案第104号

### 令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）

#### （総則）

第1条 令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

#### （業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度南砺市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

（区分）	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
（4）建設改良事業	776,299千円	△2,314千円	773,985千円

#### （収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

#### 支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業費用	1,233,526千円	4,202千円	1,237,728千円
第1項 営業費用	1,151,151千円	4,202千円	1,155,353千円

#### （資本的支出の補正）

第4条 予算第4条本文かつこ書中「437, 135千円」を「434, 821千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

#### 支 出

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 資本的支出	1,040,252千円	△2,314千円	1,037,938千円
第1項 建設改良費	776,299千円	△2,314千円	773,985千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条中「78, 832千円」を「80, 720千円」に改める。

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
量水器購入	令和8年度	千円 12,246

令和7年12月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画明細書

収益的支出の補正

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,233,526	4,202	1,237,728	
	1 営業費用		1,151,151	4,202	1,155,353	
		2 配水及び給水費	178,219	2,104	180,323	給料 737 職員手当 716 法定福利費 504 賞与引当金繰入額 118 法定福利費引当金繰入額 29
		4 業務及び総係費	94,113	2,098	96,211	給料 1,453 職員手当 364 法定福利費 278 賞与引当金繰入額 △ 10 法定福利費引当金繰入額 13

資本的支出の補正

支出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			1,040,252	△ 2,314	1,037,938	
	1 建設改良費		776,299	△ 2,314	773,985	
		2 施設改良費	762,330	△ 2,314	760,016	給料 △ 271 職員手当 △ 1,710 法定福利費 △ 233 賞与引当金繰入額 △ 92 法定福利費引当金繰入額 △ 8

令和7年度南砺市水道事業会計補正予算（第3号）予定キャッシュ・フロー計算書  
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

間接法

(単位：千円)

1 営業活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	8,814
減価償却費	512,919
貸倒引当金の増減額(△は減少)	0
受取利息及び受取配当	△ 2,035
支払利息	41,600
未収金の増減額(△は増加)	△ 14,557
未払金の増減額(△は減少)	△ 242
たな卸資産の増減額(△は増加)	218
引当金の増減額(△は減少)	63
預り金の増減額	△ 6
長期前受補助金等戻入額	△ 110,505
長期前受補助金等消費税収益額	△ 23,976
固定資産除却費	12,000
小計	424,293
利息及び配当金の受取額	2,035
利息の支払額	△ 41,600
計	384,728

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 707,074
他会計貸付金による支出	35,294
補助金による収入	3,985
負担金による収入	125,476
新規加入金による収入	9,150
未払金の増減額(△は減少)	33,888
その他資本的支出	△ 182
計	△ 499,463

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	360,400
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 260,753
他会計からの出資による収入	67,897
計	167,544
現金及び現金同等物の増減額	52,809
現金及び現金同等物の期首残高	1,301,691
現金及び現金同等物の期末残高	1,354,500

## 給与費明細書

### 1. 一般職

#### (1) 総括

(単位:千円)

区分		職員数(人)		給与費				法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	職員手当	計			
補正後	損益勘定支弁職員		(3) 6		29,047	15,882	44,929	11,508	56,437	
	資本勘定支弁職員		3		12,164	6,459	18,623	5,660	24,283	
	合計		(3) 9		41,211	22,341	63,552	17,168	80,720	
補正前	損益勘定支弁職員		(2) 6		26,857	14,694	41,551	10,684	52,235	
	資本勘定支弁職員		3		12,435	8,261	20,696	5,901	26,597	
	合計		(2) 9		39,292	22,955	62,247	16,585	78,832	
比較	損益勘定支弁職員		(1)		2,190	1,188	3,378	824	4,202	
	資本勘定支弁職員				△ 271	△ 1,802	△ 2,073	△ 241	△ 2,314	
	合計		(1)		1,919	△ 614	1,305	583	1,888	

( ) 内は、短時間勤務職員(外書き)

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	549	462	423	936		3,500		
補正前	978	1,068	294	834		3,500			
	△ 429	△ 606	129	102					
比較	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			140	8,778	6,953	600		
補正前				41	8,542	6,718	980		
	△ 380			99	236	235			
比較									

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	1,919	給与改定に伴う増減分	1,170	給与改定に伴う増加	
		昇給に伴う増減分	98	昇給・昇格に伴う増加	
		その他の増減分	651	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	△ 614	制度改正に伴う増減分	142	期末勤勉手当率の引上げ0.05ヶ月	
		その他の増減分	△ 756	人事異動等に伴う増減分	

## (3) 給料及び職員手当の状況

## ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区分	行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	平均給料月額	304,056			
	平均給与月額	365,702			
	平均年齢	39歳10月			
令和7年1月1日現在	平均給料月額	325,122			
	平均給与月額	367,430			
	平均年齢	44歳8月			

## イ 初任給

(単位：円)

区分	行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	高校卒	188,000			185,700
	短大卒	204,400		204,500	240,600
	大学卒	220,000	291,400	227,400	253,100

## ウ 級別職員数

	行政職			医療職（1）			医療職（2）			医療職（3）			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 %	級	職員数 (人)	構成比 %	級	職員数 (人)	構成比 %	級	職員数 (人)	構成比 %	級	職員数 (人)	構成比 %
令和7年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	11.11	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	22.22	1級			3級			2級			2級		
	3級	2	22.22				2級			1級			1級		
	"	(2)	(66.67)												
	2級	2	22.22												
	"	(1)	(33.33)												
	1級	2	22.22												
	計	(3)	(100.00)	計			計			計			計		
令和7年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級	1	11.11	3級			5級			4級			4級		
	5級	1	11.11	2級			4級			3級			3級		
	4級	4	44.44	1級			3級			2級			2級		
	3級						2級			1級			1級		
	"	(1)	(50.00)												
	2級	1	11.11												
	"	(1)	(50.00)												
	1級	2	22.22												
	計	(2)	(100.00)	計			計			計			計		

（ ）内は、短時間勤務職員（外書き）

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

工 昇給

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正後	職員数 (A) (人)	9				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9				
	1号級 (人)					
	2号級 (人)					
	3号級 (人)	1				
	4号級 (人)	7				
	5号級 (人)	1				
	6号級 (人)					
	7号級 (人)					
	8号級 (人)					
比較 (B) / (A) (%)		100.00				
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正前	職員数 (A) (人)	9				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	8				
	1号級 (人)					
	2号級 (人)					
	3号級 (人)					
	4号級 (人)	8				
	5号級 (人)					
	6号級 (人)					
	7号級 (人)					
	8号級 (人)					
比較 (B) / (A) (%)		88.89				

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.40) 4.60	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.45) 4.65	有	

( ) 内は再任用職員の標準的な支給率

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月別)	25年勤続の者 (月別)	35年勤続の者 (月別)	最高限度 (月別)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	無	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	徴収業務、開閉栓業務

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	同 じ	
通勤手当	異 な る	自動車等利用者 本市：使用距離区分（片道）2,600円～35,000円 国：使用距離区分（片道）2,000円～31,600円

## 債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事項	限度額	令和 6 年度までの 支払義務発生額		令和 7 年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	事業 収益等
令和 7 年度 量水器購入	13, 662			令和 8 年度	13, 662			13, 662	
2件（既設定分）	18, 395				18, 395			12, 246	6, 149
合計	32, 057				32, 057			25, 908	6, 149

## 令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）

## (総則)

第1条 令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量の補正)

第2条 令和7年度南砺市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
下水道事業（公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業）			
（4）建設改良事業	339,718千円	△516千円	339,202千円
農業集落排水事業			
（4）建設改良事業	88,380千円	4,923千円	93,303千円

## (収益的支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

## 支 出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業費用	2,079,935千円	19,149千円	2,099,084千円
第1項 営業費用	1,895,580千円	19,149千円	1,914,729千円
第2款 農業集落排水事業費用	501,305千円	2,913千円	504,218千円
第1項 営業費用	480,853千円	2,913千円	483,766千円
支出し合計	2,633,578千円	22,062千円	2,655,640千円

## (資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かつこ書中「1,144,214千円」を「1,144,321千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

## 収 入

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第2款 農業集落排水事業 資本的収入	112,916千円	4,300千円	117,216千円
第1項 企業債	60,400千円	4,300千円	64,700千円
収入合計	879,867千円	4,300千円	884,167千円

## 支 出

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 下水道事業資本的支出	1,655,223千円	△516千円	1,654,707千円
第1項 建設改良費	339,718千円	△516千円	339,202千円
第2款 農業集落排水事業 資本的支出	319,890千円	4,923千円	324,813千円
第1項 建設改良費	88,380千円	4,923千円	93,303千円
支出し合計	2,024,081千円	4,407千円	2,028,488千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	限度額		
	既決予定額	補正予定額	計
農業集落排水事業	60,400千円	4,300千円	64,700千円

(議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正)

第6条 予算第8条中「54,720千円」を「66,796千円」に改める。

(債務負担行為)

第7条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限度額
下水道事業 量水器購入	令和8年度	千円 190

令和7年12月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）実施計画明細書

収益的支出の補正

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下 水 道 事 業 費 用			2,079,935	19,149	2,099,084	
	1 営 業 費 用		1,895,580	19,149	1,914,729	
		1 管 渠 費	431,718	6,866	438,584	修繕費 4,193 材料費 1,056 工事請負費 1,617
		2 淨化センター・ 処理場費	57,787	0	57,787	委託料 2,900 手数料 △2,900
		4 総 係 費	88,270	12,283	100,553	給料 5,626 職員手当等 3,048 法定福利費 2,591 賞与引当金繰入額 833 法定福利費引当金繰入額 185
2 農 業 集 落 排 水 事 業 費 用			501,305	2,913	504,218	
	1 営 業 費 用		480,853	2,913	483,766	
		2 淨化センター・ 処理場費	112,108	2,604	114,712	工事請負費
		4 総 係 費	6,886	309	7,195	給料 127 職員手当等 68 法定福利費 84 賞与引当金繰入額 23 法定福利費引当金繰入額 7

## 資本的収入及び支出の補正

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
2 農業集落排水事業 資 本 的 収 入	1 企 業 債		112,916	4,300	117,216	
			60,400	4,300	64,700	
		1 企 業 債	60,400	4,300	64,700	農業集落排水事業

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 資 本 的 支 出	1 建設改良費		1,655,223	△ 516	1,654,707	
			339,718	△ 516	339,202	
		1 管渠整備費	245,893	△ 516	245,377	給料 △178 職員手当等 △205 法定福利費 9 賞与引当金繰入額 △121 法定福利費引当金繰入額 △21
2 農業集落排水事業 資 本 的 支 出	1 建設改良費		319,890	4,923	324,813	
			88,380	4,923	93,303	
		2 处理場建設費	48,967	4,923	53,890	委託料 192 工事請負費 4,306 公有財産購入費 425

令和7年度南砺市下水道事業会計補正予算（第2号）予定キャッシュ・フロー計算書  
 (令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)  
 間接法

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

当期純利益	△1,635
減価償却費	1,642,512
貸倒引当金の増減額(△は減少)	13
受取利息及び受取配当	△2
支払利息	160,012
未収金の増減額(△は増額)	△17,101
未払金の増減額(△は減少)	△1,671
引当金の増減額	1,094
長期前受補助金等戻入額	△473,273
長期前受補助金等消費税収益額	△7,972
固定資産除却費	15,502
その他流動負債の増減額	7
小計	1,317,486
利息及び配当金の受取額	2
利息の支払額	△160,012
計	1,157,476

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△413,052
無形固定資産の取得による支出	△24,659
国庫補助金による収入	61,256
受益者負担金及び分担金による収入	3,267
工事負担金による収入	11,069
他会計繰入金による収入	122,529
未収金の増減額(△は増額)	△24,071
未払金の増減額(△は減少)	20,000
計	△ 243,661

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	254,800
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△1,347,205
その他の企業債による収入	260,000
その他の企業債の償還による支出	△148,530
その他の他会計借入金の償還による支出	△35,295
短期貸付金による支出	△1,000
短期貸付返還による収入	1,000
他会計からの出資による収入	170,243
計	△ 845,987
現金及び現金同等物の増減額	67,828
現金及び現金同等物の期首残高	727,029
現金及び現金同等物の期末残高	794,857

# 給与費明細書

## 1. 一般職

### (1) 総括

(単位:千円)

区分		職員数(人)		給与費			法定福利費	合計	備考
		特別職	一般職	報酬	給料	職員手当			
補正後	損益勘定支弁職員		8		30,338	17,467	47,805	14,107	61,912
	資本勘定支弁職員		1		2,670	1,049	3,719	1,165	4,884
	合計		9		33,008	18,516	51,524	15,272	66,796
補正前	損益勘定支弁職員		6		24,585	13,495	38,080	11,240	49,320
	資本勘定支弁職員		1		2,848	1,375	4,223	1,177	5,400
	合計		7		27,433	14,870	42,303	12,417	54,720
比較	損益勘定支弁職員		2		5,753	3,972	9,725	2,867	12,592
	資本勘定支弁職員				△ 178	△ 326	△ 504	△ 12	△ 516
	合計		2		5,575	3,646	9,221	2,855	12,076

職員手当 の内訳	区分	管理職手当	扶養手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	429	726		403		2,200		
	補正前	429	138		544		2,200		
	比較		588		△ 141				
	区分	宿日直手当	管理職員 特別勤務手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	児童手当		
	補正後			41	8,171	6,466	80		
	補正前			82	6,334	5,143			
	比較			△ 41	1,837	1,323	80		

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)		説明	備考
給料	5,575	給与改定に伴う増減分	1,147	給与改定に伴う増加	
		昇給に伴う増加分	89	昇給・昇格に伴う増加	
		その他の増減分	4,339	人事異動等に伴う増減分	
職員手当	3,646	制度改正に伴う増減分	147	期末勤勉手当率の引上げ0.05ヶ月	
		その他の増減分	3,499	人事異動等に伴う増減分	

## (3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日現在	平均給料月額	315,433				
	平均給与月額	349,355				
	平均年齢	41歳1月				
令和7年1月1日現在	平均給料月額	340,733				
	平均給与月額	365,045				
	平均年齢	45歳8月				

イ 初任給

(単位：円)

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
令和7年10月1日	高校卒	166,600				164,000
	短大卒	179,100		179,400	211,000	
	大学卒	196,200	264,700	202,800	225,800	

ウ 級別職員数

	行政職			医療職（1）			医療職（2）			医療職（3）			技能労務職		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年 10月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	11.11	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	22.22	1級			3級			2級			2級		
	3級	4	44.44				2級			1級			1級		
	2級						1級								
	1級	2	22.22												
	計	9	100.00	計			計			計			計		
令和7年 1月1日現在	7級			4級			6級			5級			5級		
	6級			3級			5級			4級			4級		
	5級	1	14.29	2級			4級			3級			3級		
	4級	2	28.57	1級			3級			2級			2級		
	3級	3	42.85				2級			1級			1級		
	2級						1級								
	1級	1	14.29												
	計	7	100.00	計			計			計			計		

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職	主事 技師	主事 技師	係長 主任	課長 補佐	主幹	次長 課長	部長

### 工 昇給

区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正後	職員数 (A) (人)	9				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	9				
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)	1			
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	7			
		5号給 (人)				
		6号給 (人)	1			
		7号給 (人)				
	比率 (B) / (A) (%)	100.00				
区分		行政職	医療職（1）	医療職（2）	医療職（3）	技能労務職
補正前	職員数 (A) (人)	7				
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6				
	号給数別内訳	1号給 (人)				
		2号給 (人)				
		3号給 (人)				
		4号給 (人)	6			
		5号給 (人)				
		6号給 (人)				
		7号給 (人)				
	比率 (B) / (A) (%)	85.71				

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	2.300	2.350	4.65	有	
補正前	2.300	2.300	4.60	有	
国の制度	2.300	2.350	4.65	有	

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	無	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (3~45%加算)	

キ 特殊勤務手当

区分	全職種
給料総額に対する比率 (%)	
支給対象職員の比率 (%)	
代表的な特殊勤務手当の名称	

ク その他の手当

区分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同じ	
住居手当	同じ	
通勤手当	異なる	自動車等利用者 本市：使用距離区分（片道）2,600円～35,000円 国：使用距離区分（片道）2,000円～31,600円

## 債務負担行為に関する調書

(単位 : 千円)

事項	限度額	令和6年度までの 支払義務発生額		令和7年度以降の 支払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期間	金額	期間	金額	国県 補助金	企業債	損益勘定 留保資金	事業 収益等
令和7年度 下水道事業 量水器購入	190			令和 8 年度	190				190
9件（既設定分）	222,079				222,079				222,079
合計	222,269				222,269				222,269

議案第 106 号

南砺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の制定について

南砺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙の  
とおり定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

南砺市長 田中幹夫

南砺市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第21条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第26条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第27条・第28条）

第3章 雜則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、法の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

- 2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。  
(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営している乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。  
(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならぬ。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消防に関する訓練を行わなければならない。
- (安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定める事業

の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
  - (2) その提供する乳児等通園支援の内容
  - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
  - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
  - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
  - (6) 利用定員
  - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならぬ。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

#### (乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

#### 第2節 一般型乳児等通園支援事業

##### (設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

と。

- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
- イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）

		2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

#### (職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4項に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第25条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第26条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

- 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業  
(設備及び職員の基準)
- 第27条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
- (1) 保育所 呉童福祉施設の設備及び運営に関する基準(保育所に係るものに限る。)
  - (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
  - (3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)
  - (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年南砺市条例第42号)(居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)
- (準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

- 第3章 雜則  
(電磁的記録)
- 第29条 乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第107号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別  
紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する  
条例

(南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める  
条例の一部改正)

第1条 南砺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定  
める条例（平成26年南砺市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型  
認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27  
条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育  
法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に  
改める。

(南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 南砺市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成2  
6年南砺市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部  
改正)

第3条 南砺市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
(平成26年南砺市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第108号

南砺市病院事業使用料及び手数料条例の全部改正について

南砺市病院及び診療所の使用料及び手数料条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

## 南砺市病院及び診療所の使用料及び手数料条例

南砺市病院事業使用料及び手数料条例（平成16年南砺市条例第254号）の全部を改正する。

### （趣旨）

第1条 この条例は、南砺市病院事業の設置等に関する条例（平成16年南砺市条例第253号）第2条に規定する病院及び南砺市国民健康保険診療所条例（平成16年南砺市条例第149号）第2条に規定する診療所（以下「南砺市病院等」という。）を利用する場合の使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### （使用料等）

第2条 南砺市病院等を利用する者又は診断書等の交付を受ける者は、使用料等を納めなければならない。

2 使用料等の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第1医科診療報酬点数表及び別表第2歯科診療報酬点数表により算出した額
- (2) 入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表により算出した額
- (3) 保険外併用療養費に係る療養についての費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第496号）別表第1及び別表第2により算出した額
- (4) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定基準（平成12年厚生省告示第19号）により算出した額
- (5) 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）により算出した額
- (6) 公害健康被害の補償等に関する法律の規定による診療報酬の額の算定方法（平成4年環境庁告示第40号）別表により算定した額

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額とする。

(1) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定により療養給付を受ける場合の使用料等の額は、労災診療費算定基準（昭和51年1月13日付け基発第72号通達）に定めるところによる額とする。

(2) 国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び船員法（昭和22年法律第100号）の規定による療養補償に係る使用料等の額は、前号の算定方法の例により算出した額とする。

(3) 交通事故による療養の場合であって、その費用が療養者の負担となるときの使用料等の額は、前項第1号の規定により算出した額に2を乗じて得た額とする。

4 前2項に規定する使用料等以外の使用料等の額は、別表第1、別表第2及び別表第3（以下この条において「別表」という。）に定めるとおりとする。

5 別表に定める額について、10円未満の端数が生じたときは、その端数全額を切り捨てるものとする。

6 別表に定める額は、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税を含めた額とする。

（使用料等の徴収方法）

第3条 使用料等は、納入通知書により徴収する。ただし、社会保険診療報酬支払基金等から支払を受けるものについては、法令に定める請求書をもってこれに代えるものとする。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等の徴収を猶予することができる。

（使用料等の減免）

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(南砺市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の廃止)
- 2 南砺市国民健康保険診療所使用料及び手数料条例（平成16年南砺市条例第150号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例による改正後の規定については、この条例の施行の日以後の利用又は交付に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の利用又は交付に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

（1）南砺市民病院

区分		単位	金額	備考
特別病室の使用料	特別室A（個室）	1日	6,600円	
	特別室B（個室）		5,500円	
	病室A（個室）		3,740円	
	病室B（個室）		1,650円	
	病室C（2人室）		1,100円	
長期特別入院料	180日超え入院療養加算料	1日	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年厚生労働省令第498号。以下別表1中「告示第498号」という。）第8号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額	告示第498号第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（告示第498号第9号に規定する者に係るもの）を除く。に限る。

血糖測定器料	間歇スキャン式持続血糖測定器用材料 (センサー)	1 箱	8,300円	診療報酬上、血糖自己測定器加算の算定要件を満たさない患者であつて、医師の管理の下で行われる場合に限る。
病衣等 使用料	病衣使用料	1 日	55円	
	付添布団使用料		110円	
その他の使用料	以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する使用料		実費又は診療報酬の算定方法に準じて算出した額に100分の110を乗じて得た額	
婦人科 診察料	避妊リング挿入料	1 回	44,000円	
	避妊リング抜去料		5,500円	
健康診断料	一般健康診断料	1 回	診療報酬の算定方法に準じて算出した額又は個別契約に基づく額に100分の110を乗じて得た額	
人間ドック	日帰り簡易ドック		15,040円	
	日帰りドック		44,780円	
	日帰り脳ドック		45,070円	
	1泊2日ドック		92,480円	
	1泊2日脳ドック		139,580円	
	付 認知機能セル		3,300円	

加 検 査	フチェック		
	脳とからだの健康チェック	4,400円	日帰り脳ドック又は1泊2泊脳ドックを受ける場合に選択可
	頭部MRI検査	22,820円	
	シルバー脳検査（頭部MRI検査、認知機能検査及び脳とからだの健康チェック）	28,100円	日帰りドック又は1泊2泊ドックを受ける場合に選択可
	喀痰細胞診検査	3,520円	
	頸動脈超音波検査	5,500円	日帰りドック又は1泊2泊ドックを受ける場合に選択可
	甲状腺検査	3,740円	
	1日心電図検査（ホルターハートリモニタリング）	19,250円	日帰りドック、日帰り脳ドック又は1泊2泊ドックを受ける場合に選択可
	マンモグラフィ検査	6,180円	
	胸部CT検査	19,190円	
	胃リスク検査(ABC分類検査)	3,300円	

	ピロリ菌抗体検査	800円	
	上部消化管造影検査（胃透視検査）	12,700円	日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
	胃内視鏡検査（胃カメラ検査）	12,700円	日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
	内視鏡麻酔薬	3,300円	
	腹部超音波検査	5,830円	日帰り脳ドックを受ける場合に選択可
	内臓脂肪CT検査	2,200円	
	腸内フローラ検査	19,800円	
	大腸がん検査（便潜血検査）	810円	日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
	大腸内視鏡検査（S状結腸カメラ検査）	10,020円	日帰りドック又は日帰り脳ドックを受ける場合に選択可
	すい 膵臓がんドック （すい 膵臓MRI 検査、腫瘍マ ーカーCEA検 査及び腫瘍マ ーカーCA19-9 検査）	25,240円	

		子宮がん検査 (子宮 <sup>けい</sup> 頸部細胞診検査)	3,520円	
		前立腺特異抗原検査 (PSA 検査)	1,330円	
		リウマチ検査	2,450円	
		動脈硬化・下肢血管閉塞度評価 (CAVI+ABI検査)	1,100円	
		骨密度測定検査	3,960円	
		その他の健康診断料	診療報酬の算定方法に準じて算出した額に100分の110を乗じて得た額	
その他 の診断 料及び 手数料	死亡時画像診断料 (CT撮影)	1回	15,950円	
	死後 処置	処置料	5,500円	
	処置 料等	寝巻料	2,200円	
	予防接種手数料	1回	診療報酬の算定方法に準じて算出した額又は個別契約に基づく額に100分の110を乗じて得た額	
	外部	電磁的記録媒	1式	1,100円

記録 媒体 交付 等手 数料	体での交付				
	複写機による 写しの交付 (A4白黒片 面)	1枚		20円	
	複写機による 写しの交付 (A4カラー片 面)			80円	
	診察券再発行手数料	1回		110円	
面談手 数料	セカンドオピニオン 相談料（1回当たり 最大1時間）	1回		11,000円	他の病院等における診断又は治療方針についての医師又は歯科医師による所見
	医師面談料（1回当たり最大1時間）	1回		11,000円	生命保険受給診断書、自動車損害保険関係診断書その他これらに類する診断書に係る医師又は歯科医師との面談
公認 心理 師相 談料	初回（最大1時間）	1回		3,300円	
	2回目以降 (最大1時間)	1回		5,500円	
算定方法等に定めのない治療材料、食事料、オムツ代、その他の使用料及び手数料			実費に相当する額		

以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する診断料及び手数料		実費又は診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額	
-------------------------------	--	--	--

(2) 公立南砺中央病院

区分		単位	金額	備考
特別病室の使用料	特別室A（個室）	1日	15,400円	
	個室A（個室）		6,600円	
	病室B（個室）		5,500円	
	病室C（個室）		3,740円	
	病室D（個室）		2,090円	介護医療院の居室
長期特別入院料	180日超え入院療養加算料	1日	告示第498号第8号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額	告示第498号第8号の規定により計算した入院期間が180日を超えた日以後の入院（告示第498号第9号に規定する者に係るものを除く。）に限る。
血糖測定器使用料	間歇スキャン式持続血糖測定用材料（リーダー）	1箱	7,700円	診療報酬上、血糖自己測定器加算の算定要件を満たさない患者であつて、医師の管理の下で行われる場合に限る。
	間歇スキャン式持続血糖測定用材料（電極）	1箱	1,540円	
病衣使用料	病衣使用料	1日	55円	

その他の使用料	以上に掲げるもののほか、特別に経費を要する使用料		実費又は診療報酬の算定方法等を考慮して算出した額に100分の110を乗じて得た額	
婦人科診察料	経口避妊薬（21日分）	1回	2,200円	
健康診断料	一般健康診断料	1回	診療報酬の算定方法に準じて算出した額又は個別契約に基づく額に100分の110を乗じて得た額	
人間ドック	日帰り簡易ドック		14,270円	
	日帰りドック 男性		46,920円	
	日帰りドック 女性		53,710円	
	日帰り脳ドック		42,750円	
付加検査	脳MRI検査、脳MRA検査、 けい 頸脈MRA検査及び脳外科診察		20,900円	日帰りドック又は日帰り簡易ドックを受ける場合に選択可
	けい 頸動脈超音波検査		5,500円	
	腹部超音波検査		5,830円	日帰り脳ドック又は日帰り簡易ドックを受ける場合に

			選択可
乳腺超音波検査	3,850円	日帰りドック、日 帰り脳ドック又は 日帰り簡易ドック を受ける場合に選 択可	
肺がんCT検査	16,170円		
マンモグラフィ検査（2D）	6,180円	日帰り脳ドック又 は日帰り簡易ドッ クを受ける場合に 選択可	
マンモグラフィ検査（3D） ①	8,930円		
マンモグラフィ検査（3D） ②	2,750円	日帰りドックを受 ける場合に選択可	
喀痰細胞診検査	3,740円	日帰りドック、日 帰り脳ドック又は 日帰り簡易ドック を受ける場合に選 択可	
内臓脂肪CT検査	2,200円		
骨密度測定検査	3,960円		
腫瘍マーカー検査（CEA検査）	1,090円		
腫瘍マーカー検査（CA19-9検査）	1,330円		
前立腺特異抗原検査（PSA検査）	1,330円		
肝炎検査（HB	2,090円		

		s 抗原検査及びHCV抗体検査)			
		その他の健康診断料		診療報酬の算定方法に準じて算定した額に100分の110を乗じて得た額	
血液検査	血糖	1回	500円		
	肝機能				
	脂質				
	貧血				
	心臓	1回	1,500円		
尿検査	腎臓・痛風	1回	500円		
	食塩摂取量				
その他の診断料及び手数料	死亡時画像診断料 (CT撮影)	1回	15,950円		
	死後処置料等	処置料	1回	5,500円	
		エンゼルセット料	1個	1,100円	
		ガーゼ寝巻料	1枚	3,850円	
	予防接種手数料	1回	診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は個別契約に基づく額		
	外部記録媒体交付等手数料	電磁的記録媒体での交付	1式	1,100円	
		複写機による写しの交付 (A4白黒片面)	1枚	20円	

	複写機による 写しの交付 (A4カラー一片 面)		80円	
	診察券再発行手数料	1回	110円	
面談手 数料	医師面談料（1回当 たり最大1時間）	1回	11,000円	生命保険受給診断 書、自動車損害保 険関係診断書その 他これらに類する 診断書に係る医師 又は歯科医師との 面談
食事料	透析食	1食	660円	
	算定方法等に定めのない治療材 料、食事料、オムツ代、その他 の使用料及び手数料		実費に相当する額	
	以上に掲げるもののほか、特別 に経費を要する診断料及び手数 料		実費又は診療報酬 の算定方法に準じ て算定した額に100 分の110を乗じて得 た額	

(3) 診療所

区分		単位	金額	備考
健康 診断 料	一般健康診断料	1回	診療報酬の算 定方法に準じ て算出した額 に100分の110 を乗じて得た 額	

歯科 診療 料	歯 冠 修 復 料	铸造 歯冠 修復	イン レー	金合金		1 齒	40,700円	
				セラミック			66,000円	
				ハイブリッド			33,000円	
			全部	金合金			66,000円	
			铸造	オールセラミック			121,000円	
			冠	硬質レジン（ハイブ リッドレジン）前装 冠			55,000円	
				メタルボンド			110,000円	
		支台築造		金合金			19,800円	
				金銀パラジウム合金			11,000円	
				ファイバー			16,500円	
		根面キャッ プ		金合金			16,500円	
				ダミー	金属 ダミー		66,000円	
		前装 ダミー		金合金			55,000円	
				陶材焼付合金			77,000円	
		てつげき 補綴隙		金合金			16,500円	
				レジン前装			16,500円	
				陶材焼付合金			22,000円	
欠 損 補 てつ 綴 料	有床 義歯	金属 床	コ バ ル ト ク ロ ム	全部床		12~14歯	165,000円	
				部 分			165,000円	
				床			135,000円	
							110,000円	

インプラント	インプラント診断料	1回	16,500円	
	インプラント相談料		1,100円	
	埋入手術料 1歯		154,000円	
	1歯増ごとに		66,000円	
	二次手術	1歯	22,000円	
	治療用アバットメント		5,500円	
	上部構造 白金加金		110,000円	
	ジルコニア		132,000円	
	ハイブリッド		132,000円	
	メタルボンド		132,000円	
経過観察料等	デンタルX線撮影	1枚	660円	
	パノラマX線撮影		5,500円	
	CT撮影		11,220円	
	インプラント経過観察	1回	4,400円	
骨造成手術	ソケットリフト	1歯	19,580円	
	骨移植	1回	118,800円	
	じょうがくどうていきょじょうじゅつ 上顎洞底挙上術	片側	206,800円	
フッ素	フッ素塗布	1口 腔	1,100円	
その他診断料及び手数料	予防接種手数料	1回	診療報酬の算定方法に準じて算定した額又は個別契約に基づく額	
外部記録媒体交付	電磁的記録媒体での交付	1式	1,100円	
	複写機による写しの交付 (A4 白黒片面)	1枚	20円	
	複写機による写しの交付 (A4)		80円	

	等手 数料	カラー片面)			
	診察券再発行手数料		1回	110円	
面談 手数 料	医師面談料（1回当たり最大1時間）		1回	11,000円	生命保険 受給診断 書、自動 車損害保 険関係診 断書その 他これら に類する 診断書に 係る医師 又は歯科 医師との 面談
公認 心理 師相 談料	初回（最大1時間）	1回	3,300円		医師の診 察に基づ き相談が 必要と判 断され、 かつ、診 療報酬の 対象とな らない者
2回目以降（最大1時間）	1回	5,500円			
算定方法等に定めのない治療材料、オムツ 代、その他の使用料及び手数料		実費に相当す る額			
以上に掲げるもののほか、特別に経費を要す る診断料及び手数料		実費又は診療 報酬の算定方 法に準じて算			

		定した額に100 分の110を乗じ て得た額	
--	--	------------------------------	--

別表第2（第2条関係）

区分		単位	金額
診断書の交付手 数料	一般診断書	1通	2,200円
	英文診断書		5,500円
	死亡診断書		3,300円
	生命保険診断書		4,400円
	死体検案書		5,500円
	各種年金関係診断書		4,400円
	身体障害者診断書		3,300円
	成年後見制度用診断書		3,300円
	指定難病臨床調査個人票		3,300円
	小児慢性特定疾患診断書		2,200円
証明書の交付手 数料	自動車損害賠償責任保険診断書	1通	4,400円
	その他の診断書		2,200円
	医療給付の受給に必要な証明書		2,200円
	生命保険受給に関する証明書		4,400円
	医療費領収証明書		2,200円
	自動車損害賠償責任保険診療費明細付 証明書		3,300円
その他の証明書			2,200円

別表第3（第2条関係）

区分	金額
売店施設、食堂施設、広告、移動販売店、自動販売機、入院患者サービス設備等営利を目的とし、上記の方式に	南砺市財産条例（平成28年 南砺市条例第49号）別表に

より難いもの

掲げる使用料の額に準じて  
算出した金額

議案第109号

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

南砺市条例第 号

南砺市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 南砺市一般職の職員の給与に関する条例（平成16年南砺市条例第47号）  
の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「月額310, 000円」を「月額310, 800円」に改める。

第20条第1項中「4, 400円」を「4, 700円」に改める。

第23条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105）を乗じて得た額に」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に」を加え、同条第3項中「「100分の60」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」と」を加える。

第26条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125）の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60）の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）  
行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
定年	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
前再任用	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
短時間勤務職員以外の職員	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	

	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600		
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800		
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000		
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300		
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600		
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800		
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000		
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300		
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600		
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800		
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000		
	86	266, 200	305, 800	355, 700				
	87	266, 500	306, 100	356, 100				
	88	266, 800	306, 400	356, 500				
	89	267, 100	306, 700	356, 700				
	90	267, 400	307, 000	357, 100				
	91	267, 700	307, 300	357, 500				
	92	268, 000	307, 600	357, 900				
	93	268, 300	307, 800	358, 100				
	94		308, 000	358, 400				
	95		308, 300	358, 800				
	96		308, 700	359, 100				
	97		308, 900	359, 400				
	98		309, 200	359, 800				
	99		309, 500	360, 200				
	100		309, 900	360, 600				
	101		310, 100	361, 100				
	102		310, 400	361, 500				
	103		310, 700	361, 900				
	104		311, 000	362, 300				
	105		311, 200	362, 800				
	106		311, 500	363, 200				
	107		311, 800	363, 500				

	108		312,100	363,800				
	109		312,300	364,200				
	110		312,600					
	111		313,000					
	112		313,300					
	113		313,500					
	114		313,700					
	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円						
		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

## 医療職給料表

## ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	305,600	415,600	470,300	566,200
前再	2	307,900	418,300	472,300	572,300
任用	3	310,200	420,900	474,200	577,400
短時間勤務職員以外の職員	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	
	50	413,500	488,000	543,500	

	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300
定年	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000
前再任用	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600
短時間勤務職員以外の職員	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200
	15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900
	16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600
	17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300
	18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800
	19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300
	20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800
	21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100
	22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400
	23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700
	24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800
	25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900
	26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000
	27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100
	28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200
	29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000
	30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800
	31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500
	32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300
	33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700
	34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300
	35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800
	36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200
	37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600
	38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800
	39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100
	40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400
	41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700
	42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000
	43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300
	44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600
	45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800
	46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100
	47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400
	48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700
	49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900
	50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100
	51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400

	52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700
	53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900
	54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800	
	55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500	
	56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100	
	57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500	
	58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000	
	59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600	
	60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200	
	61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600	
	62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100	
	63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600	
	64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100	
	65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700	
	66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200	
	67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800	
	68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400	
	69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900	
	70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400	
	71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800	
	72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200	
	73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500	
	74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000	
	75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400	
	76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800	
	77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200	
	78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700		
	79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900		
	80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200		
	81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700		
	82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000		
	83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300		
	84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600		
	85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000		
	86		303, 000	341, 100	362, 300		
	87		303, 200	341, 400	362, 600		
	88		303, 400	341, 700	362, 900		
	89		303, 800	342, 000	363, 300		
	90		304, 000	342, 200	363, 600		
	91		304, 200	342, 600	363, 800		
	92		304, 400	342, 900	364, 100		
	93		304, 800	343, 100	364, 400		
	94		305, 000	343, 400	364, 800		
	95		305, 200	343, 700	365, 200		
	96		305, 500	343, 900	365, 600		
	97		305, 800	344, 100	366, 100		
	98		306, 000	344, 400	366, 500		
	99		306, 200	344, 700	366, 900		
	100		306, 500	344, 900	367, 300		
	101		306, 800	345, 100	367, 800		
	102		307, 000	345, 300			
	103		307, 200	345, 700			
	104		307, 500	345, 900			
	105		307, 800	346, 100			
	106			346, 400			
	107			346, 800			

	108			347,200			
	109			347,400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
		201,300	227,900	257,300	271,300	297,800	340,000

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、診療放射線技師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800
前再	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800
任用	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800
短時間勤務職員以外の職員	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
	16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
	17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
	18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
	19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
	20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
	21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
	22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
	23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
	24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
	25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
	26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
	27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
	28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
	29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
	30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
	31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
	32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
	33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
	34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100
	35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500
	36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900
	37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300
	38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300
	39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700
	40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000
	41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300
	42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700
	43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000
	44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300
	45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800
	46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000
	47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100
	48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300
	49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400
	50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300
	51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300
	52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200

		282,000	297,200	327,600	351,400	391,800
53		282,500	297,600	328,500	352,600	392,600
54		282,900	298,100	329,500	353,700	393,400
55		283,300	298,500	330,400	355,000	394,200
56		283,700	299,000	331,300	356,000	394,900
57		284,100	299,700	332,200	356,900	395,600
58		284,400	300,400	333,200	358,000	396,300
59		284,700	301,100	334,100	359,200	396,900
60		285,100	301,800	335,000	360,300	397,500
61		285,500	302,700	336,100	361,500	398,100
62		285,900	303,600	337,300	362,700	398,800
63		286,200	304,300	338,500	363,700	399,400
64		286,500	305,000	339,200	364,700	400,100
65		286,900	305,900	340,300	365,700	400,600
66		287,300	306,700	341,400	366,800	401,200
67		287,600	307,500	342,300	367,900	401,700
68		288,000	308,200	343,400	368,700	402,100
69		288,500	309,100	344,100	369,800	402,700
70		288,900	310,000	345,200	370,900	403,100
71		289,200	310,800	346,300	371,900	403,400
72		289,600	311,700	347,400	372,600	403,700
73		290,100	312,500	348,600	373,400	404,200
74		290,600	313,400	349,700	374,200	404,600
75		291,100	314,300	350,800	374,900	404,900
76		291,600	315,100	351,900	375,500	405,200
77		292,100	316,000	353,000	376,000	405,700
78		292,700	317,000	354,000	376,500	406,200
79		293,100	317,900	355,100	377,000	406,600
80		293,600	318,400	356,000	377,600	406,900
81		294,000	319,200	357,000	378,100	407,300
82		294,500	320,100	357,900	378,600	407,800
83		295,000	320,900	358,900	379,100	408,200
84		295,400	321,700	359,800	379,500	408,600
85		295,800	322,600	360,600	379,900	
86		296,300	323,600	361,400	380,500	
87		296,800	324,600	362,200	381,000	
88		297,200	325,500	362,800	381,300	
89		297,700	326,500	363,400	381,800	
90		298,200	327,500	364,000	382,100	
91		298,700	328,500	364,600	382,400	
92		299,200	329,300	365,000	383,000	
93		299,600	330,000	365,400	383,500	
94		300,100	330,700	365,900	384,000	
95		300,700	331,300	366,300	384,500	
96		301,300	331,800	366,800	385,100	
97		301,800	332,100	367,200	385,600	
98		302,300	332,600	367,700	386,100	
99		302,800	333,200	368,100	386,500	
100		303,200	333,600	368,400	387,100	
101		303,700	334,100	368,900	387,600	
102		304,100	334,700	369,200	388,100	
103		304,500	335,200	369,500	388,600	
104		304,900	335,600	369,900	389,200	
105		305,300	336,100	370,400	389,600	
106		305,700	336,600	370,900	390,100	
107		306,000	337,100	371,400	390,600	
108		306,200	337,500	371,900	391,200	
109						

		306, 500	337, 800	372, 400	
	110	306, 700	338, 100	372, 900	
	111	307, 000	338, 400	373, 300	
	112				
	113	307, 300	338, 700	373, 700	
	114	307, 500	339, 100	374, 100	
	115	307, 800	339, 400	374, 600	
	116	308, 000	339, 700	375, 100	
	117	308, 300	339, 900	375, 500	
	118	308, 500	340, 200	376, 000	
	119	308, 800	340, 500	376, 500	
	120	309, 100	340, 700	377, 000	
	121	309, 400	340, 900	377, 300	
	122	309, 700	341, 200		
	123	310, 000	341, 500		
	124	310, 300	341, 800		
	125	310, 500	342, 000		
	126	310, 700	342, 300		
	127	311, 000	342, 600		
	128	311, 400	342, 800		
	129	311, 600	343, 000		
	130	311, 900	343, 200		
	131	312, 200	343, 500		
	132	312, 600	343, 700		
	133	312, 800	344, 000		
	134	313, 100	344, 400		
	135	313, 400	344, 800		
	136	313, 700	345, 200		
	137	313, 900	345, 500		
	138	314, 200	345, 900		
	139	314, 500	346, 300		
	140	314, 800	346, 700		
	141	315, 000	347, 000		
	142	315, 300	347, 400		
	143	315, 700	347, 700		
	144	316, 000	348, 100		
	145	316, 200	348, 400		
	146	316, 400	348, 800		
	147	316, 700	349, 200		
	148	317, 000	349, 600		
	149	317, 200	349, 900		
	150	317, 400	350, 300		
	151	317, 700	350, 700		
	152	318, 000	351, 100		
	153	318, 400	351, 400		
	154	318, 600			
	155	318, 800			
	156	319, 100			
	157	319, 400			
	158	319, 700			
	159	320, 000			
	160	320, 300			
	161	320, 700			
	162	321, 000			
	163	321, 300			
	164	321, 600			
	165	322, 000			
	166	322, 300			

	167	322,600				
	168	322,900				
	169	323,300				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月額 円 248,800	基準給料月額 円 269,700	基準給料月額 円 277,300	基準給料月額 円 288,100	基準給料月額 円 305,100

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 南砺市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に改め、「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）を乗じて得た額に」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の106.25」とあるのは「100分の61.25」とする。

第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）を「100分の106.25（特定幹部職員にあっては、100分の126.25）に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては100分の62.5）を「100分の51.25（特定幹部職員にあっては、100分の61.25）に改める。

（南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正）

第3条 南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成16年南砺市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第4条 南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

（南砺市議会の議員報酬等に関する条例の一部改正）

第5条 南砺市議会の議員報酬等に関する条例（平成16年南砺市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」に改める。

第6条 南砺市議会の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第7条 南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（令和元年南砺市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額（円）
1	405,000
2	455,000
3	508,000
4	574,000
5	655,000
6	765,000

第9条第2項中「100分の125」を「100分の95」に、「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の105」を「100分の87.5」に、「100分の87.5」を「100分の90」に改める。

第8条 南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の95」を「100分の97.5」に、「100分の97.5」を「100分の96.25」に、「100分の87.5」を「100分の90」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

(南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第9条 南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年南砺市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

(1) 会計年度任用職員行政職1給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
	円	円
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900

52	255, 800	290, 600
53	256, 200	291, 100
54	256, 600	291, 700
55	256, 900	292, 300
56	257, 200	293, 000
57	257, 500	293, 600
58	257, 800	294, 200
59	258, 100	294, 800
60	258, 400	295, 500
61	258, 700	296, 100
62	259, 000	296, 700
63	259, 300	297, 200
64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900
98		309, 200
99		309, 500
100		309, 900
101		310, 100
102		310, 400
103		310, 700
104		311, 000
105		311, 200
106		311, 500
107		311, 800

108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

備考 この表は、他の職種の区分に属さない全ての会計年度任用職員に適用する。  
 ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2（第4条関係）

(2) 会計年度任用職員行政職2給料表

職務 の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	198,200	240,400	260,400
2	199,900	241,200	261,300
3	201,600	242,000	262,200
4	203,300	242,700	263,100
5	205,000	243,400	264,100
6	206,700	244,100	265,000
7	208,300	244,900	266,000
8	209,900	245,600	266,900
9	211,500	246,400	267,800
10	213,000	247,100	268,600
11	214,500	247,800	269,300
12	215,900	248,400	269,700
13	217,300	249,100	270,300
14	218,800	249,500	270,700
15	220,300	250,000	271,100
16	221,800	250,400	271,500
17	223,200	250,900	271,900
18	224,600	251,300	272,400
19	226,000	251,800	272,900
20	227,400	252,200	273,500
21	228,800	252,500	274,200
22	229,800	252,800	274,800
23	230,900	253,100	275,400
24	232,000	253,400	276,200
25	233,000	253,900	277,000
26	233,800	254,400	277,700
27	234,700	254,800	278,200
28	235,500	255,300	278,900
29	236,400	255,800	279,700
30	237,200	256,300	280,400
31	238,000	256,700	281,100
32	238,800	257,100	281,700
33	239,600	257,400	282,400
34	240,100	257,900	283,100
35	240,600	258,400	283,800
36	241,100	258,800	284,400
37	241,700	259,200	285,000
38	242,200	259,700	285,700
39	242,700	260,100	286,300
40	243,200	260,500	286,800
41	243,700	260,900	287,200
42	244,000	261,300	287,700
43	244,300	261,800	288,100
44	244,700	262,100	288,500
45	245,100	262,400	289,000
46	245,500	262,800	289,500
47	245,900	263,200	290,000
48	246,300	263,500	290,300
49	246,600	263,900	290,700
50	246,900	264,300	291,100
51	247,200	264,600	291,500

52	247, 500	264, 900	292, 000
53	247, 700	265, 300	292, 300
54	248, 000	265, 600	292, 700
55	248, 300	265, 900	293, 200
56	248, 600	266, 300	293, 700
57	248, 800	266, 600	294, 100
58	249, 100	266, 900	294, 700
59	249, 400	267, 200	295, 200
60	249, 600	267, 500	295, 800
61	249, 800	267, 800	296, 400
62	250, 100	268, 100	296, 900
63	250, 400	268, 400	297, 500
64	250, 600	268, 700	298, 000
65	250, 800	268, 900	298, 500
66	251, 100	269, 200	299, 000
67	251, 400	269, 500	299, 500
68	251, 600	269, 700	300, 000
69	251, 800	269, 900	300, 400
70	252, 100	270, 200	300, 800
71	252, 400	270, 500	301, 200
72	252, 600	270, 700	301, 600
73	252, 800	270, 900	302, 000
74	253, 100	271, 200	302, 300
75	253, 400	271, 500	302, 700
76	253, 600	271, 700	303, 100
77	253, 800	271, 900	303, 500
78	254, 100	272, 200	303, 900
79	254, 400	272, 500	304, 300
80	254, 600	272, 700	304, 700
81	254, 800	272, 900	305, 000
82	255, 100	273, 200	305, 500
83	255, 300	273, 500	305, 900
84	255, 600	273, 700	306, 400
85	255, 800	273, 900	306, 700
86	256, 000	274, 100	307, 200
87	256, 300	274, 400	307, 700
88	256, 600	274, 700	308, 000
89	256, 800	274, 900	308, 400
90	257, 100	275, 100	308, 900
91	257, 400	275, 400	309, 400
92	257, 600	275, 600	309, 900
93	257, 800	275, 900	310, 200
94	258, 100	276, 200	310, 600
95	258, 400	276, 500	311, 000
96	258, 600	276, 700	311, 500
97	258, 800	276, 900	311, 900
98	259, 100	277, 200	312, 300
99	259, 400	277, 400	312, 600
100	259, 600	277, 700	312, 900
101	259, 800	277, 900	313, 200
102	260, 100	278, 100	313, 600
103	260, 400	278, 400	313, 900
104	260, 600	278, 700	314, 300
105	260, 800	278, 900	314, 600
106		279, 100	315, 000
107		279, 400	315, 400

108		279, 600	315, 600
109		279, 900	315, 800
110		280, 200	316, 100
111		280, 500	316, 400
112		280, 700	316, 600
113		280, 900	316, 800
114		281, 200	317, 100
115		281, 400	317, 400
116		281, 600	317, 600
117		281, 900	317, 800
118		282, 200	318, 100
119		282, 500	318, 400
120		282, 700	318, 600
121		282, 900	318, 800
122		283, 100	319, 100
123		283, 400	319, 400
124		283, 700	319, 600
125		283, 900	319, 800
126		284, 100	320, 100
127		284, 400	320, 400
128		284, 700	320, 600
129		284, 900	320, 800
130		285, 100	
131		285, 400	
132		285, 700	
133		285, 900	
134		286, 100	
135		286, 400	
136		286, 700	
137		286, 900	

備考 この表は、会計年度任用職員の事務補助員、ホームヘルパー、介護支援専門員その他市長が定める職員に適用する。

別表第3（第4条関係）

(3) 会計年度任用職員医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	305,600	415,600
2	307,900	418,300
3	310,200	420,900
4	312,400	423,300
5	314,500	425,600
6	318,000	427,800
7	321,500	429,800
8	324,900	431,900
9	328,300	434,000
10	331,800	435,500
11	335,200	437,000
12	338,600	438,500
13	342,000	439,900
14	345,500	441,300
15	348,900	442,800
16	352,300	444,200
17	355,700	445,500
18	358,800	447,000
19	362,000	448,400
20	365,200	449,800
21	368,500	451,100
22	371,600	452,600
23	374,700	454,000
24	377,700	455,400
25	380,800	456,800
26	383,100	458,200
27	385,400	459,500
28	387,600	460,900
29	389,500	462,300
30	391,200	463,600
31	392,900	465,000
32	394,700	466,400
33	396,400	467,700
34	398,200	469,100
35	399,800	470,400
36	401,100	471,800
37	402,500	473,200
38	403,900	474,900
39	405,300	476,500
40	406,700	478,000
41	408,200	479,600
42	408,900	480,800
43	409,500	481,900
44	410,100	483,000
45	410,900	484,000
46	411,500	484,900
47	412,100	485,800
48	412,600	486,600
49	413,100	487,300
50	413,500	488,000

51	414, 000	488, 700
52	414, 400	489, 300
53	414, 800	489, 900
54	415, 100	490, 600
55	415, 400	491, 200
56	415, 800	491, 800
57	416, 100	492, 100
58	416, 500	492, 700
59	416, 800	493, 300
60	417, 200	494, 000
61	417, 600	494, 400
62	417, 900	495, 000
63	418, 200	495, 700
64	418, 500	496, 400
65	418, 800	496, 800
66		497, 400
67		498, 000
68		498, 500
69		499, 000
70		499, 500
71		500, 000
72		500, 500
73		500, 900
74		501, 400
75		501, 800
76		502, 200
77		502, 700
78		503, 300
79		503, 800
80		504, 200
81		504, 700
82		505, 300
83		505, 900
84		506, 400
85		506, 900

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表（2）

職務 の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	201,000	239,800	274,400
2	203,100	241,100	275,200
3	205,200	242,400	275,900
4	207,300	243,700	276,700
5	209,300	244,900	277,500
6	211,300	246,000	278,300
7	213,300	247,000	279,100
8	215,100	247,900	279,800
9	216,900	249,000	280,500
10	218,800	250,100	281,300
11	220,700	251,200	282,100
12	222,800	252,400	282,900
13	224,500	253,600	283,700
14	226,500	254,800	284,500
15	228,700	256,000	285,200
16	230,800	257,100	286,000
17	232,900	258,100	286,800
18	234,000	259,100	287,600
19	235,000	260,200	288,400
20	236,100	261,200	289,100
21	237,200	262,300	289,900
22	238,000	263,200	290,800
23	238,900	264,000	291,700
24	239,700	264,800	292,400
25	240,600	265,600	293,100
26	241,500	266,400	294,000
27	242,400	267,200	294,900
28	243,300	268,000	295,600
29	244,100	268,700	296,400
30	244,900	269,500	297,400
31	245,600	270,300	298,300
32	246,400	271,100	299,300
33	247,100	271,900	300,300
34	247,700	272,700	301,400
35	248,400	273,300	302,400
36	249,100	274,100	303,300
37	249,800	275,000	304,300
38	250,400	275,800	305,300
39	251,000	276,600	306,300
40	251,600	277,300	307,300
41	252,200	278,000	308,200
42	252,800	278,800	309,400
43	253,400	279,600	310,500
44	253,900	280,300	311,600
45	254,300	281,000	312,600
46	254,900	281,800	313,700
47	255,300	282,600	314,800
48	255,700	283,300	315,800
49	256,100	284,000	316,900
50	256,600	284,700	317,900
51	257,100	285,300	319,000

52	257, 600	286, 000	320, 100
53	257, 900	286, 700	321, 100
54	258, 200	287, 300	322, 100
55	258, 500	288, 000	323, 100
56	258, 800	288, 600	324, 100
57	259, 100	289, 300	325, 000
58	259, 400	290, 000	326, 000
59	259, 700	290, 700	327, 000
60	260, 000	291, 300	327, 900
61	260, 300	291, 800	328, 800
62	260, 600	292, 400	329, 500
63	260, 900	293, 100	330, 200
64	261, 200	293, 700	330, 800
65	261, 500	294, 200	331, 400
66	261, 800	294, 800	332, 100
67	262, 100	295, 500	332, 700
68	262, 400	296, 100	333, 300
69	262, 700	296, 700	333, 900
70	263, 000	297, 300	334, 100
71	263, 300	297, 900	334, 500
72	263, 500	298, 500	335, 000
73	263, 700	299, 100	335, 600
74	264, 000	299, 600	336, 100
75	264, 300	300, 000	336, 600
76	264, 500	300, 400	337, 000
77	264, 700	300, 700	337, 600
78	265, 000	301, 000	338, 100
79	265, 300	301, 200	338, 500
80	265, 500	301, 500	339, 000
81	265, 700	301, 800	339, 500
82	266, 000	302, 000	339, 800
83	266, 300	302, 300	340, 000
84	266, 500	302, 600	340, 300
85	266, 700	302, 800	340, 700
86		303, 000	341, 100
87		303, 200	341, 400
88		303, 400	341, 700
89		303, 800	342, 000
90		304, 000	342, 200
91		304, 200	342, 600
92		304, 400	342, 900
93		304, 800	343, 100
94		305, 000	343, 400
95		305, 200	343, 700
96		305, 500	343, 900
97		305, 800	344, 100
98		306, 000	344, 400
99		306, 200	344, 700
100		306, 500	344, 900
101		306, 800	345, 100
102		307, 000	345, 300
103		307, 200	345, 700
104		307, 500	345, 900
105		307, 800	346, 100
106			346, 400
107			346, 800

108			347,200
109			347,400

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の薬剤師、診療放射線技師その他の医療技術職員等に適用する。

## ウ 医療職給料表（3）

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	221,700	254,700
2	223,600	256,800
3	225,400	259,000
4	227,100	261,200
5	228,800	263,400
6	230,700	264,400
7	232,500	265,200
8	234,200	266,100
9	235,900	266,900
10	237,800	268,000
11	239,700	269,100
12	241,600	270,000
13	243,400	270,800
14	245,400	271,500
15	247,400	272,200
16	249,400	273,000
17	251,400	274,100
18	253,400	275,000
19	255,500	275,900
20	257,500	276,800
21	259,400	277,800
22	260,600	278,800
23	261,700	279,700
24	262,800	280,700
25	263,900	281,500
26	264,700	282,400
27	265,600	283,300
28	266,400	284,200
29	267,200	285,200
30	267,900	285,900
31	268,600	286,600
32	269,300	287,300
33	270,100	287,900
34	270,700	288,500
35	271,300	289,000
36	271,800	289,400
37	272,400	289,800
38	273,100	290,400
39	273,800	290,900
40	274,500	291,300
41	275,200	291,700
42	275,800	292,200
43	276,500	292,600
44	277,100	293,100
45	277,900	293,600
46	278,600	294,000
47	279,300	294,500
48	279,900	294,900
49	280,400	295,400
50	280,900	295,800
51	281,300	296,300
52	281,700	296,800

53	282, 000	297, 200
54	282, 500	297, 600
55	282, 900	298, 100
56	283, 300	298, 500
57	283, 700	299, 000
58	284, 100	299, 700
59	284, 400	300, 400
60	284, 700	301, 100
61	285, 100	301, 800
62	285, 500	302, 700
63	285, 900	303, 600
64	286, 200	304, 300
65	286, 500	305, 000
66	286, 900	305, 900
67	287, 300	306, 700
68	287, 600	307, 500
69	288, 000	308, 200
70	288, 500	309, 100
71	288, 900	310, 000
72	289, 200	310, 800
73	289, 600	311, 700
74	290, 100	312, 500
75	290, 600	313, 400
76	291, 100	314, 300
77	291, 600	315, 100
78	292, 100	316, 000
79	292, 700	317, 000
80	293, 100	317, 900
81	293, 600	318, 400
82	294, 000	319, 200
83	294, 500	320, 100
84	295, 000	320, 900
85	295, 400	321, 700
86	295, 800	322, 600
87	296, 300	323, 600
88	296, 800	324, 600
89	297, 200	325, 500
90	297, 700	326, 500
91	298, 200	327, 500
92	298, 700	328, 500
93	299, 200	329, 300
94	299, 600	330, 000
95	300, 100	330, 700
96	300, 700	331, 300
97	301, 300	331, 800
98	301, 800	332, 100
99	302, 300	332, 600
100	302, 800	333, 200
101	303, 200	333, 600
102	303, 700	334, 100
103	304, 100	334, 700
104	304, 500	335, 200
105	304, 900	335, 600
106	305, 300	336, 100
107	305, 700	336, 600
108	306, 000	337, 100
109	306, 200	337, 500

110	306, 500	337, 800
111	306, 700	338, 100
112	307, 000	338, 400
113	307, 300	338, 700
114	307, 500	339, 100
115	307, 800	339, 400
116	308, 000	339, 700
117	308, 300	339, 900
118	308, 500	340, 200
119	308, 800	340, 500
120	309, 100	340, 700
121	309, 400	340, 900
122	309, 700	341, 200
123	310, 000	341, 500
124	310, 300	341, 800
125	310, 500	342, 000
126	310, 700	342, 300
127	311, 000	342, 600
128	311, 400	342, 800
129	311, 600	343, 000
130	311, 900	343, 200
131	312, 200	343, 500
132	312, 600	343, 700
133	312, 800	344, 000
134	313, 100	344, 400
135	313, 400	344, 800
136	313, 700	345, 200
137	313, 900	345, 500
138	314, 200	345, 900
139	314, 500	346, 300
140	314, 800	346, 700
141	315, 000	347, 000
142	315, 300	347, 400
143	315, 700	347, 700
144	316, 000	348, 100
145	316, 200	348, 400
146	316, 400	348, 800
147	316, 700	349, 200
148	317, 000	349, 600
149	317, 200	349, 900
150	317, 400	350, 300
151	317, 700	350, 700
152	318, 000	351, 100
153	318, 400	351, 400
154	318, 600	
155	318, 800	
156	319, 100	
157	319, 400	
158	319, 700	
159	320, 000	
160	320, 300	
161	320, 700	
162	321, 000	
163	321, 300	
164	321, 600	
165	322, 000	
166	322, 300	

167	322,600
168	322,900
169	323,300

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する会計年度任用職員の保健師、看護師その他の医療職員等に適用する。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の南砺市一般職の職員の給与に関する条例（以下「一般職給与条例」という。）の第8条の2第1項及び第20条第1項並びに別表第1及び別表第2の規定、第7条の規定による改正後の南砺市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）の第7条第1項の規定及び第9条の規定による改正後の南砺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員給与条例」という。）の別表第1から別表第3までの規定は、令和7年4月1日から、第1条の規定による改正後的一般職給与条例の第23条第2項及び第3項並びに第26条第2項各号の規定、第3条の規定による改正後の南砺市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「特別職給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の南砺市議会の議員報酬等に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の任期付職員条例の第9条第2項の規定は令和7年12月1日から適用する。

### (適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 適用日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

### (給与の内払)

- 4 改正後の一般職給与条例、改正後の特別職給与条例、改正後の議員報酬条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職給与条例、第3条の規定による改正前の特別職給与条例、第5条の規定による改正前の議員報酬条例、第7条の規定による改正前の任期付職員条例又は第9条の規定による改正前の会計年度任用職員給与条例に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の規定による給与の内払とみなす。

### (委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 110 号

南砺市財産条例の一部改正について

南砺市財産条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

南砺市長 田中幹夫

南砺市条例第 号

南砺市財産条例の一部を改正する条例

南砺市財産条例（平成28年南砺市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号中「5年」を「10年」に改める。

第17条に見出しとして「（物品の交換）」を付する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 111 号

南砺市桜ヶ池クアガーデン条例の一部改正について

南砺市桜ヶ池クアガーデン条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

南砺市長 田中幹夫

南砺市条例第 号

南砺市桜ヶ池クアガーデン条例の一部を改正する条例

南砺市桜ヶ池クアガーデン条例（平成16年南砺市条例第167号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分	単位	金額
宿泊料	1泊1室	66,000円
研修会議室利用料	1室1時間	3,300円
入湯料	1回1人	770円
プール利用料	1回1人	2,200円

」を

「

区分	単位	金額
宿泊料	1泊1室	110,000円
研修会議室利用料	1室1時間	11,000円
入湯料	1回1人	1,200円
プール利用料	1回1人	3,500円

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 112 号

南砺市五箇山合掌の里条例の一部改正について

南砺市五箇山合掌の里条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 1 月 4 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市五箇山合掌の里条例の一部を改正する条例

南砺市五箇山合掌の里条例（平成16年南砺市条例第212号）の一部を次のように改正する。

別表第1合掌の里総合案内所の項中「783番地」を「784番地」に改める。

別表第2の1の表中

「

合掌造り宿泊棟	種別	金額	備考
	宿泊	4,070円	食事の提供なし、利用者1人につき
	夕食	2,530円	利用者1人につき
	昼食	1,100円	
	朝食	1,100円	
	1泊2食	7,700円	
	1泊3食	8,800円	
	休憩	1,100円	
	入浴	330円	

」を

「

合掌造り宿泊棟	種別	金額	備考
	宿泊	11,000円	食事の提供なし、利用者1人につき
	休憩	1,100円	利用者1人につき
	入浴	330円	

」に

改め、同表合掌コテージの部宿泊の項中「50,600円」を「110,000円」に、「5,060円」を「11,000円」に改める。

附 則  
(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金に適用し、同日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

議案第 113 号

南砺市福野文化創造センター条例等の一部改正等について

南砺市福野文化創造センター条例等の一部を改正する等の条例を別紙のとおり定める。

令和 7 年 12 月 4 日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

南砺市条例第 号

南砺市福野文化創造センター条例等の一部を改正する等の条例

(南砺市福野文化創造センター条例の一部改正)

第1条 南砺市福野文化創造センター条例（平成26年南砺市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第13条関係）

施設名	面積 (m <sup>2</sup> )	区分	基本利用料金（円）					
			午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
ホール (楽屋 含)	79 5	平日	14, 240	21, 370	28, 4 90	28, 490	42, 740	49, 8 60
		土曜日、 日曜日及 び休日	17, 070	25, 660	34, 1 50	34, 150	51, 220	59, 8 10
アーツ ベース	37 6	平日						11, 5 20
		土曜日、 日曜日及 び休日						13, 8 20
データス ベース	14 9	平日						10, 4 70
		土曜日、						12, 5

		日曜日及 び休日							7 0
M スタジオ M	1 0 0	1人	3 1 0	4 1 0	4 1 0	7 3 0	8 3 0	1, 1 5 0	
		1室	2, 8 2 0	3, 7 7 0	3, 3 5 0	6, 6 0 0	7, 1 2 0	9, 9 5 0	
D スタジオ D	8 6	1人	3 1 0	4 1 0	4 1 0	7 3 0	8 3 0	1, 1 5 0	
		1室	2, 8 2 0	3, 7 7 0	3, 3 5 0	6, 6 0 0	7, 1 2 0	9, 9 5 0	
楽屋	2 7	1室	1, 8 8 0	2, 5 1 0	2, 2 0 0	4, 4 0 0	4, 7 1 0	6, 6 0 0	
芝水庵	8 2	1室	1, 8 8 0	2, 5 1 0	2, 2 0 0	4, 4 0 0	4, 7 1 0	6, 6 0 0	
セミナー ルーム A	7 0	1室	1, 5 7 0	2, 0 9 0	1, 8 8 0	3, 6 6 0	3, 9 8 0	5, 5 5 0	
セミナー ルーム B	4 1	1室	1, 2 5 0	1, 6 7 0	1, 4 6 0	2, 9 3 0	3, 1 4 0	4, 4 0 0	
セミナー ルーム C	7 2	1室	1, 5 7 0	2, 0 9 0	1, 8 8 0	3, 6 6 0	3, 9 8 0	5, 5 5 0	
ミーティ ングルー ム	4 1	1室	1, 2 5 0	1, 6 7 0	1, 4 6 0	2, 9 3 0	3, 1 4 0	4, 4 0 0	
控室	1 7	1室	9 4 0	1, 2 5 0	1, 1 0 0	2, 2 0 0	2, 3 5 0	3, 3 0 0	
A アトリエ A	5 0	1人	3 1 0	4 1 0	4 1 0	7 3 0	8 3 0	1, 1 5 0	
		1室	2, 2 0 0	2, 9 3 0	2, 6 1 0	5, 1 3 0	5, 5 5 0	7, 7 5 0	
アトリエ	5 6	1人	3 1 0	4 1 0	4 1 0	7 3 0	8 3 0	1, 1 5	

C									0
	1室	2, 2 00	2, 9 30	2, 61 0	5, 1 30	5, 5 50	7, 75 0		
喫茶室	14 4	月額						50, 920	
附属設備		指定管理者が別に定める額							

備考

- 1 利用者が入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
  - (1) 入場料の1人当たりの徴収額の最高額（以下「入場料の最高額」という。）が3,000円以下の場合は、100分の50
  - (2) 入場料の最高額が3,000円を超える場合は、100分の80
- 2 利用者が入場料を徴収しないで、商業宣伝、営業その他これに類する目的を持って利用する場合は、基本利用料金に次に掲げる割合を乗じて得た額を加算する。
  - (1) 市に事業所を有する業者の場合は、100分の50
  - (2) 市に事業所を有しない業者の場合は、100分の100
- 3 冷暖房を利用する場合は、基本利用料金に100分の30を乗じて得た額を加算する。
- 4 ホール、アートスペース及びデータスペースをリハーサル又は準備のために利用した場合は、当該利用時間帯の基本利用料金に100分の50を乗じて得た額を減額する。
- 5 許可を受けた利用時間帯を超えて利用した場合は、1時間（1時間未満は、1時間とする。）につき当該利用時間帯の基本利用料金に100分の25を乗じて得た額を加算する。この場合において、この増額分を加えた額を基本利用料金とみなして、前各項の規定を適用する。
- 6 前各項で加算した額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- 7 利用時間の短縮を理由として、利用料金は、減額しない。

（南砺市体育施設条例の一部改正）

第2条 南砺市体育施設条例（平成16年南砺市条例第103号）の一部を次のように

に改正する。

第2条の表南砺市福光里山体育館の項及び南砺市福光里山テニスコートの項を削る。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

別表第1中

南砺市福光体育館	火曜日、休日の翌日（土曜日、日曜日又は月曜日にあたる場合を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日まで	平日 午前9時から午後9時30分まで
南砺市福光西部体育館		日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで
南砺市福光東部体育館		
南砺市福光里山体育館		午前9時から午後5時まで

」を

南砺市福光体育館	火曜日、休日の翌日（土曜日、日曜日又は月曜日にあたる場合を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日まで	平日 午前9時から午後9時30分まで
南砺市福光西部体育館		日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで
南砺市福光東部体育館		

」に、

南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
南砺市福野テニスコート	月曜日、休日の翌日及び12月28日から翌年の1月5日まで	
南砺市福光里山テニスコート		

」を

「

南砺市いなみ木彫りの里テニスコート	水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
南砺市福野テニスコート	月曜日、休日の翌日及び12月28日から翌年の1月5日まで	

」に

改める。

別表第2の1の表中「、南砺市福光里山体育館」及び「、南砺市福光里山テニスコート」を削る。

別表第2の3の表中「、南砺市福光里山テニスコート」を削る。

第3条 南砺市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第2条の表南砺市城端西部体育館の項、南砺市井波八乙女体育館の項、南砺市福野北部体育館の項、南砺市福野東部体育館の項、南砺市高瀬ふれあい体育館の項、南砺市福野南部コミュニティセンターの項、南砺市アクティブ東石黒の項、南砺市コミュニティ菅の山の項及び南砺市上平グラウンドの項を削る。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表第1中

「

名称	休館日	開館時間
南砺市城端西部体育館	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
南砺市城端東部体育館		
南砺市利賀中村体育館		
南砺市井波社会体育館	月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日	平日 午前9時から午後9時30分まで
南砺市井波八乙女体		日曜日及び休日 午前9時

育館	日（以下「休日」とい う。）の翌日（土曜日、日 曜日又は月曜日に当たる 場合を除く。）及び12月 29日から翌年の1月3 日まで	時から午後5時まで
南砺市福野体育館	12月28日から翌年の 1月5日まで	平日 午前9時から午後 9時30分まで  日曜日及び休日 午前9 時から午後5時まで
南砺市 福野B &G海 洋セン ター	プール	10月から翌年6月まで  日曜日及び休日 午前9 時から午後4時30分ま で
南砺市旅川体育館	月曜日、休日の翌日及び 12月28日から翌年の 1月5日まで	平日 午前9時から午後 9時30分まで  日曜日及び休日 午前9 時から午後5時まで
南砺市福野北部体育 館	12月28日から翌年の 1月5日まで	平日 午後1時から午後 9時30分まで  土曜日、日曜日及び休日 午前9時から午後9時3 0分まで
南砺市福野東部体育 館		
南砺市高瀬ふれあい 体育館		
南砺市福野南部コミ ュニティセンター		
南砺市アクティブ東 石黒		
南砺市コミュニティ		

菅の山		
南砺市福光体育館	火曜日、休日の翌日（土曜日、日曜日又は月曜日にあたる場合を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日まで	平日 午前9時から午後9時30分まで 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで
南砺市福光西部体育館		
南砺市福光東部体育館		

」を

「

名称	休館日	開館時間
南砺市城端東部体育馆	12月29日から翌年の1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで
南砺市利賀中村体育馆		
南砺市井波社会体育馆	月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日（以下「休日」という。）の翌日（土曜日、日曜日又は月曜日に当たる場合を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日まで	平日 午前9時から午後9時30分まで 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで
南砺市福野体育馆	12月28日から翌年の1月5日まで	平日 午前9時から午後9時30分まで 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで
南砺市福野B&G海洋センター	プール以外	平日 午前9時から午後9時30分まで 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで
	プール	平日 午前9時から午後9時30分まで 日曜日及び休日 午前9時から午後4時30分まで

南砺市旅川体育館	月曜日、休日の翌日及び 12月28日から翌年の 1月5日まで	平日 午前9時から午後9時 30分まで 日曜日及び休日 午前9時か ら午後5時まで
南砺市福光体育館	火曜日、休日の翌日（土 曜日、日曜日又は月曜日 にあたる場合を除く。）	平日 午前9時から午後9時 30分まで 日曜日及び休日 午前9時か ら午後5時まで
南砺市福光西部体 育館		
南砺市福光東部体 育館	及び12月29日から翌 年の1月3日まで	

」に、

「

南砺市上平グラウ ンド	12月29日から翌年の 1月3日まで	午前9時から午後9時30 分まで
南砺市利賀グラウ ンド		

」を

「

南砺市利賀グラウ ンド	12月29日から翌年の 1月3日まで	午前9時から午後9時30 分まで
----------------	-----------------------	---------------------

」に

改める。

別表第2の1の表南砺市井波八乙女体育館の部を削り、同表中

「

南砺市利賀中 村体育 館、南 砺市福 光西部 体育	ア リ 一 ナ	アマ チュ アス ボ一 ツに 利	大会 アス ポー ツに 利	有 料 0 無 料	5, 65 0 1, 88 0	7, 54 0 2, 51 0	6, 60 0 2, 20 0	1 3, 20 40 0	1 9, 80 0 4, 71 0	1 9, 80 0 6, 60 0
--	------------------	---------------------------------	---------------------------	-----------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------------	--------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

館、南 砺市福 光東部	場合	練習	全	1 ,	2 ,	2 ,	4 ,	4 ,	6 ,		
			面	8 8	5 1	2 0	4 0	7 1	6 0		
			0	0	0	0	0	0	0		
体育 館、南 砺市城 端東部			1	6 2	8 3	7 3	1 ,	1 ,	2 ,		
			/	0	0	0	4 6	5 7	2 0		
			3				0	0	0		
体育 館、南 砺市福 野南部	アマ チュ アス ポー	大会	有	9 ,	1	1	2	2	3		
			料	4 2	2 ,	1 ,	2 ,	3 ,	3 ,		
			0	5 7	0 0	0 0	5 7	0 0	0 0		
コ ミ ュ ニ テ ィ セ セ タ 一、南	ツ以 外の ス ポ ーツ	無 料	5 ,	7 ,	6 ,	1	1	1	1		
			6 5	5 4	6 0	3 ,	4 ,	9 ,			
			0	0	0	2 0	1 4	8 0			
砺市ア クティ ブ東石 黒、南	に利 用す る場 合	練習	5 ,	7 ,	6 ,	1	1	1			
			6 5	5 4	6 0	3 ,	4 ,	9 ,			
			0	0	0	2 0	1 4	8 0			
砺市コ ミ ユ ニ テ ィ 菅 の山	ス ポ ツ 以外に 利 用 す る 場 合	1 8 , 8 5	2	2	4	4	4	6			
			5 ,	2 ,	4 ,	7 ,	7 ,	6 ,			
			1 4	0 0	0 0	1 4	1 4	0 0			

」を

「

南砺市 利賀中 村体育 館、南	アリ ーナ	アマ チュ アス ポー	大会	有 料	5 ,	7 ,	6 ,	1	1	1
					6 5	5 4	6 0	3 ,	4 ,	9 ,
					0	0	0	2 0	1 4	8 0
砺市福	ツに	無	1 ,	2 ,	2 ,	4 ,	4 ,	4 ,	6 ,	
					1 4	0 0	0	0	0	
					0	0	0	0	0	

光西部 体育 館、南 砺市福 光東部 体育 館、南 砺市城 端東部 体育館	利用 する 場合	料 練習 全 面 1 / 3 面 大会 料 アマ チュ アス ポー ツ以 外の spo ーツ に利 用す る場 合	8 8 0	5 1 0	2 0 0	4 0 0	7 1 0	6 0 0
			1 , 8 8 0	2 , 5 1 0	2 , 2 0 0	4 , 4 0 0	4 , 7 1 0	6 , 6 0 0
			6 2 0	8 3 0	7 3 0	1 , 4 6 0	1 , 5 7 0	2 , 2 0 0
			9 , 4 2 0	1 2 , 5 7 0	1 1 , 0 0 0	2 2 , 0 0 0	2 3 , 5 7 0	3 3 , 0 0 0
			5 , 6 5 0	7 , 5 4 0	6 , 6 0 0	1 3 , 2 0 0	1 4 , 1 4 0	1 9 , 8 0 0
			5 , 6 5 0	7 , 5 4 0	6 , 6 0 0	1 3 , 2 0 0	1 4 , 1 4 0	1 9 , 8 0 0
			1 8 , 8 5 0	2 5 , 1 4 0	2 2 , 0 0 0	4 4 , 0 0 0	4 7 , 1 4 0	6 6 , 0 0 0

」に

改め、同表南砺市城端西部体育館、南砺市福野北部体育館、南砺市福野東部体育館、南砺市高瀬ふれあい体育館の部を削る。

別表第2の3の表中「南砺市上平グラウンド、」を削る。

別表第2の4の表南砺市福野北部体育館の部を削る。

(南砺市斎場条例の一部改正)

第4条 南砺市斎場条例（平成16年南砺市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条の表南砺市上平斎場の項を削る。

別表靈柩車の項を削る。

(南砺市イオックス・アローザ交流施設条例の一部改正)

第5条 南砺市イオックス・アローザ交流施設条例（平成16年南砺市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表第1南砺市イオックス・ヴァルトの項を削る。

別表第2の（1）の表を削り、（2）の表を（1）の表とし、（3）の表及び（4）の表を1表づつ繰り上げる。

(南砺市五箇山和紙の里条例の一部改正)

第6条 南砺市五箇山和紙の里条例（平成16年南砺市条例第211号）の一部を次のように改正する。

第2条の表南砺市たいらマウンテンスクールの項及び南砺市たいら郷土館の項を削る。

別表第1南砺市たいらマウンテンスクールの項及び南砺市たいら郷土館の項を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

#### 1 五箇山和紙工芸研究館

区分			単位	金額	摘要
研究目的で利用する場合				無料	
手しき和紙作りを行う場合			1枚	520円	
ギャラリー	大人	個人	1人1回 につき	330円	「小人」とは、中学生 (義務教育学校後期課程の生徒を含む。) 以下の者をいう。以下同じ。 団体は15人以上。
		団体		220円	
	小人	個人		220円	
		団体		110円	

#### 2 五箇山和紙体験館

種別	区分	金額（1人当たり）
手すき和紙	大人	1, 540円
	小人	1, 100円
賞状	大人・小人	2, 200円
葉書	大人	1, 540円
	小人	1, 100円

### 3 南砺市五箇山和紙の里物産館

名称	金額
生産物直売所	502, 850円
生産物直食所	628, 570円

（南砺市都市公園条例の一部改正）

第7条 南砺市都市公園条例（平成16年南砺市条例第233号）の一部を次のように改める。

第9条の2中「、やかた一号公園及び園芸植物園」を「及びやかた一号公園」に改める。

第9条の5を削る。

別表第2園芸植物園の項を削る。

別表第3の1の表園芸植物園の項を削る。

別表第3の4の表備考を次のように改める。

備考 使用料の額の算出については、次の各号に定めるところによる。

(1) 算出の基礎とする期間については、使用料の額が年額で定めている許可に係る期間が1年未満である場合は月割とし、1箇月未満の端数が生じた場合は1箇月とする。

(2) 算出の基礎とする単位については、単位に満たない場合は、当該単位まで切り上げる。

（南砺市城端勤労青少年ホーム条例等の廃止）

第8条 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 南砺市城端勤労青少年ホーム条例（平成23年南砺市条例第5号）

(2) 南砺市高瀬コミュニティ施設条例（令和2年南砺市条例第48号）

(3) 南砺市福野産業文化会館条例（平成16年南砺市条例第195号）

(4) 南砺市国民宿舎条例（平成20年南砺市条例第3号）

(5) 南砺市利賀活性化施設条例（平成16年南砺市条例第218号）

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議案第114号

南砺市福光里山レクリエーション農園条例の廃止について

南砺市福光里山レクリエーション農園条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

南砺市条例第 号

### 南砺市福光里山レクリエーション農園条例を廃止する条例

南砺市福光里山レクリエーション農園条例（令和3年南砺市条例第1号）は、廃止する。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第115号

高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した高岡市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏  
形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の  
2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに関し協議することについて、同  
条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

高岡市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

高岡市及び南砺市が平成28年10月3日付で締結し、令和3年2月15日付け  
で変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携  
協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会や産学官民によるビジョン懇談会など、推進体制を整備・運営し、圏域の成長戦略である都市圏ビジョンの推進を図る。	射水市と連携・協力して協議会や懇談会などの推進体制の整備・運営を主体的に行い、都市圏ビジョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとともに、高岡市及び射水市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促進、研究機関との共同開発等に係るサポート体制を構築・推進し、圏域の戦略産業の育成に取り組む。	射水市と連携・協力して圏域の戦略産業の育成に係る各種サポート体制の構築・推進に主体的に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して各種サポート体制の構築・推進及び圏域の戦略産業の育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等の地域資源を活用した、新商品の開発や販路開拓、ブランド育成等により、圏域経済の裾野拡大に取り組む。	圏域経済の裾野拡大を図るため、各種地域資源の活用施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡大に取り組む。
観光資源の連携によるマーケティング及びプラン	南砺市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光	高岡市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光

ディングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	資源を活用した各種観光施策に取り組む。	資源を活用した各種観光施策に取り組む。
--------------------------------------	---------------------	---------------------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に主体的に取り組む。	高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	圏域の広域的公共交通網の構築・推進に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	南砺市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの	小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組む。	高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。

充実に取り組む。		
I C T 教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に主体的に取り組む。	高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

## (2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に主体的に取り組む。	高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発	圏域定着の促進・強化に係る各種定住・移住施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。

信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。		
---------------------	--	--

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	高岡市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に主体的に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第116号

射水市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した射水市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏  
形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の  
2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに關し協議することについて、同  
条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

射水市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

射水市及び南砺市が平成28年10月3日付で締結し、令和3年2月15日付で変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会や産学官民によるビジョン懇談会など、推進体制を整備・運営し、圏域の成長戦略である都市圏ビジョンの推進を図る。	高岡市と連携・協力して協議会や懇談会などの推進体制の整備・運営を主体的に行い、都市圏ビジョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとともに、射水市及び高岡市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促進、研究機関との共同開発等に係るサポート体制を構築・推進し、圏域の戦略産業の育成に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の戦略産業の育成に係る各種サポート体制の構築・推進に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種サポート体制の構築・推進及び圏域の戦略産業の育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等の地域資源を活用した、新商品の開発や販路開拓、ブランド育成等により、圏域経済の裾野拡大に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡大に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡大に取り組む。
観光資源の連携によるマーケティング及びプラン	南砺市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光	射水市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資

ディングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	資源を活用した各種観光施策に取り組む。	源を活用した各種観光施策に取り組む。
--------------------------------------	---------------------	--------------------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	射水市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に主体的に取り組む。	射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、I C T を活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービス	南砺市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	射水市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。

の充実に取り組む。		
I C T 教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	南砺市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	射水市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

## (2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に主体的に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。

信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。		
---------------------	--	--

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	射水市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	射水市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第117号

氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した氷見市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏  
形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の  
2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに關し協議することについて、同  
条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

氷見市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

氷見市及び南砺市が平成28年10月3日付で締結し、令和3年2月15日付け  
で変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携  
協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会 や産学金官民によるビジ ョン懇談会など、推進体 制を整備・運営し、圏域 の成長戦略である都市圏 ビジョンの推進を図る。	推進体制に参加するとともに、南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとともに、氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促 進、研究機関との共同開 発等に係るサポート体制 を構築・推進し、圏域の 戦略産業の育成に取り組 む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種サポート体制の構築・推進及び圏域の戦略産業の育成に取り組む。	氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種サポート体制の構築・推進及び圏域の戦略産業の育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等 の地域資源を活用した、 新商品の開発や販路開 拓、ブランド育成等によ り、圏域経済の裾野拡大 に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡大に取り組む。	氷見市及び高岡市と連携・協力して各種地域資源の活用による圏域経済の裾野拡大に取り組む。
観光資源の連携によるマ ーケティング及びプラン	南砺市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光資	氷見市及び関係機関と連携・協力して圏域の観光

デイングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	源を活用した各種観光施策に取り組む。	資源を活用した各種観光施策に取り組む。
--------------------------------------	--------------------	---------------------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	氷見市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	氷見市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	南砺市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	氷見市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ＩＣＴを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービス	南砺市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	氷見市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。

の充実に取り組む。		
ICT 教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	高岡市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に主体的に取り組む。	氷見市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

## (2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。	氷見市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民と	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種定住・	氷見市及び高岡市と連携・協力して各種定住・

の交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。	移住施策に取り組む。	移住施策に取り組む。
--------------------------------	------------	------------

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	氷見市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	氷見市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第118号

砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した砺波市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏  
形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の  
2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに關し協議することについて、同  
条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

砺波市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

砺波市及び南砺市が平成28年10月3日付で締結し、令和3年2月15日付け  
で変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携  
協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会 や産学金官民によるビジ ョン懇談会など、推進体 制を整備・運営し、圏域 の成長戦略である都市圏 ビジョンの推進を図る。	推進体制に参加するとともに、南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとともに、砺波市、高岡市及び射水市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促 進、研究機関との共同開 発等に係るサポート体制 を構築・推進し、圏域の 戦略産業の育成に取り組 む。	南砺市、高岡市及び射水 市と連携・協力して各種 サポート体制の構築・推 進及び圏域の戦略産業の 育成に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水 市と連携・協力して各種 サポート体制の構築・推 進及び圏域の戦略産業の 育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等 の地域資源を活用した、 新商品の開発や販路開 拓、ブランド育成等によ り、圏域経済の裾野拡大 に取り組む。	南砺市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。	砺波市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。
観光資源の連携によるマ ーケティング及びプラン	南砺市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光	砺波市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光

デイングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	資源を活用した各種観光施策に取り組む。	資源を活用した各種観光施策に取り組む。
--------------------------------------	---------------------	---------------------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	高岡市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に主体的に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	南砺市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	砺波市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ICTを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービスの	南砺市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。	砺波市、高岡市及び小矢部市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。

充実に取り組む。		
ICT 教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	南砺市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	砺波市、高岡市、氷見市及び小矢部市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

## (2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。	砺波市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民との交流促進、住環境の発	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移住施策に取り組む。

信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。		
---------------------	--	--

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	砺波市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	砺波市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第119号

小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の変更に  
関する協議について

平成28年10月3日付けで締結した小矢部市とのとやま呉西圏域連携中枢都市  
圏形成に係る連携協約について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条  
の2第4項の規定により、別紙のとおり変更することに關し協議することについて、  
同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田 中 幹 夫

小矢部市及び南砺市におけるとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る  
連携協約の一部を変更する連携協約

小矢部市及び南砺市が平成28年10月3日付で締結し、令和3年2月15日付  
けで変更したとやま呉西圏域連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連  
携協約を次のとおり締結する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

1 圏域全体の経済成長のけん引に関する取組

取組の内容	小矢部市の役割	南砺市の役割
構成市で組織する協議会 や産学金官民によるビジ ョン懇談会など、推進体 制を整備・運営し、圏域 の成長戦略である都市圏 ビジョンの推進を図る。	推進体制に参加するとともに、南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。	推進体制に参加するとともに、小矢部市、高岡市及び射水市と連携・協力して都市圏ビジョンの推進に取り組む。
異業種交流や新規創業促 進、研究機関との共同開 発等に係るサポート体制 を構築・推進し、圏域の 戦略産業の育成に取り組 む。	南砺市、高岡市及び射水 市と連携・協力して各種 サポート体制の構築・推 進及び圏域の戦略産業の 育成に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射 水市と連携・協力して各 種サポート体制の構築・ 推進及び圏域の戦略産業 の育成に取り組む。
伝統産業や農林水産物等 の地域資源を活用した、 新商品の開発や販路開 拓、ブランド育成等によ り、圏域経済の裾野拡大 に取り組む。	南砺市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連 携・協力して各種地域資 源の活用による圏域経済 の裾野拡大に取り組む。
観光資源の連携によるマ ーケティング及びプラン	南砺市及び関係機関と連 携・協力して圏域の観光	小矢部市及び関係機関と 連携・協力して圏域の観

デイングを推進し、国内外の誘客促進につながる戦略的な観光施策に取り組む。	資源を活用した各種観光施策に取り組む。	光資源を活用した各種観光施策に取り組む。
--------------------------------------	---------------------	----------------------

## 2 高次の都市機能の集積・強化に関する取組

取組の内容	小矢市の役割	南砺市の役割
がん医療等における高度な医療サービスの安定的供給や地域医療の質の向上につながる、医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	南砺市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。	小矢市、高岡市及び砺波市と連携・協力して圏域の医療連携の促進や機能強化・充実に取り組む。
鉄軌道を中心とする各種公共交通の連携強化を図り、利用促進や利便性の向上につながる広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。	小矢市及び高岡市と連携・協力して圏域の広域的公共交通網の構築・推進に取り組む。
高度専門的な研究施設整備や地域ニーズに対応する人材育成等に向け、圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	南砺市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。	小矢市及び射水市と連携・協力して圏域内の企業、大学、行政間の連携推進や活動支援に取り組む。

## 3 圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取組

### (1) 生活機能の強化に係る分野

取組の内容	小矢市の役割	南砺市の役割
病診連携の強化、看護人材の確保、子育て支援、ＩＣＴを活用した安定的な医療提供等、地域医療及び介護・福祉サービス	高岡市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に主体的に取り組む。	小矢市及び高岡市と連携・協力して地域医療及び介護・福祉サービスの充実に取り組む。

の充実に取り組む。		
I C T 教育の推進、地域の歴史文化の相互学習、施設の相互活用、スポーツ活動の機会の充実、交流の促進、競技力の向上等、圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。	高岡市及び氷見市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に主体的に取り組む。	小矢部市、高岡市及び氷見市と連携・協力して圏域の教育・文化・スポーツ振興施策に取り組む。
地域のにぎわい創出、企業誘致の推進、雇用機会の確保等、地域振興に係る各種施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に取り組む。	高岡市と連携・協力して地域振興に係る各種施策に主体的に取り組む。
自然災害や有害鳥獣等の各種対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射水市と連携・協力して各種災害対策に係る連携体制の構築・強化に取り組む。
環境負荷の低減と持続可能な社会形成に向け、環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射水市と連携・協力して環境保全活動や各種生活関連機能の相互連携に取り組む。

## (2) 結びつきやネットワークの強化に係る分野

取組の内容	小矢部市の役割	南砺市の役割
住民の移動手段となる電車・バス等、地域公共交通のネットワーク強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。	小矢部市、高岡市及び射水市と連携・協力して地域公共交通のネットワーク強化に係る各種施策に取り組む。
定住・移住に係る総合的支援、圏域内外の住民と	南砺市及び高岡市と連携・協力して各種定住・移	小矢部市及び高岡市と連携・協力して各種定住・

の交流促進、住環境の発信等、圏域定着の促進・強化に取り組む。	住施策に取り組む。	移住施策に取り組む。
--------------------------------	-----------	------------

(3) 圏域マネジメント能力の強化に係る分野

取組の内容	小矢部市の役割	南砺市の役割
人事交流、統一的な職員研修、公共施設の相互利用、権限移譲の調査・研究等、圏域マネジメント能力の強化に係る連携施策に取り組む。	南砺市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。	小矢部市及び高岡市と連携・協力して圏域マネジメント能力の強化に係る各種連携施策に取り組む。

議案第120号

字の区域の変更及び廃止について

土地改良事業（石黒東部地区）施行の結果、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、別記調書のとおり字の区域を変更及び廃止したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

## 変更調書

### 1 字の区域の変更に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「和泉」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	岩木		516 番 1 の一部、516 番 2 の一部、517 番 1 の一部、 517 番 2 の一部、951 番、952 番、953 番、 954 番の一部、955 番の一部
南砺市	松木		269 番の一部、313 番、2019 番 3 の一部、 3013 番の一部
南砺市	川西		121 番、744 番

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「岩木」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	和泉		457 番の一部、458 番の一部、3111 番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「松木」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	川西		7 番 1、7 番 2、7 番 3、8 番 2、9 番 2、10 番 2、 2004 番 2 の一部、2005 番 2 の一部、3004 番 2 の一部
南砺市	遊部川原		47 番 1、48 番 1、48 番 3、49 番 1、49 番 2、50 番、 3012 番
南砺市	和泉		287 番 1 の一部、287 番 2 の一部、291 番 1 の一部、 291 番 2 の一部、291 番 3 の一部、292 番、 2062 番の一部、2075 番の一部、2076 番の一部、 3050 番の一部、3058 番の一部、3059 番の一部、 3112 番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「遊部川原」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	松木		20番1、20番2、20番3、52番の一部、 2006番3の一部、2025番6の一部、 3019番3の一部
南砺市	和泉		2007番の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

市町村名	従前の大字、字の区域を変更し、大字「八幡」に編入する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	福光	細江	140番1、140番2、141番1、141番2、143番1、 143番2、144番、145番、146番、147番、148番、 149番1、149番2、150番1、150番2、151番1、 151番2、152番1、152番2
南砺市	福光	笹塚	224番1、224番2、224番3、224番4、224番5、 225番1の一部、225番2の一部
南砺市	福光	若林	95番2の一部、95番3の一部
南砺市	福光	殿館	307番1の一部、308番1、308番2、309番1、 309番2、310番1、310番2

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

## 2 字の区域の廃止に関するもの

市町村名	従前の字の区域を廃止する区域		
	大字名	字名	地番
南砺市	福光	若林	95番2の一部、95番3の一部
南砺市	福光	笹塚	225番1の一部、225番2の一部
南砺市	福光	殿館	307番1の一部

上記の区域内にある市有地の全部を含む。

議案第121号

財産の減額貸付について

下記のとおり財産を減額貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

1 財産の名称 イオックス・ヴァルト

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地	南砺市才川七字荒山5番 外10筆	1, 127. 14 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	69. 52 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	69. 52 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	69. 52 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	69. 52 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	69. 52 m <sup>2</sup>
建物（木造平屋建）	南砺市才川七字荒山5番地	149. 78 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	199. 15 m <sup>2</sup>
建物（木造平屋建）	南砺市才川七字荒山5番地	288. 73 m <sup>2</sup>

建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	61. 25 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	61. 25 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	61. 25 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	61. 25 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	61. 25 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	64. 13 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	64. 13 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	71. 30 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	71. 30 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市才川七字荒山5番地	108. 16 m <sup>2</sup>
建物（木造平屋建）	南砺市才川七字荒山5番地	17. 95 m <sup>2</sup>

3 貸付価格 年額237,000円

4 貸付期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

5 貸付の相手方 住所 南砺市才川七字荒山5番地

氏名 イオックスヴァルト企業組合

代表理事 北島 清

議案第122号

財産の減額貸付について

下記のとおり財産を減額貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

1 財産の名称 国民宿舎「五箇山荘」

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地	南砺市田向333番1 外41筆	6, 177.71 m <sup>2</sup>
建物 (鉄筋コンクリート造4階建)	南砺市田向333番地1	2, 924.51 m <sup>2</sup>

3 貸付価格 年額200,200円

4 貸付期間 令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

5 貸付の相手方 住所 南砺市大島104番地

氏名 株式会社五箇山企画

代表取締役 長田 一政

議案第123号

財産の減額貸付について

下記のとおり財産を減額貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

1 財産の名称 利賀活性化施設（利賀瞑想の郷）

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地	南砺市利賀村上畠101番外42筆	24, 185m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市利賀村上畠101番地	310. 04m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市利賀村上畠101番地	145. 74m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市利賀村上畠101番地	384. 23m <sup>2</sup>
建物（木造平屋建）	南砺市利賀村上畠101番地	10. 18m <sup>2</sup>
建物（木造平屋建）	南砺市利賀村上畠101番地	10. 18m <sup>2</sup>
建物（木造平屋建）	南砺市利賀村上畠101番地	54m <sup>2</sup>
建物（木造平屋建）	南砺市利賀村上畠101番地	49. 68m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市利賀村上畠101番地	384. 23m <sup>2</sup>

建物（木造平屋建）	南砺市利賀村上畠101番地	59.62m <sup>2</sup>
-----------	---------------	---------------------

3 貸付価格 年額202,160円

4 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

5 貸付の相手方 住所

氏名 中尾 英力

議案第124号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

1 財産の名称 喜知屋（南砺市福野文化創造センター分館）

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地	南砺市福野1655番 外7筆	766.89m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市福野1655番地	498.34m <sup>2</sup>

3 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 貸付の相手方 住所

氏名 西尾 雄造

議案第125号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

1 財産の名称 南砺市高瀬コミュニティ施設（あずまだち高瀬）

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地	南砺市北市128番4 外2筆	1, 679. 99 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市北市128番地4	311. 94 m <sup>2</sup>
建物（木造2階建）	南砺市北市128番地4	64. 58 m <sup>2</sup>

3 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 貸付の相手方 住所 南砺市川西588番地1

氏名 株式会社 t a i l - w e s t

代表取締役 西尾 雄造

議案第126号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

1 財産の名称 たいらマウンテンスクール

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地	南砺市東中江字西平 677番3の一部	460.60m <sup>2</sup>
建物 (鉄筋コンクリート造 2階建地下1階)	南砺市東中江790番地	1,290.44m <sup>2</sup>

3 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 貸付の相手方 住所 南砺市東中江215番地

氏名 一般財団法人五箇山和紙の里

代表理事 東秀幸

議案第127号

財産の無償貸付について

下記のとおり財産を無償貸付したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

1 財産の名称 たいらマウンテンスクール体育館

2 財産の種別、数量

種別	所在地	数量
土地	南砺市東中江字西平677番3の一部	446.85m <sup>2</sup>
建物 (鉄骨造平屋建)	南砺市東中江790番地	446.85m <sup>2</sup>

3 貸付期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 貸付の相手方 住所

氏名 山本 綾乃

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償に係る和解について専決処分したので、同条第2項の規定により下記のとおり報告する。

令和7年12月4日提出

南砺市長 田中幹夫

記

専決番号	概要	和解の相手方	損害賠償額	専決処分年月日
7	令和7年8月6日に南砺市梅野地内で発生した市有自動車の交通事故	南砺市在住1名	市が支払う額 0円 市が受け取る額 524,623円	令和7年 9月10日
8	令和7年8月18日に砺波市庄川町天正地内で発生した市有自動車の交通事故	砺波市在住1名	市が支払う額 145,464円 市が受け取る額 0円	令和7年 9月30日